

全員協議会会議次第

日 時：令和6年2月21日
午前9時
場 所：全員協議会室

1 開 会

2 協議事項

- (1) 東御市病院事業経営強化プランについて (資料No.1) 【市民病院】 9:00～9:10
- (2) 重度心身障害児年金の段階的引き下げと廃止について(資料No.2) 【健康福祉部】 9:10～9:25
- (3) 介護保険料の改定について (資料No.3) 【健康福祉部】 9:25～9:35
- (4) 物価高騰住民税非課税世帯支援給付金及び低所得世帯への子ども加算給付金について
(資料No.4) 【健康福祉部】 9:35～9:45
- (5) 能登半島地震被災地支援について (資料No.5) 【総務部】 9:45～9:55
- (6) 東御市の財政見直しについて (資料No.6) 【総務部】 9:55～10:05
- (7) 東御市の財務書類 (令和4年度) について (資料No.7) 【総務部】 10:05～10:15
- (8) 令和6年度東御市土地開発公社予算について (資料No.8) 【土地開発公社】 10:15～10:25

(10:25 ～ 休憩 ～ 10:40)

(9) 東御市都市公園条例の一部改正の概要について (資料No.9) 【都市整備部】 10:40～10:50

(10) 東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定について
(資料No.10) 【都市整備部】 10:50～11:00

(11) 大雪による農業施設の被害状況について (資料No.11) 【産業経済部】 11:00～11:10

(12) 後期高齢者医療保険料の改定について (資料No.12) 【市民生活部】 11:10～11:20

(13) 個人住民税の定額減税について (資料No.13) 【市民生活部】 11:20～11:30

(14) 東御市市営合葬式墓地整備の方針について (資料No.14) 【市民生活部】 11:30～11:40

(15) 第3次東御市総合計画・前期基本計画 (案) について (資料No.15)
【企画振興部】 11:40～11:50

(16) 湯の丸高原スポーツ交流施設の進捗状況について(資料No.16) 【企画振興部】 11:50～12:00

(12:00 ～ 昼食 ～ 13:00)

(17) 第82回国民スポーツ大会東御市準備委員会の設立について (資料No.17)
【企画振興部】 13:00～13:10

東御市病院事業経営強化プランについて

国は令和4年3月に公表した「公立病院経営強化ガイドライン」において、「持続可能な地域医療提供体制を確保するため、公立病院の経営強化が重要である」とし、全国の自治体に対して、「公立病院経営強化プランを策定し、病院事業の経営強化に総合的に取り組むこと」を求めています。

当市においては、現在、令和6年度までを計画期間とする「東御市病院事業第3次経営改善計画」により、病院事業の改革に取り組んでいるところですが、当計画を点検したうえで、国のガイドラインに沿った「東御市病院事業経営強化プラン」を、第4次経営改善計画として策定することとしました。

1. 経営強化プランに記載する主な内容

- (1) 公立病院の役割・機能の最適化と連携の強化
- (2) 医師・看護師の確保と働き方改革
- (3) 経営形態の見直し
- (4) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組
- (5) 施設・設備の最適化
- (6) 経営の効率化等

2. 計画期間

令和6年度～令和9年度まで（4年間）

3. 計画策定スケジュール

- (1) パブリックコメント：2月13日～3月13日
- (2) 東御市病院等運営協議会からの答申：3月15日
- (3) 計画策定：3月下旬

分析結果を踏まえた今後の方向性・検討すべき事項

人口構造の変化による課題

- ◆ **医療需要の変化への対応**
 将来の推移をみると、高齢化による患者増と人口減少による患者減の双方が影響し、入院需要は令和22年までは若干増加し、その後は減少していく見込みとなっています。また、外来需要においては、令和2年以降一貫して減少していく見込みとなっています。以上のことから、当院は自治体病院、地域の中核病院としての役割を担いつつ、地域医療構想、診療報酬改定等に対応した病床機能の見直しの検討を進めていきます。
- ◆ **生産労働人口の減少への対応**
 将来的な働き手不足の状況を踏まえると、医師・看護師をはじめとする医療従事者の確保が、安定した医療を提供するうえでの課題であります。そのため、当院では、今後の時代に即した魅力ある職場づくり、選ばれる職場づくりを進めていきます。主な取り組みとしては、以下の項目などの検討・実施を進め、安定した医療提供に努めます。
 - ・医師の確保策の実施
 働き方改革、採用活動の強化、資格取得・維持の支援、研修医等の積極的な受け入れ
 - ・看護師の確保策の実施
 夜勤負担軽減、時間外労働の削減、適正な評価と待遇の推進

経営面での課題

- ◆ **病床の有効利用と業務改善への対応**
 病床の稼働を上げるためのベッドの調整と業務改善のため、以下の取り組みを進めていく必要があります。
 - ・病床の有効利用
 感染症患者の受け入れを見据えつつ、救急患者を受け入れるための空床管理
 - ・入退院の連携体制の構築等
 外来から入院、退院への切れ目ない連携体制の構築と、入院に関わる業務のスリム化等
- ◆ **財務上の課題への対応**
 経営赤字が発生した場合に市から補助される基準外繰入金 の縮減と経営の黒字化を目指すため、診療体制の整備等による経営改善が喫緊の課題となっています。また、年々増加する人件費の抑制対策や物価高騰などにより増加した経費の削減対策のほか、建築から20年程が経過し老朽化した病院施設・設備の適正管理と整備費の抑制対策にも取り組む必要があります。

【健康と暮らしを守り・支え、未来を拓くコミュニティホスピタル】

地域医療構想等を踏まえた病院事業の果たすべき役割・機能

- 1 **地域に密着したコミュニティホスピタルを目指す**
 - 地域密着型病院として、総合診療を軸とした医療、リハビリ、栄養管理等の提供
 - 在宅医療への積極的な取り組みと、外来・入院から在宅までの切れ目ない支援
- 2 **自治体病院として総合的な医療や各種診療体制の整備維持に取り組む**
 - 病床機能の最適化
 - 救急医療体制の強化
 - 小児・周産期医療の維持
 - 地域包括ケアシステムの中核として「治し、支える医療」の提供
- 3 **関係機関との連携体制を強化し地域包括ケアシステムの充実に取り組む**
 - 東御市総合福祉センターや身体教育医学研究所との連携による予防医療、健康増進、福祉、介護への貢献
 - 東御市民病院とみまき温泉診療所の連携による、安心して療養できる環境の整備
 - 地域における多職種連携を深めることによる、医療機関や福祉・介護施設との紹介・逆紹介の向上
- 4 **「更なる」医療の質向上に継続的に取り組む**
 - 医療安全管理体制及び感染防止対策の強化
 - 多職種によるチーム医療の推進
 - 施設・設備の最適化
- 5 **地域とのつながりを重視したネットワークづくりに取り組む**
 - 医療・介護の連携強化による訪問診療の充実
 - 訪問看護・訪問リハビリの実施における地域ケア関係機関との連携
- 6 **地域医療提供の為に人材の確保・育成、働き方改革の実現にむけて取り組む**
 - 医師の働き方改革の継続実施
 - 専門・認定看護師の確保、育成等による体制の充実
 - 業務改善・効率化の推進

経営強化プラン対象期間中の収支計画（目標値）

1. 収益的収支

経常収支について、令和8年度からの黒字化を目指します。

（単位：百万円）

項目		実績			目標				
		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
全体	収入（A）	1,875	2,008	2,151	2,057	2,174	2,224	2,271	2,270
	支出（B）	1,899	1,930	2,078	2,122	2,191	2,226	2,244	2,242
	経常損益（A-B）	▲ 24	78	73	▲ 65	▲ 17	▲ 2	27	28
病院	収入（A）	1,696	1,831	1,956	1,861	1,975	2,016	2,063	2,062
	支出（B）	1,717	1,752	1,876	1,904	1,974	2,009	2,027	2,027
	経常損益（A-B）	▲ 21	79	80	▲ 43	1	7	36	35
診療所	収入（A）	129	138	154	155	155	160	160	160
	支出（B）	105	103	131	145	145	145	145	145
	経常損益（A-B）	24	35	23	10	10	15	15	15
助産所	収入（A）	50	39	41	41	44	48	48	48
	支出（B）	77	75	71	73	72	72	72	70
	経常損益（A-B）	▲ 27	▲ 36	▲ 30	▲ 32	▲ 28	▲ 24	▲ 24	▲ 22

2. 基準外繰入金

総務省の示す繰出基準に基づかない繰入金について、令和6年度以降は1億円以下に抑えることを目指します。

（単位：百万円）

項目	実績			目標				
	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
一般会計からの 基準外繰入の額	212	0	7	0	100	100	100	100

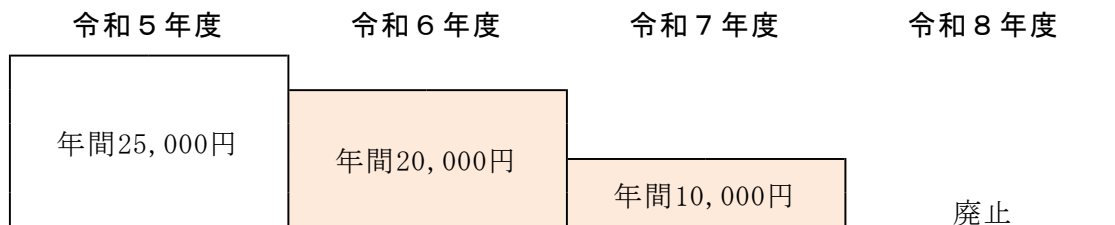
重度心身障害児年金の段階的引き下げと廃止について

健康福祉部 子ども家庭支援課

重度心身障害児年金は、在宅の心身障がい児の福祉の増進に寄与することを目的として昭和42年に創設された制度であります。

この間、特別児童扶養手当や障害児福祉手当の整備をはじめ、日中活動や生活の場の提供、移動・生活支援サービスの整備により、障がい児への福祉は充実してきています。

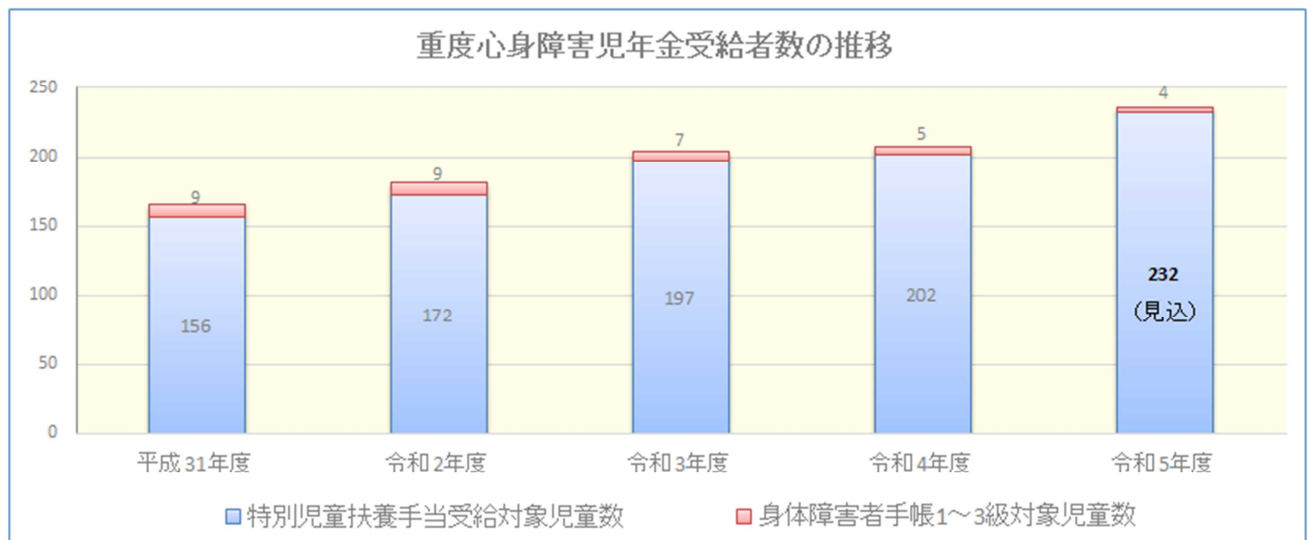
制度創設から50年が経過し、障がい児の生活を支えるという当時の意義が薄れてきていること、また利用料負担を伴わない家庭支援サービス給付が整ってきていることから「重度心身障害児年金」については段階的に引き下げを行い、令和8年3月31日をもって廃止します。



1、「重度心身障害児年金」見直しの目的

発達障がいへの認知・理解が広がる中、今後ますます障がい児福祉費の増加が見込まれます。

このような状況を踏まえ、これまで現金給付として支給してきた重度心身障害児年金の根本的な見直しを行い、これにより得られた財源を、利用者負担を伴わない障がい児福祉サービス給付の一層の充実へ振り分けていきます。



2、利用者負担を伴わない障がい児福祉サービス給付

改正児童福祉法（令和6年4月施行）において新たに位置付けられた家庭支援事業（子育て世

帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業)、支援対象児童等見守り強化事業を柱に、現金給付からサービス給付への転換を進めます。

(1) 子育て世帯訪問支援事業

- ◆ 家事支援(食事の準備、洗濯、掃除、買い物代行等)や育児支援(学校等への送迎、育児の代行、生活の支援等)を実施
- ◆ 利用料を市が全額公費で賄うことにより、子育ての経済的負担を軽減

(2) 親子関係形成支援事業

- ◆ 親子の関係性や発達に応じた子どもとの関わり方を学ぶペアレントトレーニングの実施
- ◆ 利用料を市が全額公費で賄うことにより、子育ての経済的負担を軽減

(3) 支援対象児童等見守り強化事業

- ◆ 支援員が家庭や居場所へ訪問し、子どもの様子の把握や家庭の悩みを傾聴するなど様々な見守りを実施
- ◆ 訪問時に日用品や食材の提供が可能
- ◆ 利用料を市が全額公費で賄うことにより、子育ての経済的負担を軽減

(4) 児童育成支援拠点事業(子ども第三の居場所)

- ◆ 様々な困難を抱えている子どもを対象に、週5日、13時~20時まで安心して過ごせる居場所を提供
- ◆ 利用料を市が全額公費で賄うことにより、子育ての経済的負担を軽減(但し、食材等の実費負担あり)

3、これまでの検討経緯

令和5年12月18日	令和5年度 第3回子どもサポートセンター運営委員会 ・重度心身障害児年金の廃止に係る検討協議
令和6年1月27日	第1回 保護者説明会 (障がい児の親の会「はこべの会」、発達障がい児の親の会「ぴかそくらぶ」)
令和6年2月7日	平成5年度 第2回子育て支援審議会 ・重度心身障害児年金の段階的引き下げによる廃止について(案)審議
令和6年2月8日	第2回 保護者説明会 (障がい児の親の会「はこべの会」、発達障がい児の親の会「ぴかそくらぶ」)

介護保険料の改定について

1 改定の概要

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、今後想定される介護給付費の増加を見据え、介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、次のとおり介護保険料を改定し、低所得者の保険料上昇の抑制と第1号被保険者間での所得の再配分機能の強化を図ります。

なお、保険料基準額については、基金から繰入を行うことにより、第8期と同額を維持します。

- (1) 基準所得金額の範囲を改め、所得段階を11段階から13段階とします。
- (2) 第1段階から第3段階までの低所得者（住民税非課税世帯等）の保険料率を引き下げます。
- (3) 第10段階以上の高所得者（合計所得420万円以上）の方の保険料率を引き上げます。

【所得段階別基準所得金額及び保険料率】

所得段階	改正案	現 行
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護被保護者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の者 19,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護被保護者 ・世帯全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の者 20,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の者 32,300円	世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超120万円以下の者 33,300円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階から第2段階に該当しない者 45,600円	世帯全員が住民税非課税で第1段階から第2段階に該当しない者 46,700円
第4段階	改定なし	世帯のどなたかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の者 60,000円
第5段階	改定なし	世帯のどなたかに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える者 66,600円
第6段階	改定なし	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の者 83,300円

所得段階	改正案	現 行
第 7 段階	改定なし	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の者 89,900円
第 8 段階	改定なし	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の者 106,600円
第 9 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上 420万円未満 の者 116,600円	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上 400万円未満 の者 116,600円
第 10 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満 の者 129,900円	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 400万円以上600万円未満 の者 123,200円
第 11 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満 の者 143,200円	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が 600万円以上 の者 129,900円
第 12 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の者 156,500円	<u>(新設)</u>
第 13 段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の者 163,200円	<u>(新設)</u>

※第 1 段階から第 3 段階については、低所得者保険料軽減後の保険率を記載。

※第 1 段階から第 5 段階の合計所得金額には、課税年金等に係る雑所得は含まない。

2 その他

- (1) 省令の施行日に合わせ、介護保険料改定に係る条例改正の施行期日は令和 6 年 4 月 1 日とします。
- (2) 改正後の規定については、令和 6 年度分の介護保険料から適用します。

物価高騰住民税非課税世帯(所得割非課税世帯)給付金について

1 事業概要

- (1) 支給額 一世帯当たり10万円
- (2) 基準日 令和5年12月1日
- (3) 対象世帯 ①令和5年度分住民税が均等割のみ課税されている世帯
※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- (4) 支給方法 登録口座に振込
- (5) 初回支給日 令和6年3月25日(月) 予定

2 事業に要する費用 令和5年度東御市一般会計補正予算(第14号)

事業費 85,948千円(実施に必要な経費を国が全額補助)

- ①給付金：85,000千円(対象世帯見込数 850世帯×100千円)
- ②事務費：948千円 時間外勤務手当45千円、消耗品購入134千円、封筒印刷100千円、郵便料109千円、口座振込手数料10千円、システム改修委託料550千円

3 スケジュール(予定)

- 2月下旬 ・システム改修、対象世帯リスト作成、振込口座及び税情報等取り込み
- 3月初旬～ ・対象世帯に対してお知らせ通知、確認書等の発送
・振込手続き
- 3月25日 ・初回支給日 以降随時振込

4 周知

市報、市ホームページ、福祉課窓口 他

低所得世帯支援（非課税世帯・住民税非課税均等割のみ課税世帯）へのこども加算給付金について

1 事業概要

- (1) 支給額 児童1人当たり5万円
- (2) 基準日 令和5年12月1日
- (3) 対象世帯 ①世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
②令和5年度分住民税が均等割のみ課税されている世帯
※住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く
- (4) 対象児童 基準日（令和5年12月1日）時点で同一世帯にいる18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日以降に生まれた児童）
- (5) 支給方法 登録口座に振込
- (6) 初回支給日 令和6年3月25日（月）予定

2 事業に要する費用 令和5年度東御市一般会計補正予算（第14号）

事業費 25,698千円（実施に必要な経費を国が全額補助）

- ①給付金：25,000千円（対象児童見込数 500人×50千円）
 - （内訳）・住民税均等割非課税世帯の児童数 350人
 - ・住民税均等割のみ課税世帯の児童数 150人
- ②事務費：698千円 時間外勤務手当45千円、消耗品購入91千円、封筒印刷50千円、郵便料57千円、口座振込手数料5千円、システム改修委託料450千円

3 スケジュール（予定）

- 2月下旬 ・システム改修、対象児童リスト作成、振込口座及び税情報等取り込み
- 3月初旬～ ・対象世帯に対してお知らせ通知、確認書等の発送
・振込手続き
- 3月25日 ・初回支給日 以降随時振込

4 周知

市報、市ホームページ、福祉課窓口 他

能登半島地震被災地支援について

2月21日時点

1 人的支援について

- (1) 総務省の「応急対策職員派遣制度」による「対口支援団体」方式により、長野県として県、市長会、町村会合同による長野県合同災害支援チーム（チームながの）を編成し、「輪島市」「羽咋市」の求めに応じた業務の支援を実施
- (2) 日本水道協会の要請による応援給水支援
- (3) 日本医師会災害医療チーム（JMAT）の要請による医療支援

※派遣状況については、別紙

2 物的支援について

令和6年1月3日に石川県七尾市へ支援物資として備蓄品の一部を発送

支援物資	数量
アルファ米等食料品	3,600食
飲料水（2ℓ）ペットボトル	558本
ブルーシート（3.6m×3.6m）	41枚

3 その他支援

- (1) 災害義援金募金箱3か所設置（市役所本館、総合福祉センター、市民病院）
- (2) 義援物資受入に関する情報提供（市ウェブサイト）
- (3) 災害ボランティア活動に関する情報提供（市ウェブサイト）
- (4) 被災者の一時的な住まいとしての市営住宅提供に関する情報提供（県ウェブサイト）

能登半島地震に係る人的支援（応急対応） 派遣表

資料№5-2

総務部総務課

○「チームながの」支援

市町村	支援	内容等	1月																															2月																															3月																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
			パート							1							2							3							4							5							6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
羽咋市	廃棄物処理	○活動内容・受付・車両指導 ○活動場所：羽咋運動公園 ○宿泊先：国立能登青少年交流の家	上小・諏訪10名																															上小・諏訪10名																															上小・諏訪6名																															上小・諏訪6名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			下伊那・大北10名																															長野・木曾10名																															松本・北信10名																															佐久・上伊那6名																															下伊那・大北6名																															長野・木曾6名																															下伊那・大北6名																															松本・北信6名																															佐久・上伊那6名																																																																																																																																																																																						
市町村	家屋調査 権限証明 (認定調査経験者4人 税務経験者6人)	○活動内容 ①被害認定調査の実施 ②権限証明書発行窓口 ○宿泊先：国立能登青少年交流の家	長野・木曾10名																															下伊那・大北10名																															松本・北信10名																															佐久・上伊那10名																															上小・諏訪10名																															下伊那・大北10名																															佐久・上伊那10名																															松本・北信10名																															上小・諏訪10名																																																																																																																																																																																						
			【上小】 上田市 2名 東御市 1名 長和町 1名 青木村 1名																															【上小】 上田市 2名 東御市 1名 長和町 1名 青木村 1名																															【上小】 上田市 2名 東御市 1名 長和町 1名 青木村 1名																															【上小】 上田市 2名 東御市 1名 長和町 1名 青木村 1名																															【上小】 上田市 2名 東御市 1名 長和町 1名 青木村 1名																															【上小】 上田市 2名 東御市 1名 長和町 1名 青木村 1名																															【上小】 上田市 2名 東御市 1名 長和町 1名 青木村 1名																															【上小】 上田市 2名 東御市 1名 長和町 1名 青木村 1名																																																																																																																																																																																																																					
輪島市	避難所支援	○活動内容 避難所運営支援 ○活動場所 石川県立和島高等学校 ○宿泊先 日本航空高等学校204号会議室 ○活動体制 24時間2交代制(別紙参照)	松本3名																															松本3名																															上小4～6名																															上小4～6名																															長野4～6名																															長野4～6名																															佐久4～6名																															佐久4～6名																															下伊那4～6名																															下伊那4～6名																																																																																																																																																							
			北信3名																															北信3名																															諏訪4～6名																															諏訪4～6名																															木曾4～6名																															木曾4～6名																															上伊那4～6名																															上伊那4～6名																															大北4～6名																															大北4～6名																															長野4～6名																															長野4～6名																															木曾4～6名																															木曾4～6名																											
市町村	給水支援	○活動内容 日本水道協会の要請に基づき給水支援	給水車1台 職員4名																															給水車1台 職員4名																															給水車1台 職員4名																															給水車1台 職員4名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
			【上小】 東御市 2名 長和町 2名																															【上小】 東御市 2名 長和町 2名																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															

○その他支援

市町村	支援	内容等	1月																															2月																															3月																														
			パート							1							2							3							4							5							6																																																		
			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日																																																			
七尾市	給水支援	○活動内容 日本水道協会の要請に基づき給水支援	給水車1台 職員4名																															給水車1台 職員4名																															給水車1台 職員4名																														
白山市	JMAT	○活動内容 日本医師会の要請に基づき被災地における医療支援 ○活動場所 石川県内	医師を含む 職員4名 (市民病院)																															医師を含む 職員4名 (市民病院)																															医師を含む 職員4名 (市民病院)																														

東御市の財政見通しについて

○令和5年度～令和8年度（当初予算額ベース）

（単位：百万円）

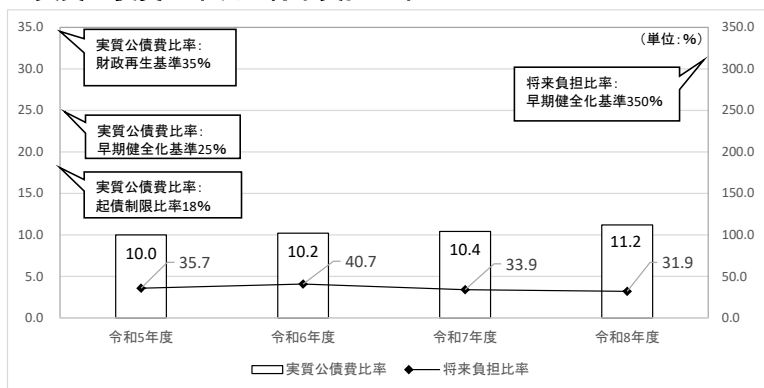
	区分	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
歳入	市税	4,059	4,099	4,087	4,114
	地方交付税等 ①	5,368	5,501	5,425	5,425
	地方債 （臨時財政対策債含む）	606	484	484	484
	繰入金	1,066	1,160	1,070	1,180
	その他 ②	3,893	4,096	4,239	4,329
歳入合計		14,992	15,340	15,305	15,532
歳出	義務的経費 ③	7,231	7,348	7,231	7,456
	投資的経費 ④	991	950	951	950
	その他行政経費 ⑤	6,770	7,042	7,123	7,126
歳出合計		14,992	15,340	15,305	15,532

<備考>

- ① 地方交付税等は、地方交付税の他に地方消費税交付金等の交付金や、自動車重量譲与税等の地方譲与税を含む。
- ② 歳入その他は、国県支出金、寄附金、諸収入等を集計したもの。
- ③ 義務的経費は、人件費、扶助費、公債費を集計したもの。
- ④ 投資的経費は、普通建設事業費、災害復旧事業費を集計したもの。
- ⑤ 歳出その他行政経費は、物件費、補助費等、維持補修費、繰出金等を集計したもの。

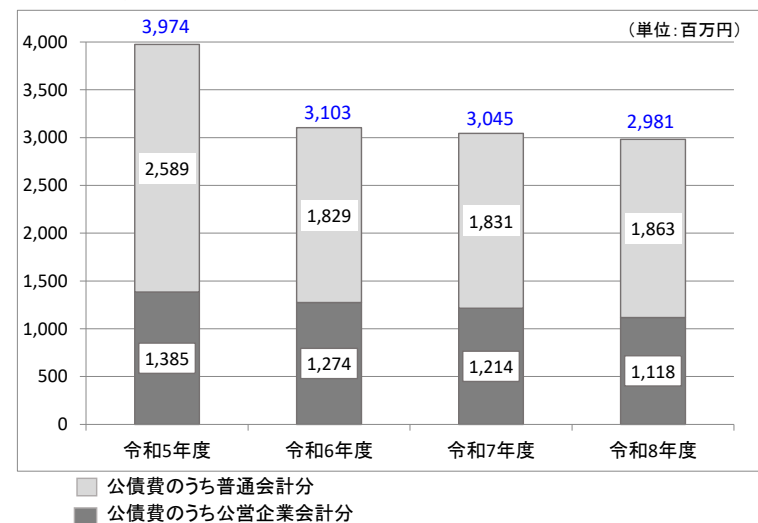
財政指標の見通し

1 実質公債費比率及び将来負担比率

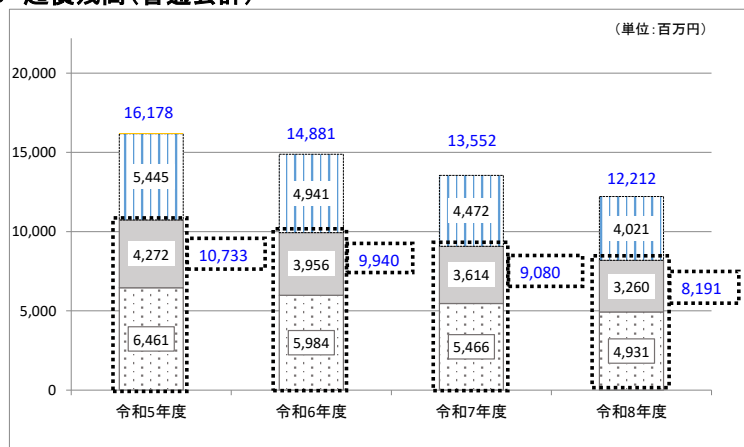


- ・実質公債費比率…一般会計等が負担する公債費等の標準財政規模に対する割合(3力年平均)
- ・将来負担比率…一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合
- ・財政再生基準…国等の関与により確実な再生を図る段階
- ・早期健全化基準…自主的な改善努力により財政健全化を図る段階
- ・起債制限比率…地方債発行に国または県の許可を要する段階

2 公債費(普通会計及び公営企業)

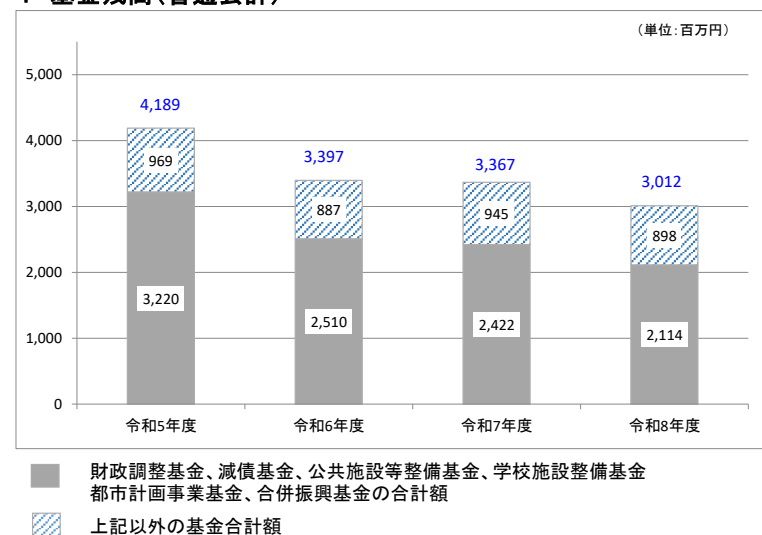


3 起債残高(普通会計)



- 臨時財政対策債(全額交付税措置)
- 起債残高(臨時財政対策債を除く)
- 起債残高(臨時財政対策債を除く)のうち交付税措置分(約4割)
- 起債残高(臨時財政対策債を除く)のうち市負担分

4 基金残高(普通会計)



東御市の統一的な基準による財務書類（令和4年度 一般会計等）概要

① 貸借対照表(バランスシート)

貸借対照表は会計年度末時点において市の資産と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄ってきたかを一目で分かるようにしたものです。左側に資産を表示し、右側に負債及び資産と負債の差額である純資産を表示しています。

資産の部（これまで積み上げてきた資産）		負債の部（将来世代が負担する金額）	
1 固定 資産	(1) 事業用資産 庁舎、学校、保育所、体育館、 市営住宅、地区集会所など	276億9,624万円	1 固定負債 (1) 地方債 155億8,445万円
	(2) インフラ資産 道路、公園、橋梁、上下水道など	172億9,303万円	(2) 退職手当引当金 15億3,174万円
	(3) 物品、ソフトウェアなど	5億6,377万円	(3) その他の固定負債 1億2,985万円
	(4) 投資その他の資産	87億1,638万円	2 流動負債 (1) 賞与等引当金 1億5,259万円
			(2) その他の流動負債 26億1,675万円
			負債合計 200億1,539万円
2 流動 資産	(1) 現金預金	9億9,539万円	純資産の部（現在までの世代が負担した金額）
	(2) 基金、未収金など	25億6,508万円	
資産合計		578億2,989万円	純資産合計 378億1,450万円
			負債及び純資産合計 578億2,989万円

④ 資金収支計算書

現金の流れを示すものです。その収支を性質に応じて区分して表示することで、市がどのような活動に資金を必要としているかを表示しています。

前年度末資金残高（繰越金）	9億6,827万円
本年度資金収支額	△1億3,178万円
1 業務活動収支	24億2,558万円
税金、国県等補助金、人件費など	
2 投資活動収支	△13億3,625万円
公共施設等整備費支出、国県等補助金など	
3 財務活動収支	△12億2,112万円
地方債等発行、償還など	
本年度末歳計外現金残高（預り金）	1億5,890万円
本年度末現金預金残高	9億9,539万円

③ 純資産変動計算書

市の純資産（資産から負債を引いた残り）が年度内にどのように増減したかを明らかにするものです。総額としての純資産の変動に加え、それがどのような財源や要因で増減したかの情報を表示しています。

前年度末純資産残高	394億5,607万円
本年度変動高	△16億4,157万円
△純行政コスト	△132億3,938万円
財源	136億2,081万円
(市税、地方交付税、国・県補助金)	
資産形成への充当	△21億5,584万円
その他	1億3,283万円
本年度末純資産残高	378億1,450万円

市の資産と負債の状況

① 住民1人当たりの資産と負債残高（令和5年3月31日現在人口 29,412人）

資産 = 197万円 負債 = 68万円

② 純資産比率（今までの世代で負担済分）・・・ 65.4%

社会資本に対する、現在までの世代がすでに負担している割合（社会資本形成の世代間比率）【純資産／総資産】

③ 資産老朽化比率（資産の老朽割合）・・・・・・ 60.5%

償却資産の耐用年数に対して、取得からどの程度経過しているか把握する割合【減価償却累計額／取得価額】

※ 令和4年度末現在：償却資産取得価額等： 843億8,830万円 減価償却累計額： 510億7,946万円

④ 負債比率（純資産に対する負債の割合）・・・・・・ 52.9%

この比率が低いほど財政状況が健全であることを示します。

市の令和4年度財政運営の総括

① 業務活動収支 24億2,558万円 ⇒ 堅調な財政運営
 ② 投資活動収支 △13億3,625万円（基金積立、資産形成）
 ③ 財務活動収支 △12億2,112万円（将来世代の負担）
 ①～③の合計である令和4年度の資金収支は △1億3,178万円

前年度末資金残高及び本年度末歳計外現金残高との合計は 9億9,539万円

② 行政コスト計算書

市の経常的な活動に伴うコストと使用料・手数料等の収入を示すものです。従来の官庁会計では捕捉できなかった減価償却費など非現金コストについても計上しています。経常費用合計から経常収益合計を差引いたものが当該年度の純経常行政コストとなります。

経常費用	135億6,841万円
人件費	30億3,403万円
人件費、退職手当引当金繰入など	
物件費等	47億3,694万円
物件費、減価償却費、維持補修費など	
その他の業務費用	1億8,932万円
支払利息など	
移転費用	56億812万円
補助金等、社会保障給付、他会計への支出など	
経常収益	6億6,968万円
純経常行政コスト (経常費用－経常収益)	128億9,873万円
臨時損失 災害復旧費など	3億8,787万円
臨時利益 資産売却益など	4,722万円
純行政コスト (純経常行政コスト+臨時損失－臨時利益)	132億3,938万円

① 業務活動収支

毎年度継続的に行われる行政サービスに係る収入、支出を示しています。数値がプラスであることから、人件費等の経常的な活動に必要な支出を税収等の経常的な収入で賄えていることが分かります。

また、この数値は投資活動及び財務活動の余力を示しています。

② 投資活動収支

道路などの資産形成や、基金などの収入、支出を示しています。数値がマイナスであることから、資産形成にあたる公共施設等の整備が行われたことが分かります。

③ 財務活動収支

市債などの収入、支出を示しています。数値がマイナスであることから、市債の発行よりも償還が大きかったことが分かります。

● 資金収支

①～③を合計した本年度資金収支額は△1億3,178万円となりました。

● 本年度末資金残高

前年度末資金残高9億6,827万円、本年度資金収支額△1億3,178万円、本年度末歳計外現金残高1億5,890万円を合計した本年度末資金残高は9億9,539万円となりました。

東御市の統一的な基準による財務書類 令和4年度補足資料

<財務書類とは>

地方公会計財務書類（財務書類）は、官庁会計による予算・決算制度を補完するものとして、企業会計に通じる世界共通の会計的手法で、地方公共団体の財政活動の全体像を総論的に表現したものです。

○官庁会計（単式簿記）

経済取引の記帳を現金収入・支出として一面的に行う簿記の手法

○企業会計（複式簿記）

経済取引の記帳を借方と貸方に分かれて二面的に行う簿記の手法

<財務書類の範囲>

		一般会計		
		一般会計等	東御市湯の丸高原屋内運動施設事業特別会計	
全体		東御市国民健康保険特別会計		
		東御市介護保険特別会計		
		東御市後期高齢者医療特別会計		
		東御市水道事業会計		
		東御市下水道事業会計		
		東御市病院事業会計		
	連結		東御市土地開発公社	
			株式会社信州東御振興公社	
		公益財団法人身体教育医学研究所		
		一般社団法人信州とうみ観光協会		
		上田地域広域連合		
		東北信市町村交通災害共済事務組合		
		長野県地方税滞納整理機構		
		北佐久郡老人福祉施設組合		
		長野県後期高齢者医療広域連合		
		川西保健衛生施設組合		
	佐久水道企業団			
	長野県市町村自治振興組合			

<指標による分析（一般会計等）>

（単位：万円）

分析指標	R2	R3	R4
住民一人当たり資産額	202	204	197
住民一人当たり有形・無形固定資産	162	162	155
住民一人当たり投資等・流動資産	39	41	42
住民一人当たり負債額	72	71	68
住民一人当たり行政コスト	57	47	45

住民一人当たりの資産額、住民一人当たりの負債額ともに前年度から減少しました。

住民一人当たり行政コストが令和2年度に顕著に大きくなっている主な要因は、特別定額給付金によるものとなります。

① 貸借対照表

会計年度末時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと、その資産がどのような財源でまかなわれているかを対照表で示したものです。

（単位：百万円）

	資産の部		
	一般会計等	全体	連結
固定資産	54,269	78,743	80,556
有形固定資産	45,380	74,694	76,663
無形固定資産	173	239	241
投資その他の資産	8,716	3,810	3,652
流動資産	3,560	6,466	7,329
現金預金	995	3,142	3,708
基金	2,362	2,724	2,735
その他の流動資産	129	11,717	12,066
資産合計	57,830	85,208	87,887

	負債の部		
	一般会計等	全体	連結
固定負債	17,246	34,700	35,531
地方債	15,584	21,451	21,718
その他の固定負債	1,662	13,249	13,813
流動負債	2,769	4,542	4,824
1年内償還予定地方債	2,374	3,637	3,690
その他の流動負債	396	905	1,134
負債合計	20,015	39,242	40,354
純資産合計	37,815	45,966	47,533
負債及び純資産合計	57,830	85,208	87,887

② 行政コスト計算書

資産形成に結びつかない経常的な行政サービスに要する費用と、使用料・手数料などの収入を対比させたものです。

（単位：百万円）

	一般会計等	全体	連結
経常費用	13,568	22,000	26,833
業務費用	7,960	11,808	14,106
人件費	3,034	3,879	4,756
物件費等	4,737	7,420	8,777
その他業務費用	189	509	573
移転費用	5,608	10,193	12,727
経常収益	670	3,284	4,691
純経常行政コスト	12,899	18,716	22,142
臨時損失	388	390	394
臨時利益	47	47	52
純行政コスト	13,239	19,059	22,484

③ 純資産変動計算書

貸借対照表の純資産に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表したものです。

（単位：百万円）

	一般会計等	全体	連結
前年度末純資産残高	39,456	48,100	52,123
純行政コスト（△）	△ 13,239	△ 19,059	△ 22,484
財源	13,621	19,368	22,752
税収等	10,603	12,787	14,540
国県等補助金	3,017	6,582	8,212
本年度差額	381	310	267
本年度純資産変動額	△ 1,642	△ 2,134	△ 4,591
本年度末純資産残高	37,815	45,966	47,533

④ 資金収支計算書

一会計期間における現金等の資金の収支の流れを三つの性質（業務活動、投資活動、財務活動）に分けて表したものです。

（単位：百万円）

	一般会計等	全体	連結
業務支出	11,612	18,687	23,315
業務費用支出	6,004	8,494	10,559
移転費用支出	5,608	10,193	12,756
業務収入	14,190	22,503	27,283
臨時支出	388	390	390
臨時収入	235	235	235
業務活動収支	2,426	3,661	3,814
投資活動支出	2,522	2,984	3,050
投資活動収入	1,185	1,341	1,369
投資活動収支	△ 1,336	△ 1,643	△ 1,680
財務活動支出	1,979	3,280	3,443
財務活動収入	758	1,383	1,424
財務活動収支	△ 1,221	△ 1,897	△ 2,019
本年度資金収支額	△ 132	121	114
前年度末資金残高	968	2,862	3,592
比例連結割合変更に伴う差額	0	0	△ 158,272,541
本年度末資金残高	836	2,983	3,548

前年度末歳計外現金残高	140	140	153
本年度歳計外現金増減額	19	19	6
本年度末歳計外現金残高	159	159	159
本年度末現金預金残高	995	3,142	3,708

令和6年度

東御市土地開発公社予算書

事業計画書

東御市土地開発公社

令和6年度東御市土地開発公社事業計画

令和6年度東御市土地開発公社の事業計画は、次のとおりとする。

土地処分計画

〈公有用地〉

(単位：千円、㎡)

事業名	本年度予算額	予定面積	備考
計画なし			
計	0	0	

〈代行用地〉

(単位：千円、㎡)

事業名	本年度予算額	予定面積	備考
上田バイパス(延伸) 事業代行用地	2,400	159.12	
計	2,400	159.12	

(単位：千円、㎡)

土地処分合計	2,400	159.12	
--------	-------	--------	--

令和6年度東御市土地開発公社収支予算

(総則)

第1条 令和6年度東御市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

(単位：千円)

第1款	事業収益	2,400
第1項	事業収益	2,400
第2款	事業外収益	5
第2項	事業外収益	5
	収入合計	2,405

支出

(単位：千円)

第1款	事業原価	2,400
第1項	事業原価	2,400
第2款	販売費及び一般管理費	238
第1項	販売費及び一般管理費	238
第3款	事業外費用	0
第1項	支払利息	0
	支出合計	2,638

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

(単位：千円)

第1款 資本的収入	0
第1項 借入金	0
収入合計	0

支出

(単位：千円)

第1款 資本的支出	2,550
第1項 公有用地	0
第2項 代行用地	150
第3項 借入金償還金	2,400
支出合計	2,550

(借入金)

第4条 借入の目的、限度額、方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

借入金なし

令和6年2月16日 提出

東御市土地開発公社

理事長 田丸 基 廣

令和6年度東御市土地開発公社予算実施計画

(1) 収益的収入及び支出

〈収入〉

(単位：千円)

款	項	目	金額	説明
1 事業収益			2,400	
	1 公有地取得事業収益		2,400	
		1 公有用地売却収益	0	土地売却収益
		2 代行用地売却収益	2,400	土地売却収益
2 事業外収益			5	
	1 事業外収益		5	
		1 受取利息	5	預金利息
		2 雑収益	0	その他の雑収益

〈支出〉

(単位：千円)

款	項	目	金額	説明	
1 事業原価			2,400		
	1 公有地取得事業原価		2,400		
		1 公有用地売却原価	0	土地売却原価	
		2 代行用地売却原価	2,400	土地売却原価	
2 販売費及び一般管理費			238		
	1 販売費及び一般管理費		238		
		1 人件費及び経費		61	報酬
				6	旅費
	100		需用費		
	71		公租公課		
3 事業外費用			0		
	1 支払利息		0		
		1 支払利息	0		

(2) 資本的收入及び支出

〈収入〉

(単位：千円)

款	項	目	金額	説明
1 資本的收入			0	
	1 借入金		0	
		1 土地取得費		0

〈支出〉

(単位：千円)

款	項	目	金額	説明	
1 資本の支出			2,550		
	1 公有用地		0		
		1 土地取得費		0	用地補償費
		2 土地造成費		0	工事請負費
		3 事務費		0	事務費
		4 支払利息		0	支払利息
	2 代行用地			150	
		1 土地取得費		0	用地補償費
		2 土地造成費		0	工事請負費
		3 事務費		100	事務費
	4 支払利息		50	支払利息	
	3 借入金償還金			2,400	
		1 元金償還金		2,400	元金償還金

令和6年度東御市土地開発公社資金計画書

令和6年度東御市土地開発公社の資金計画は、次のとおりとする。

(単位：円)

区分	本年度見込額 (令和5年度)	来年度予算額 (令和6年度)	備考
受入資金	62,308,871	40,180,000	
前年度繰越金	37,042,221	37,773,000	
事業収益	23,139,963	2,400,000	
事業外収益	8,473	5,000	
借入金	2,116,394	0	
前受金	0	0	
預り金	1,820	2,000	
預り保証金	0	0	
支払資金	24,368,871	2,790,000	
事業原価	0	0	
販売費及び一般管理費	271,949	238,000	
借入金償還金	24,095,102	2,550,000	
前受金	0	0	
預り金	1,820	2,000	
借入金繰上償還金	0	0	
預り保証金	0	0	
事業外費用	0	0	
差引	37,940,000	37,390,000	

予算に関する説明資料

令和5年度東御市土地開発公社予定損益計算書 P 8

令和5年度東御市土地開発公社予定貸借対照表 P 9、10

令和5年度東御市土地開発公社予定損益計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：円)

【事業収益】		
代行用地売却収益	23,139,963	
【事業原価】	22,420,532	
事業総利益		<u>719,431</u>
【販売費及び一般管理費】	271,949	
営業利益		<u>447,482</u>
【事業外収益】	8,473	
【事業外費用】	0	
経常利益		<u>455,955</u>
【特別利益】	0	
【特別損失】	0	
当期純利益		<u><u>455,955</u></u>

令和5年度東御市土地開発公社予定貸借対照表
 (令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

資産の部

(単位：円)

【流動資産】

現金及び預金	37,331,291	
公有用地	0	
代行用地	<u>23,633,003</u>	
流動資産合計		60,964,294

【固定資産】

(有形固定資産)

車両その他の運搬具	0	
減価償却累計額	<u>0</u>	
有形固定資産合計		0

(投資その他の資産)

賃貸事業の用に供する土地	<u>0</u>	
投資その他の資産合計		0
固定資産合計		0
資産の部合計		<u><u>60,964,294</u></u>

負債の部

(単位：円)

【流動負債】

短期借入金	24,095,102	
預り金	0	
修繕引当金	<u>3,303,355</u>	
流動負債合計		27,398,457

【固定負債】

預り保証金	0	
特別修繕引当金	<u>0</u>	
固定負債合計		0
負債の部合計		<u>27,398,457</u>

純資産の部

(単位：円)

【資本金】

基本財産	<u>8,000,000</u>	
資本金合計		8,000,000

【準備金】

前期繰越準備金	25,109,882	
当期純利益	<u>455,955</u>	
準備金合計		<u>25,565,837</u>
純資産の部合計		<u>33,565,837</u>
負債及び純資産の部合計		<u>60,964,294</u>

令和6年度 土地開発公社事業計画

上田バイパス事業 用地先行取得の国による買戻し予定

(千円)

		H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
H30	事業費 A	100,000						
	買戻し B		25,000	25,000	25,000	25,000		
H31	事業費 C		100,000					
	買戻し D			25,000	25,000	25,000	25,000	
R2	事業費 E			10,000				
	買戻し F				2,500	2,600	2,500	2,400
単年度買戻し合計 G = B+D+F			25,000	50,000	52,500	52,600	27,500	2,400
事業費累計 H = A+C+E		100,000	200,000	210,000	210,000	210,000	210,000	210,000
買戻し累計 I = Σ G			25,000	75,000	127,500	180,100	207,600	210,000
買戻し残額(借入金残額) J = H - I		100,000	175,000	135,000	82,500	29,900	2,400	0

◎用地先行取得による借入金は、事業年度の翌年度か4分の1ずつ国から買戻しを受け4年間で返済される予定

◎各年度の買戻し残金の返済は、借換えにより対応する予定

上田バイパス概要



令和4年度における上田バイパスの工事状況



現在のの上田バイパスの工事状況



現在の^上田バイパスの工事状況(神川渡河部)



東御市都市公園条例の一部改正の概要について

1. 条例改正の目的

東御中央公園の利活用を図り、にぎわいの創出を目的とします。

2. 条例改正の概要

指定管理者が行う東御中央公園の利用の許可並びに管理及び運営に関する業務、利用料金の直接收受、利用料金等について定める他に、所要の改正を行います。

3. 利用料金について

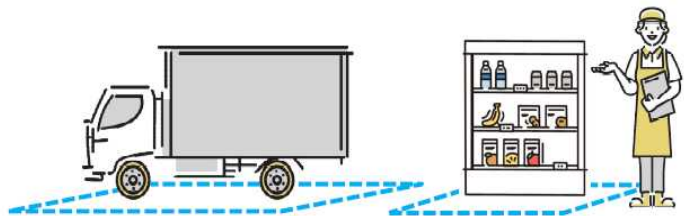
東御中央公園の利用料金を、以下の表に掲げる範囲内であらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額とします。

	行為	区分	金額
第10条第1項第1号に定める行為	物品の販売若しくは頒布 その他の営業行為をすること	1平方メートルにつき1日	100円
	写真撮影	1人1日につき	100円
	映画撮影	1人1時間につき	100円
第10条第1項第2号に定める行為	募金、署名運動その他これらに類する行為	1平方メートルにつき1日	100円
第10条第1項第3号に定める行為	競技会、集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	100円
第10条第1項第4号に定める行為（上記以外の市長が認めること）及び東御中央公園を除く都市公園		東御市行政財産使用料条例の定めるところによる	

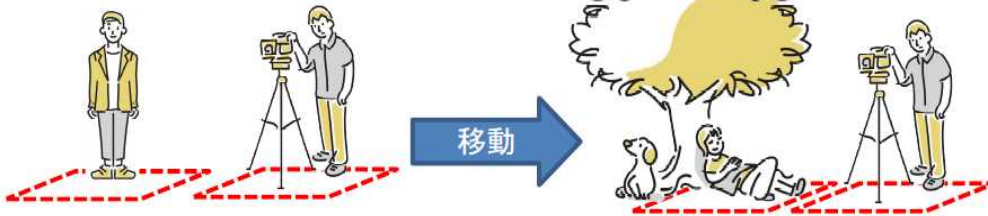
4. 利用料金の考え方

第10条第1項第1号から第3号
(写真撮影、映画撮影を除く)

物品の販売、頒布等はその場所に留まって行われる形態が多いことから、行政財産使用料条例に基づき1㎡あたりの利用料金を設定しました。



第10条第1項第1号(写真撮影)



写真撮影は常に移動しながら行われるため、1人当たりの利用料金を設定しました。金額の根拠は、1人あたりの占有面積を1㎡と定め、行政財産使用料条例に基づく金額を採用しています。写真は瞬間的な撮影であるため、長時間その場所に留まることは考えにくいいため、1日としています。

第10条第1項第1号(映画撮影)



映画撮影は移動しながらも断続的に行われ、規模に応じて出演者数や撮影時間も変わるため1人1時間当たりの利用料金を設定しました。金額の根拠は、1人あたりの占有面積を1㎡と定め、行政財産使用料条例に基づく金額を採用しています。

東御市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定について

1. 現行計画 東御市都市計画マスタープラン
平成17年度～令和7年度（中間見直し平成28年度）
2. 策定計画 東御市都市計画マスタープラン・立地適正化計画
令和8年度～令和28年度
3. 策定目的等について

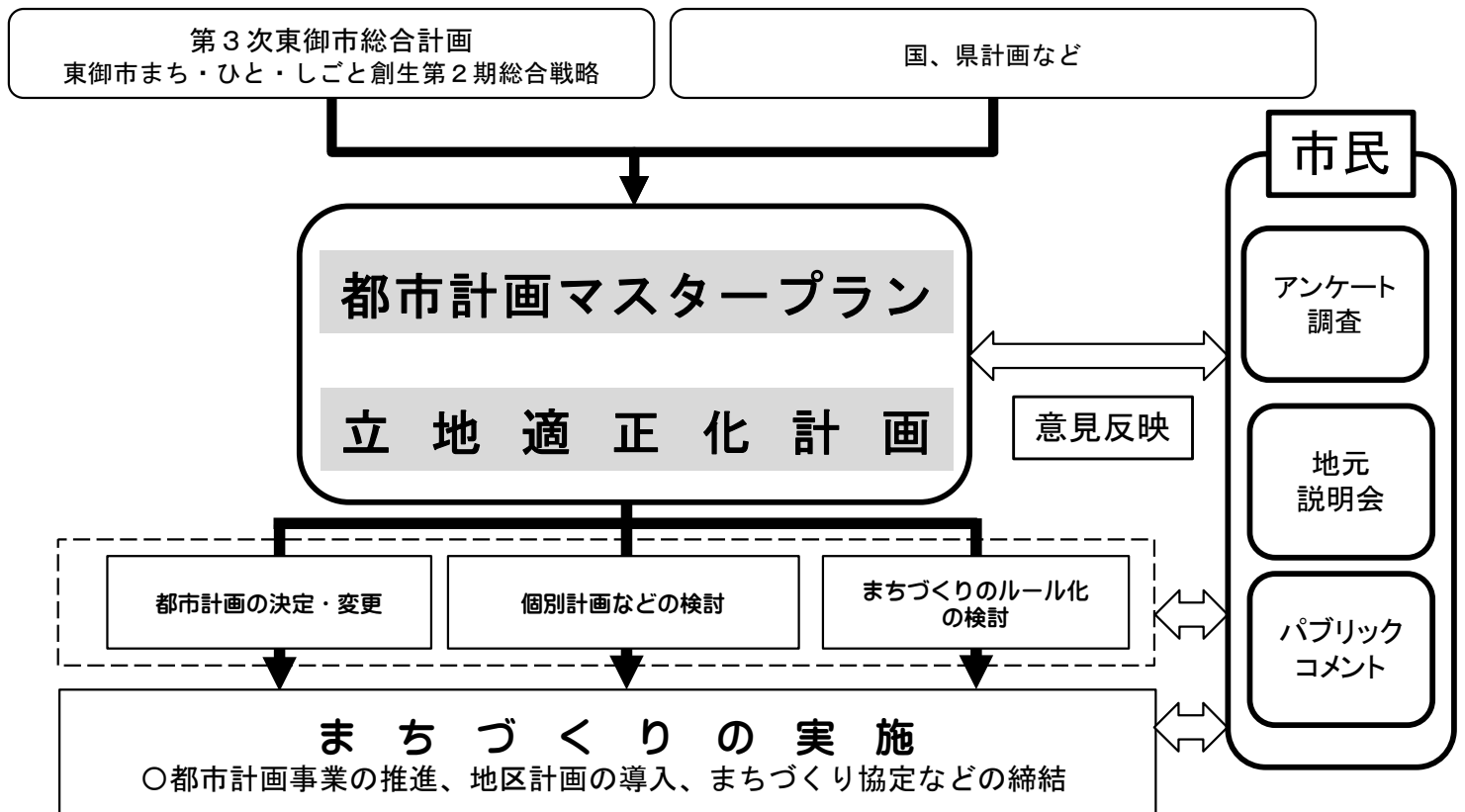
市の最上位計画である第3次東御市総合計画の策定、人口の急激な減少、超高齢化社会の到来、激甚化する災害リスクの高まりや都市再生特別措置法における国のコンパクトシティ施策など市や国の情勢も著しく変化し、都市のあり方も大きな転換を求められています。

このような変化する社会情勢が進む中でも暮らし続けられる持続可能な都市構造を形成するための取組みを定めた立地適正化計画を都市計画マスタープランとともに作成し、東御市の将来の基本的なまちづくりの方針を策定することを目的とします。

なお、立地適正化計画は目標の調査、分析及び評価をおおむね5年に1度実施することとしており、必要に応じて見直しを実施します。

対象地域は都市計画区域を含む東御市全域となります。

4. 計画の位置づけ



5. 計画概要

(1) 都市計画マスタープランと立地適正化計画との関係について

都市計画マスタープラン：平成4年度の都市計画法の改正により制度化
 立地適正化計画：平成26年度の都市再生特別措置法の改正により制度化

都市計画マスタープランは、都市の将来像（まちづくりの思い）の実現化に向けた方策を示し、立地適正化計画は現状の課題から、持続可能な都市構造を目指し実現化に向けた目標、方針の方策を示されます。

立地適正化計画はマスタープランの性格も持っていることから、都市計画マスタープランと一体的に策定することができます。

(2) 計画構成

【都市計画マスタープラン要素】

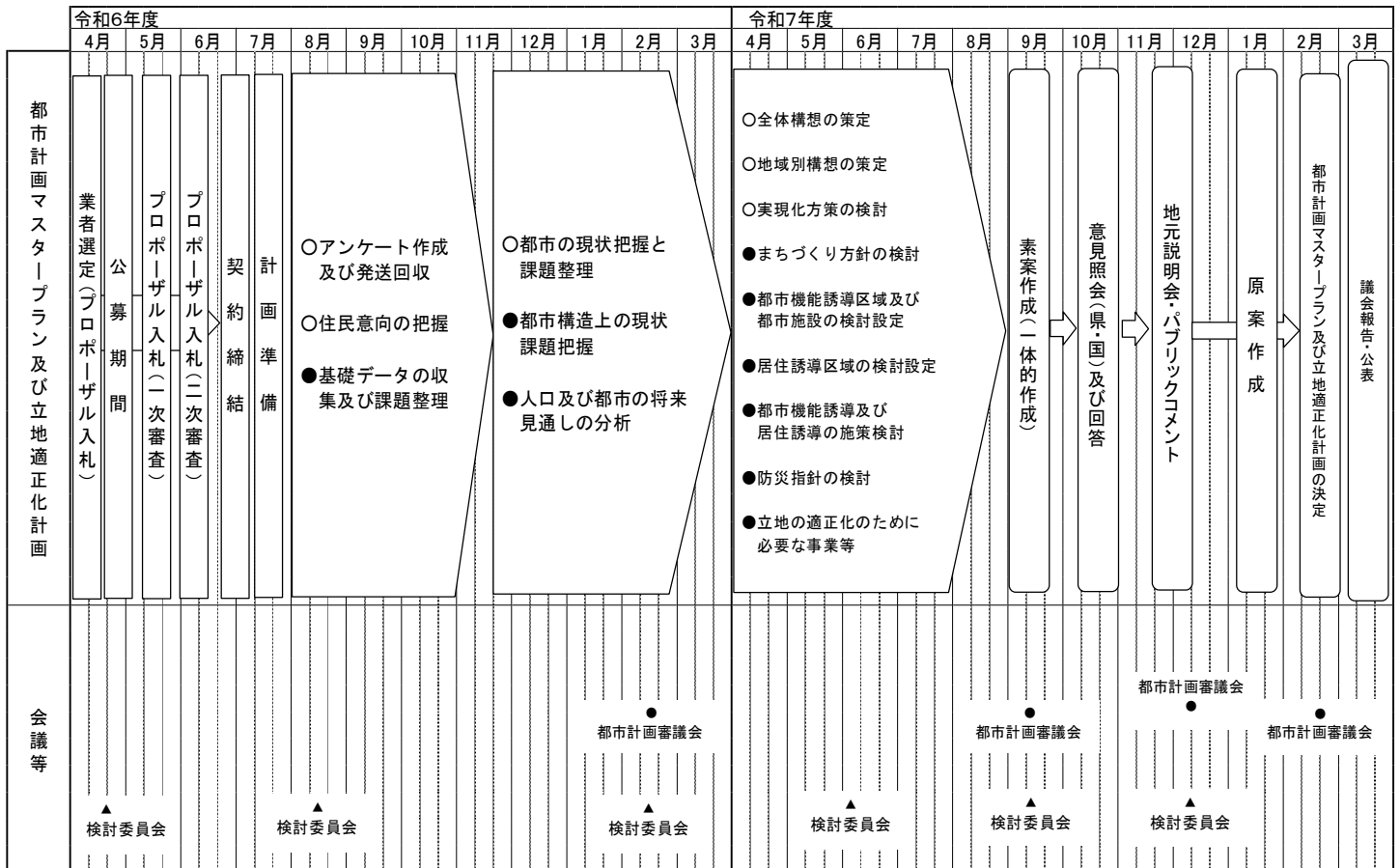
全体構想としての市全体のまちづくりの方策と、地域別構想としての市内5地域を主な対象としたまちづくりの方策が示されます。

【立地適正化計画要素】

都市機能誘導区域や居住誘導区域といった誘導区域及び都市施設の検討設定とともに、持続可能な都市構造へ向けた方策が示されます。

6. 策定期間

令和6年度～令和7年度（債務負担行為で実施）



(1) 令和6年度策定概要

○都市計画マスタープラン

アンケート作成及び発送回収、住民意向の把握、都市の現状把握と課題整理

●立地適正化計画

基礎データの収集及び課題整理、都市構造上の現状課題把握、人口及び都市の将来見通しの分析

(2) 令和7年度策定概要

○都市計画マスタープラン

全体構想の策定、地域別構想の策定、実現化の方針検討

●立地適正化計画










まちづくり方針の検討、都市機能誘導区域及び都市施設の検討設定、居住誘導区域の検討設定、都市機能誘導及び居住誘導の施策検討、防災指針の検討、立地の適正化のために必要な事業等


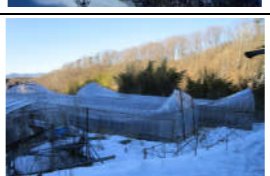


大雪による農業施設の被害状況について

【令和6年2月5～6日の降雪（2月16日現在）】

資料NO.11

産業経済部農林課

No	区名	現地写真	被害状況	被災ハウスの寸法	用途
田中地区 1	県区		大破 3/5破損	18.5×7.1m (33.0m×7.1m)	作業用
滋野地区 2	聖区		大破 3/5破損	15.0m×6.6m (21.2m×6.6m)	作業用
	乙女平区		全壊	12.0m×5.6m	夏野菜栽培
祢津地区 4	新張区		全壊	27.2m×7.4m	夏野菜栽培
	新張区		全壊	17.1m×5.5m	夏野菜栽培
	新張区		全壊	12.5m×6.3m	夏野菜栽培
	出場区		全壊	17.2m×5.5m	くるみ乾燥
和地区 8	田沢区		全壊	36.0m×7.0m	水稻育苗用
	田沢区		小破 ビニール破れ	5.5m×6.3m (14.5×6.3)	野菜栽培

No	区名	現地写真	被害状況	被災ハウスの寸法	用途
和地区 10	田沢区		全壊	9.0m×5.0m	夏野菜栽培
北御牧地区 11	下八重原区		全壊	7.9m×6.5m	作業用
	下之城区		全壊	18.0m×6.0m	夏野菜栽培
	宮区		全壊	20.2m×5.8m	夏野菜栽培
	御牧原南部区		全壊	10.8m×7.1m	水稻育苗用
	御牧原北部区		全壊	18.0m×5.5m 2棟	夏野菜栽培
16	御牧原北部区		全壊	9.5m×5.7m	作業用
17	御牧原北部区		全壊	25.2m×6.8m	夏野菜栽培

【参考】長野県下の被害状況

	棟数	面積 (㎡)
上田地域（東御市除く）	40	4,887
佐久地域	153	22,730
全県（13市9町10村）	328	51,995

※長野県農政部が2月15日時点の被害状況調査の結果を集計した速報値であり、確定した数値ではありません。

後期高齢者医療保険料の改定について

高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、後期高齢者医療の保険料率は2年を通じ財政の均衡を保つものとされており、令和6・7年度は第9期財政運営期間となります。

保険料は、一人あたりの医療費、被保険者数及び一人あたり所得額、制度改正等をふまえ、低所得者への負担についても配慮のうえ、長野県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の議決を受け、次のとおり改定されます。

1 保険料

	改定後(令和6・7年度)	現行(令和4・5年度)	差
均等割額	44,365円	40,907円	3,458円
所得割率※1	9.45%	8.43%	1.02%
賦課限度額※2	800,000円	660,000円	140,000円

※1 激変緩和措置として令和6年度は基礎控除後の総所得額等が58万円に満たない場合 **8.56%**

※2 激変緩和措置として昭和24年3月31日以前に生まれた者等の令和6年度の賦課限度額は **73万円**

2 算定方法

加入者全員が負担する「均等割」と前年所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。

均等割額 44,365円	+	所得割額 (前年中の総所得金額等-43万円)×9.45%	=	一人あたりの 保険料額 (賦課限度額80万円)
-----------------	---	---------------------------------	---	-------------------------------

3 制度改正について

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により、高齢者負担率の見直しと出産育児一時金を全世代で支えあう仕組みが導入されます。

- (1) 後期高齢者の医療給付費を後期高齢者と現役世代で公平に支えあうため、負担率については、「後期高齢者一人当たりの保険料」と「現役世代一人当たりの後期高齢者支援金」の伸び率が同じとなるよう見直されます。団塊の世代が令和7年度までに後期高齢者に移行していくことを踏まえ、増大する医療費に対応していくことが必要になります。
- (2) 出産育児一時金の支給費用の一部を、現役世代だけでなく後期高齢者医療制度も支援する仕組みとなります。

4 均等割額の軽減判定基準額の改定

所得の低い世帯の被保険者は、均等割額が軽減されます。

(世帯内の被保険者と世帯主の前年度の合計所得額が基準額以下の場合)

(1) 7割軽減の基準額

(現 行) 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)

(改定なし) //

(2) 5割軽減の基準額

(現 行) 43万円+29万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

(改定後) 43万円+**29.5万円**×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

(3) 2割軽減の基準額

(現 行) 43万円+53.5万円×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

(改定後) 43万円+**54.5万円**×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)

5 一人当たり保険料

改定後(令和6・7年度)	現行(令和4・5年度)	差		
71,550円	63,125円	8,425円		
		高齢者負担率増加による若い世代からの支援金の減少 75%	出産育児支援金 5%	一人当たり医療費の増加等 20%

<<参考>> 東御市の被保険者の状況

被保険者数の推移 (年間平均による)

	被保険者数	対前年度増減	前年度比	備考
平成30(2018)年度	4,665人	125人	102.8%	
令和元(2019)年度	4,775人	110人	102.4%	
令和2(2020)年度	4,814人	39人	100.8%	
令和3(2021)年度	4,803人	△11人	99.8%	
令和4(2022)年度	4,962人	159人	103.3%	
令和5(2023)年度	5,134人	172人	103.5%	令和6年1月末現在
令和6(2024)年度	5,350人	216人	104.2%	広域連合推計
令和7(2025)年度	5,528人	178人	103.3%	人口集計等から推計※

※令和6年度被保険者数+令和7年度75歳到達予定人数490人-令和4年度75歳以上死亡者数312人

一人当たりの医療費 (年度平均による)

	一人当たり医療費	対前年度増減	対前年度比	県平均
平成30年度	843,078円	10,296円	101.2%	831,187円
令和元年度	869,249円	26,171円	103.1%	838,973円
令和2年度	867,015円	△2,234円	99.7%	818,902円
令和3年度	903,173円	36,158円	104.2%	842,323円
令和4年度	873,943円	△29,230円	96.8%	852,821円

個人住民税の定額減税について

令和5年12月22日に閣議決定された税制改正大綱において令和6年度の個人住民税について定額減税が実施されることになりました。

1 定額減税の概要

定額減税額 = 1人1万円※ × (納税者本人+扶養親族)

※6年度分個人住民税1万円(市民税分6千円+県民税分4千円)

住民税均等割は課税となり、住民税所得割額からの減税となります。

2 定額減税対象者

令和6年度個人住民税所得割額が課税される納税者

- 定額減税の対象外となる方
- ・個人住民税が非課税の方
 - ・均等割・森林環境税のみの課税者
 - ・合計所得金額1,805万円超えの方

3 定額減税の実施方法

個人住民税の定額減税は、市が保有する税情報(確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書等)を基に算出しますので、定額減税を受けるための申請は必要ありません。

ただし、税情報がない場合は収入の申告をお願いする場合があります。

(1) 給与所得にかかる特別徴収(給与天引き)の場合

令和6年6月分の給与天引きを行わず、定額減税後の税額を11分割し、令和6年7月分～令和7年5月分で給与天引きを行います。

(定額減税の対象とならない方については通常通りの徴収方法となります。)

(2) 公的年金等の雑所得にかかる特別徴収(年金天引き)の場合

令和6年10月支払分の年金より年金天引きされる税額から定額減税を行い、控除しきれない部分の金額については12月支払分以降の税額から順次控除を行います。

(3) 普通徴収(納付書や口座振替等)の場合

第1期分(令和6年6月)の税額から定額減税を行い、控除しきれない部分の金額については第2期(令和6年8月)以降の税額から順次控除を行います。

4 今後のスケジュール

3月 課税業務システムの改修

4月 市ホームページにて広報を予定

東御市市営合葬式墓地整備の方針について

1 目的

近年は、少子高齢化や核家族化に伴う家族観の変化等により、墓地のニーズも多様化し、墓地の継承についての問題を抱える人たちが増えるなか、令和6年度以降に市営の合葬式墓地を整備するとともに、福祉的な施策を取組み、市民の安心に寄与することを目的とする。

2 使用要件

- (1) 市内在住で墓地のない者
- (2) 市内在住で既存の墓地はあるが管理ができない者
- (3) 市内在住で引き取り手がいない者
- (4) その他市長が認める者

3 選定地要件

- (1) 市有地であることを基本とする
- (2) 面積は 3,000 m²未満

4 施設概要

合葬式墓地構造

構造：鉄筋コンクリート造平屋（地下カロート）

延床面積：16 m²～20 m² 敷地面積：3,000 m²未満

収容体積 2.0m×2.0m×1.0m = 4 m³

収容体数 500～700 体

5 整備期間

令和6年度～7年度（予定）

6 今後の予定

令和6年度上半期：候補地決定

令和6年度下半期：設計委託

令和7年度 : 建設

「東御市市営合葬式墓地整備の方針(案)」に関するパブリックコメント 実施要領

【実施目的】

近年は少子高齢化・核家族化等による墓地継承についての懸念や、生活様式の変化による合葬墓・樹木葬等の墓地ニーズが多様化する等、墓地のあり方も急激に変化してきました。そのような変化の中で、他市町村においても新たな墓地整備が進められており、市民からも、市営墓地の設置を望む声が高まってきました。

市ではこれに伴い、社会情勢や市民意識の変化に対応した市営合葬式墓地の整備を目的に、市内の既設墓地の状況等を寺院等にお聞きするとともに、令和3年度に実施した「東御市墓地に関する市民アンケート」や「東御市墓地のあり方検討委員会」の提言、更には、令和5年度に「東御市まちづくり審議会」の答申を参考にさせていただき、庁内で更なる検討を重ねた中で、令和6年度以降の整備に向けて「東御市市営合葬式墓地整備の方針(案)」を作成しました。

この整備方針について、市民の皆さん等に意見を求め、今後の参考とさせていただきます。

【閲覧・配布期間及び意見募集期間】

令和6年2月15日(木)～令和6年3月15日(金)

【閲覧・配布場所及び時間】

- ・市役所本館1階、市民ラウンジ、北御牧庁舎、総合福祉センター1階
(時間)各施設の開館時間に準じる。
- ・中央公民館2階
(時間)午前8時30分～午後10時(土・日曜日、祝日は午前9時～午後10時)
- ・滋野コミュニティーセンター、祢津公民館、和コミュニティーセンター
(時間)午前8時30分～午後5時15分(火・木曜日の午後、土・日曜日、祝日を除く)

【意見を提出できる方】

- ・市内在住・在勤・在学の方
- ・市内に事務所・事業所を有する個人または法人
- ・パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

第3次東御市総合計画・前期基本計画(案)について

◆計画策定の経緯

期 日	会 議 等 名	備 考
令和5年5月25日～ 9月29日	東御市総合計画策定市民会議 (全5回)	計画策定に関する意見交換等
5月30日	令和5年度 第1回まちづくり審議会	諮問
10月16～26日	総合計画策定に係る地区説明会 (5地区)	計画策定について市民への周知
11月1日	パブリックコメントの実施	11月30日まで
令和6年1月22日	令和5年度 第4回まちづくり審議会	答申

◆まちづくり審議会、策定市民会議の内容及びパブリックコメントの実施結果は、市HPにて公表しています。

令和6年1月22日

東御市長 花岡利夫様

東御市まちづくり審議会
会長 馬場正人



第3次東御市総合計画の策定について（答申）

令和5年5月30日付け5企第27号により、当審議会に諮問のありました「第3次東御市総合計画の策定」について、慎重に審議をした結果、下記のとおり答申します。
なお、下記のとおり附帯意見を付します。

記

諮問された取組みについては、妥当である。

附帯意見

- 1 「住みよさ」について評価されている現状を活かし、その魅力が市内外で認知され、市に対する愛着と誇りをもてるまちづくりの実現に取組まれたい。
- 2 分野横断的に推進するDX、ゼロカーボン、子育て・子育てや一つの部署では対応が困難な政策課題に対し、組織全体としての対応に努め、各部署の連携を常に図られたい。
- 3 計画の推進にあたっては、協働のまちづくりの観点から、市民等の意見を広く聴取できるように、その方法について工夫を凝らして取組まれたい。

第3次東御市総合計画

2024»»»2033

(案)

令和6年4月

東御市

目次

第1編 はじめに.....	1
第1章 総合計画の概要.....	2
1 計画策定の背景.....	2
2 計画の目的.....	3
3 計画の構成と期間.....	4
第2章 東御市の現状と課題.....	5
1 東御市の概要.....	5
2 東御市の人口.....	6
3 社会移動の状況.....	7
4 東御市の産業.....	8
5 市民からみた東御市.....	9
6 財政状況.....	11
第2編 基本構想.....	13
第1章 目指す将来の姿.....	14
1 将来像.....	14
2 将来像の実現に向けたまちづくりの方向性.....	15
第2章 人口目標.....	18
第3章 土地利用構想.....	19
第3編 前期基本計画.....	21
第1章 施策の全体像.....	22
第2章 施策の内容.....	24
基本目標Ⅰ 自然と多様な人々が共生するまち.....	27
Ⅰ-1 豊かな自然と共生する循環型社会の推進.....	28
Ⅰ-2 地球温暖化対策の推進.....	30
Ⅰ-3 多様性を認め合う地域づくりの推進.....	32
Ⅰ-4 協働による地域づくりの推進.....	34
基本目標Ⅱ 共に支え合い、健やかに暮らせるまち.....	37
Ⅱ-1 安心して子どもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり.....	38
Ⅱ-2 自分らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる環境づくり.....	40
Ⅱ-3 困難を抱える人への支援や地域の支え合い体制づくりの推進.....	42
基本目標Ⅲ 誰もが学び、自分らしく輝けるまち.....	45
Ⅲ-1 夢を持ちたくましく生きる子が育つ環境づくり.....	46
Ⅲ-2 誰もが生涯を通じて学び合い・実践できる環境づくり.....	48
基本目標Ⅳ 魅力と活力があふれる産業のあるまち.....	51
Ⅳ-1 地域の魅力を高める農林業の振興.....	52
Ⅳ-2 暮らしを豊かにする商工業の振興.....	54
Ⅳ-3 まちのにぎわいをもたらす観光の振興.....	56
基本目標Ⅴ 便利で安心して暮らせるまち.....	59
Ⅴ-1 都市インフラの維持・充実.....	60
Ⅴ-2 災害に強い地域づくりの推進.....	62
Ⅴ-3 暮らしの安全の確保.....	64
基本目標Ⅵ 持続可能な選ばれるまち.....	67
Ⅵ-1 シティプロモーションの推進.....	68
Ⅵ-2 移住・定住の促進.....	70
Ⅵ-3 DXによる行政サービスの利便性向上.....	72
Ⅵ-4 市民の信頼に応える行財政経営の推進.....	74

第1編 はじめに

第1章 総合計画の概要

1 計画策定の背景

平成16（2004）年4月の町村合併で誕生した東御市は、以下の総合計画により包括的かつ計画的な市政運営を推進してきました。

図表 1 これまでの総合計画

名称	将来像	期間
第1次東御市総合計画	さわやかな風と出会いの 元気発信都市	平成16（2004） ～平成25（2013）年度
第2次東御市総合計画	人と自然が織りなす しあわせ交流都市 とうみ	平成26（2014） ～令和5（2023）年度

〈社会の変化〉

近年、人口減少・少子化・高齢化がますます加速しています。この現状に歯止めをかけるため、地域がそれぞれの特徴を活かし、持続可能な地域を創っていくことの重要性が高まっています。また、私たちを取り巻く社会状況は刻々と変化しており、特にデジタル変革（DX：デジタルトランスフォーメーション※1）の促進、脱炭素社会の実現、更には子育て・子育てへの総合的な支援体制の構築など、これまでに経験したことのない様々な課題への対応が求められています。更に、ロシアによるウクライナ侵攻やコロナ禍等、予測困難な事象による地域経済への影響も顕著になっています。

様々な課題が挙げられる中で、市政に求められる役割は今後ますます多様化していくものと想定されます。また、これまで以上に厳しい財政状況のもとで、市政運営を進めていくことを求められる局面が発生する可能性もあります。

〈第3次総合計画策定の趣旨〉

社会の変化に伴い、行政と市民がまちづくりに関する現況や課題を共有し、共に知恵を出し合い、共に問題解決を図ろうとすることが何よりも求められています。

目まぐるしく変化する予測困難な時代に対応し、持続可能なまちづくりを推進していくために、第3次東御市総合計画（以下、本計画）を策定します。

※1 DX（デジタルトランスフォーメーション）

データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズをもとに、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

2 計画の目的

本計画は、長期的なまちづくりの方針を、将来像やまちづくりの基本目標として定め、それを実現するための施策の方向性を示した市政運営の羅針盤です。

計画書として策定することで、市民の皆さんや市職員が何度も参照しながら、同じゴールを見据えて、まちづくりを推進できるようになることを目的としています。

また、本計画は本市の最上位計画です。分野別の個別計画は、本計画と整合を取りながら策定・実施されます。

計画の役割のイメージ

将来像（ゴール）を設定し、そこに到達するための道筋をあらかじめ考えておくことで、誰もが協力しながら行動しやすくなり、将来像への到達可能性を高めます。

図表 2 計画の役割のイメージ



3 計画の構成と期間

本計画は、基本構想、基本計画及び実施計画の3層で構成します。計画期間は、基本構想を10年間、基本計画は前期・後期のそれぞれ5年間とします。

①基本構想

本市の目指す将来像を描き、その実現のために進むべき方向性であるまちづくりの基本目標を示すものです。基本構想の計画期間は、令和6（2024）年度から令和15（2033）年度の10年間とします。

②基本計画

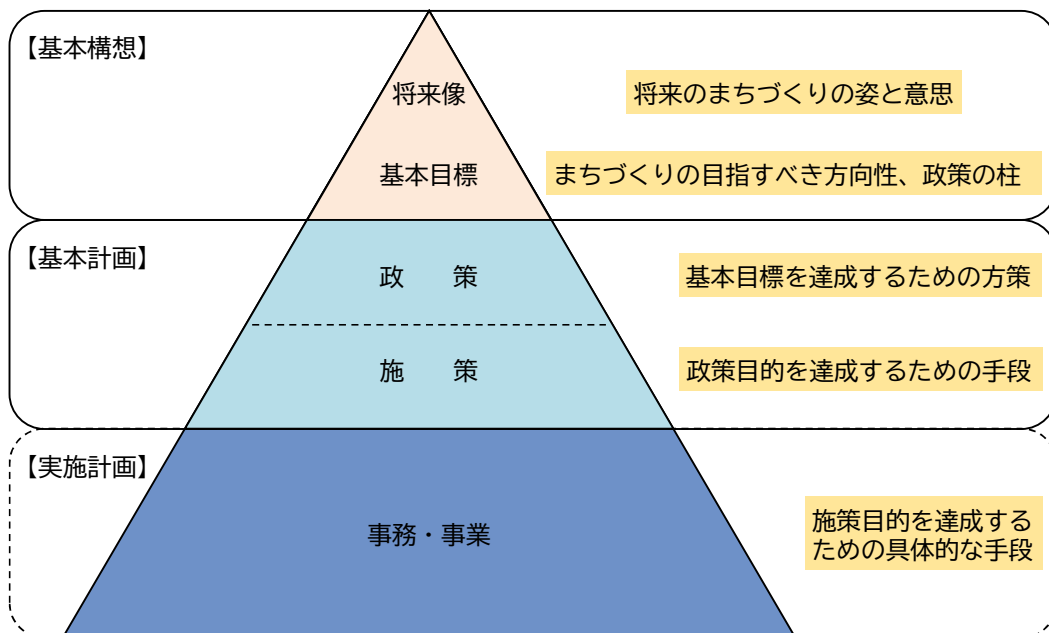
基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示すものです。

基本計画は前期計画と後期計画とし、前期計画の計画期間は令和6（2024）年度から令和10（2028）年度の5年間とします。後期計画については、社会経済情勢の変化などを踏まえ、前期計画の見直しを行ったうえで、令和11（2029）年度から令和15（2033）年度までの5年間とします。

③実施計画

基本計画に示した施策を計画的かつ効率的に実施するため、各施策分野における主要な事業の内容及び規模の概要を示すものです。計画期間は3年間とし、毎年ローリング（見直し）を行います。

図表 3 計画の構成と期間



第2章 東御市の現状と課題

1 東御市の概要

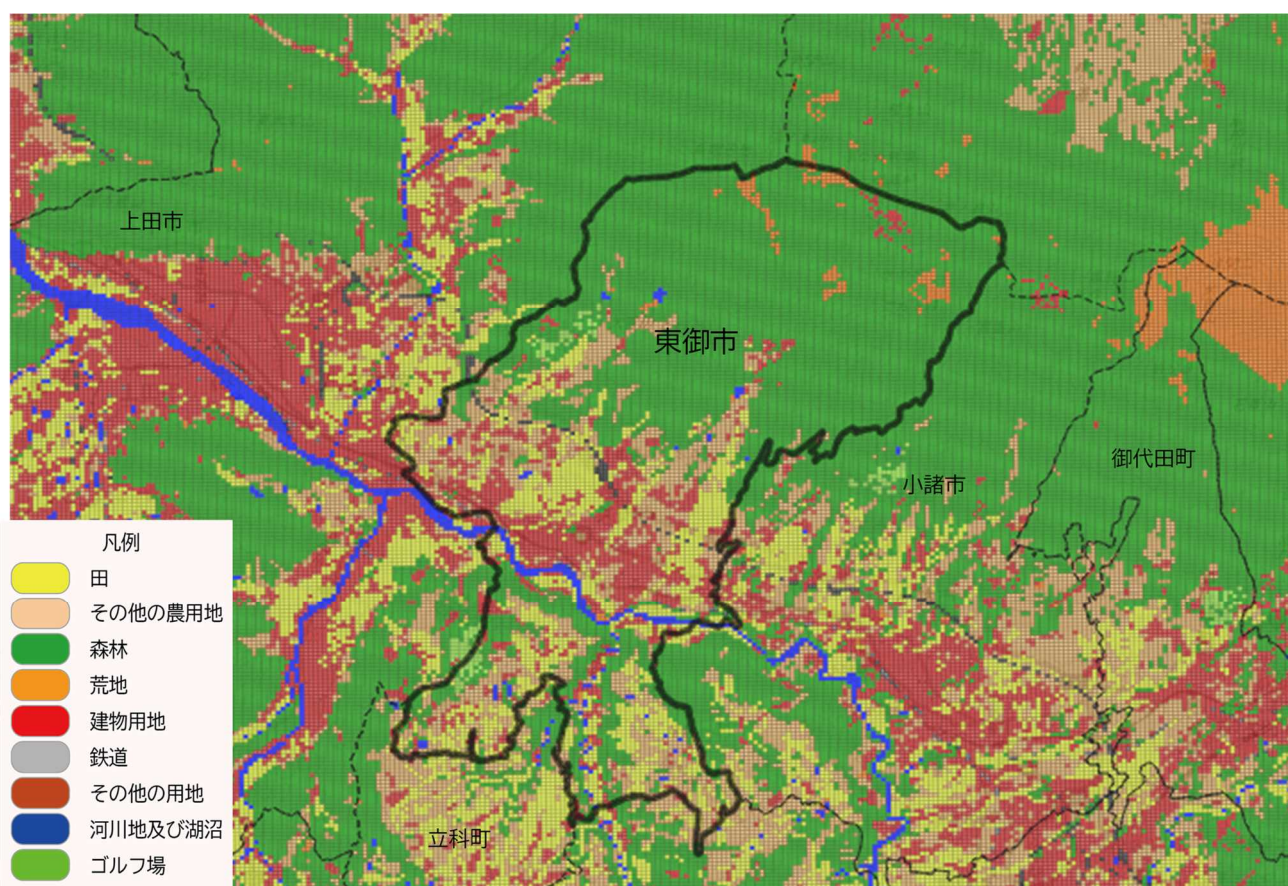
東御市は長野県の東部に位置し、県都長野市までは約 45 kmの距離にあり、首都東京から約 150 kmの圏域にあります。北は群馬県嬭恋村（約 0.8 万人）、西は上田市（約 15.4 万人）、南は佐久市（約 9.8 万人）や北佐久郡立科町（約 0.6 万人）、東は小諸市（約 4.0 万人）に囲まれ、市域は東西 14.7 km、南北 16.5 km、総面積 112.37 km²です。

標高は 470mから 2,228mと標高差が約 1,750mあり、北側に位置する 2,000m級の山々から流れ下る河川によってつくられた扇状地が重なり合い、北東から南西に傾斜する地形が形成されています。北には上信越高原国立公園の浅間連峰の三方ヶ峰、湯ノ丸山、烏帽子岳の連山に抱かれ、南には八ヶ岳中信高原国定公園に位置する蓼科山を眼前に見ることができます。

市のほぼ中央部を上信越自動車道と千曲川が東西に通過しており、国道 18 号に沿って隣接市と連なった居住域が分布しています。

気候は、四季を通じて日照時間が長く、気温の日較差が年間平均 10°C以上と大きい準高原的な内陸性気候です。季節感のある豊かな自然や山並みの眺望に優れた暮らしやすい地域で、年間降水量が 1,000 mm前後と全国でもまれな寡雨地帯となっています。

図表 4 土地利用



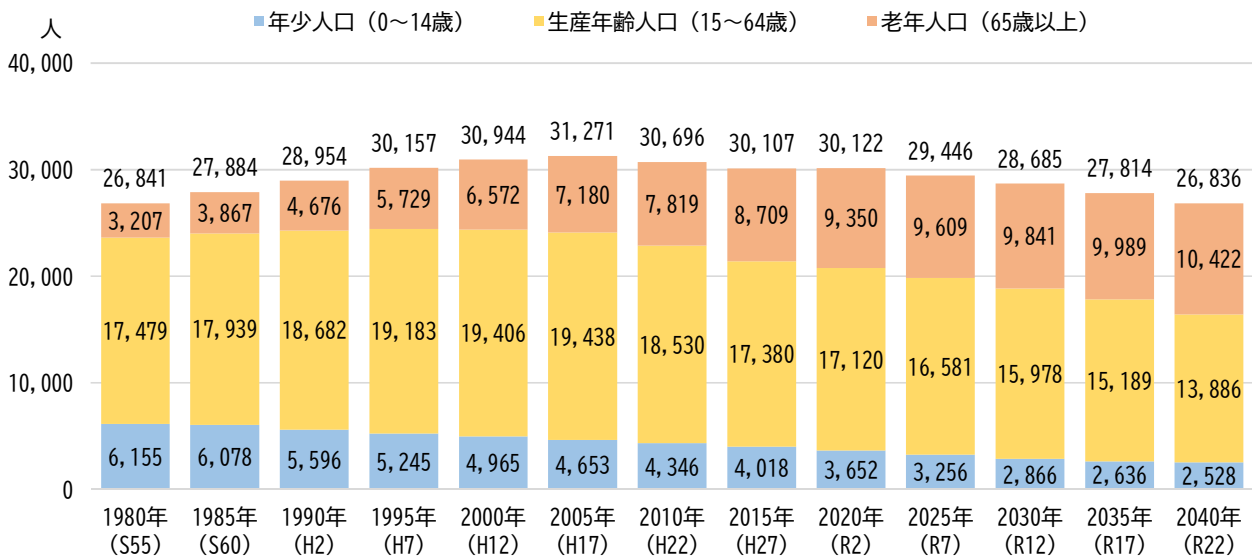
出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ」（令和 3（2021）年度）

2 東御市の人口

(1) 人口の推移と将来推計

人口は約 3.0 万人です。平成 17（2005）年をピークに減少局面に入っており、今後もこの傾向が続くことが予想されています。

図表 5 人口の推移と将来推計



出典：令和 2（2020）年まで 総務省「国勢調査」

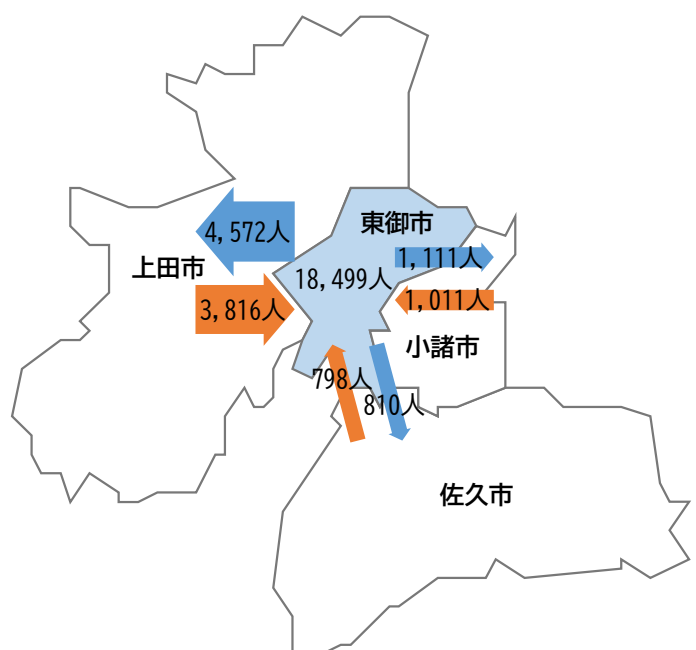
令和 7（2025）年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(2) 昼夜間人口

昼夜間人口をみると、約 3 割の市民が昼間は市外に滞在しています。

夜間人口の方が昼間人口より多くなっており、昼間は市外に通勤・通学し、夜間は東御市に戻ってくる暮らし方が比較的多いことがわかります。

図表 6 昼間人口と夜間人口

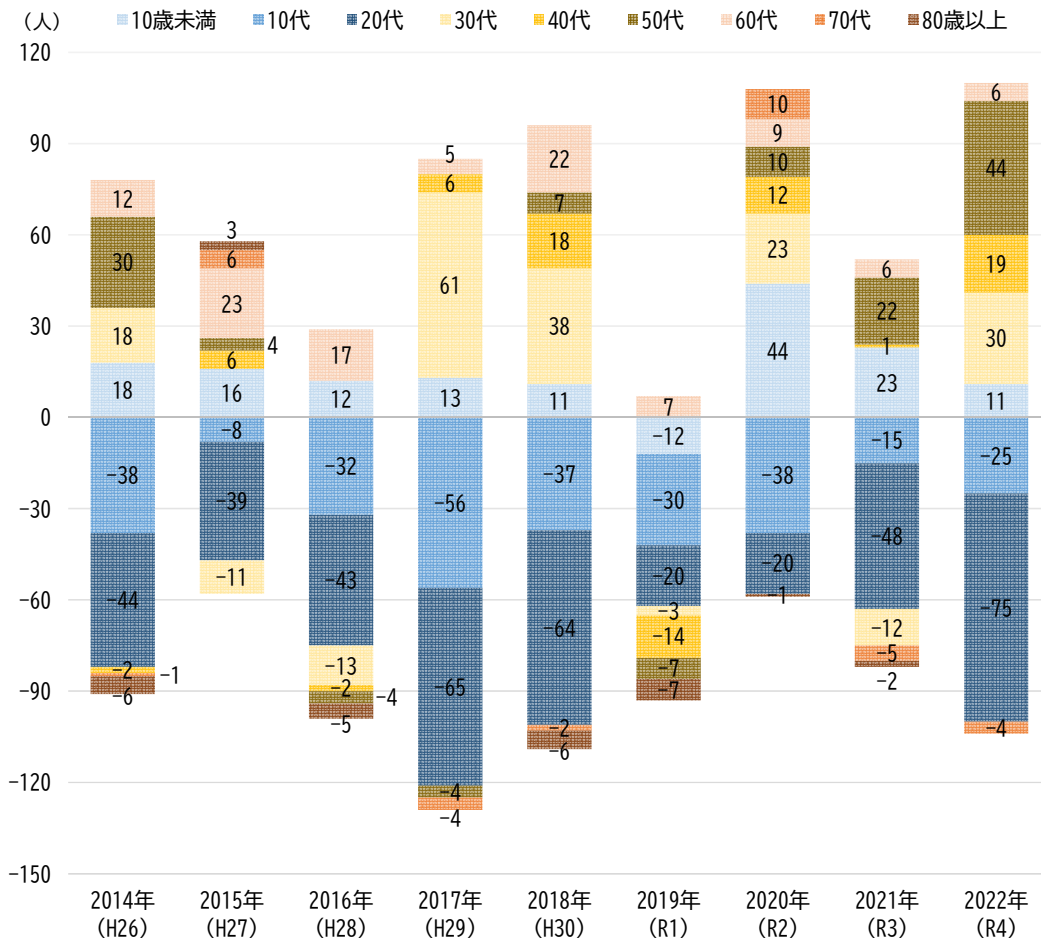


出典：総務省「国勢調査」（令和 2（2020）年）
※流出・流入が 400 人以上の自治体のみ記載

3 社会移動の状況

過去9年間の年齢階級別の人口移動（社会増減数）をみると、10代～20代の若年層においては、進学や就職のために転出するケースが多いですが、それ以外の多くの年代では転入が転出を上回っており、多くのライフステージにおいて選ばれるまちとなっています。特に生産年齢人口の転入は地域経済や労働市場への貢献を示しており、東御市が持続可能な市政運営を進めるうえで大きなポイントとなっています。

図表 7 年齢階級別の人口移動の状況



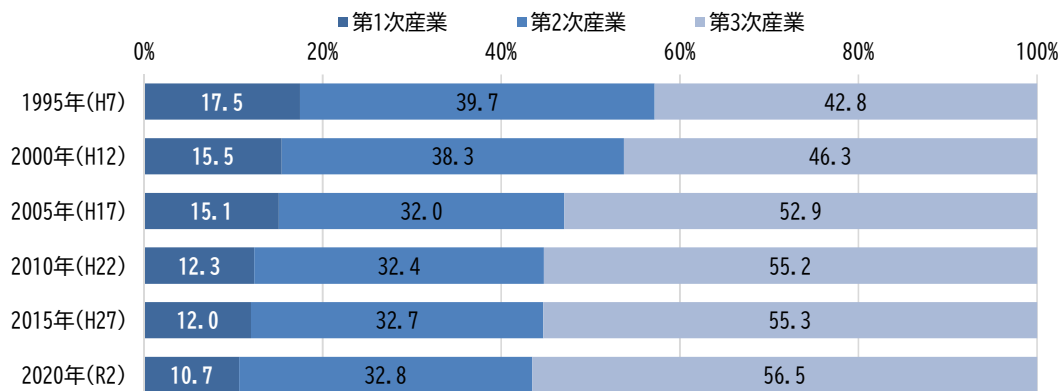
出典：長野県「毎月人口異動調査年報」

4 東御市の産業

(1) 市内就業者の構成比

市内就業先をみると、第1次産業が減少を続け、第3次産業にシフトしていることがわかります。

図表 8 産業3区分別就業者構成比の推移



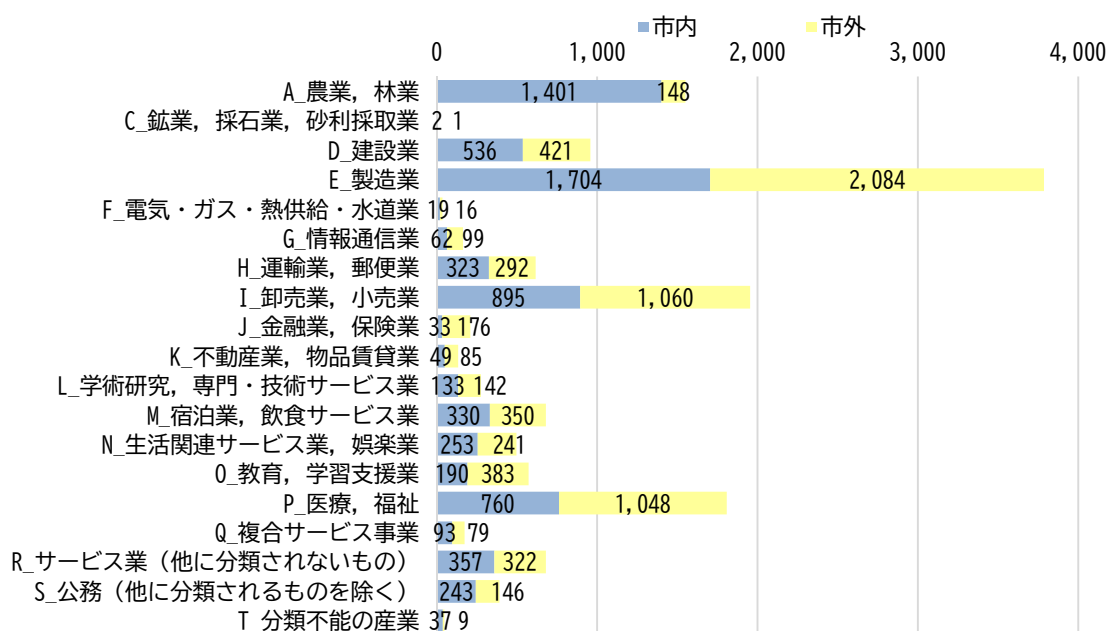
※端数処理により、合計値が100%とならない場合がある。

出典：総務省「国勢調査」(令和2(2020)年)

(2) 業種別の就業地

産業大分類で就業地をみると、就業者の多い製造業、卸売業・小売業、医療・福祉は半数以上が市外での就業となっています。国道18号に沿って4つの市が連なる中で、市民の就業地は市外を含めて広く分布しています。

図表 9 業種別の就業地



※本市では「B_漁業」に就業している者がいないため、図表には表示していない。

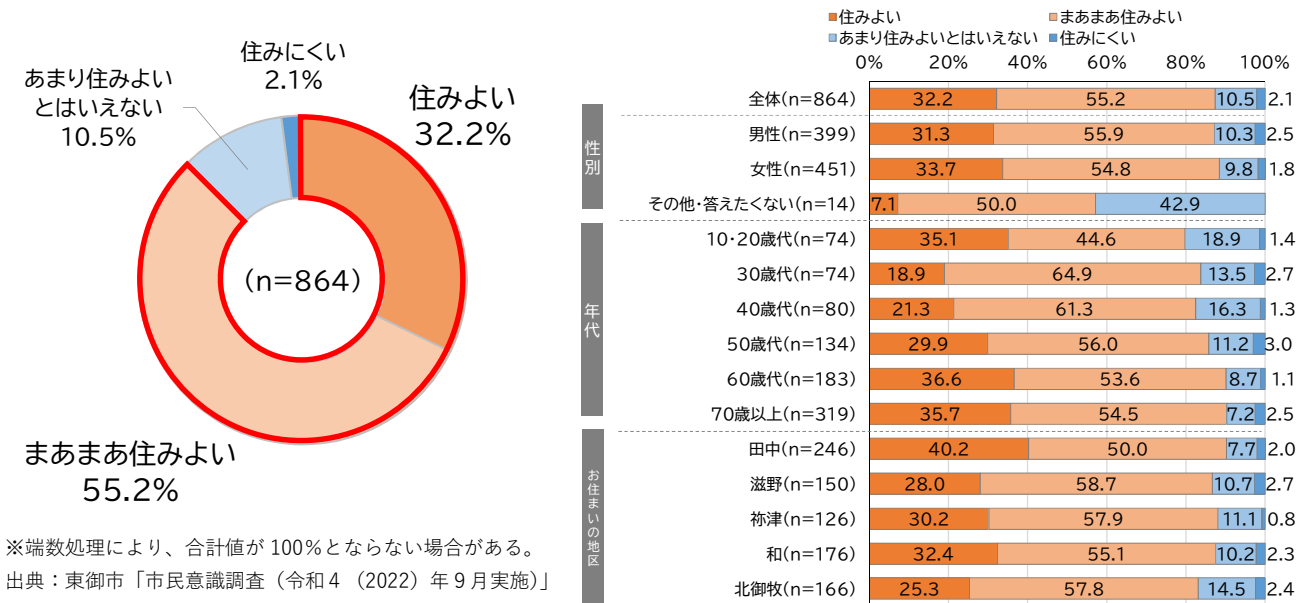
出典：総務省「国勢調査」(令和2(2020)年)

5 市民からみた東御市

(1) 住みよさ

「住みよさ」については、多くの市民から肯定的な評価を受けています。

図表 10 住みよさ

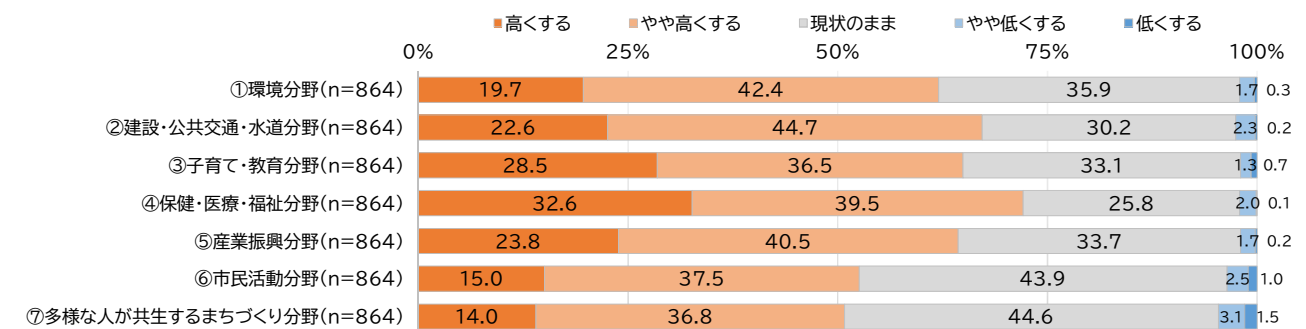


※端数処理により、合計値が100%とならない場合がある。
出典：東御市「市民意識調査（令和4（2022）年9月実施）」

(2) 政策分野の重要度の比較

政策分野の重要度の比較をみると、「保健・医療・福祉分野」「子育て・教育分野」等が相対的に高くなっています。「暮らしの場」として、まちが充実して行ってほしいとの市民の思いがよみ取れます。

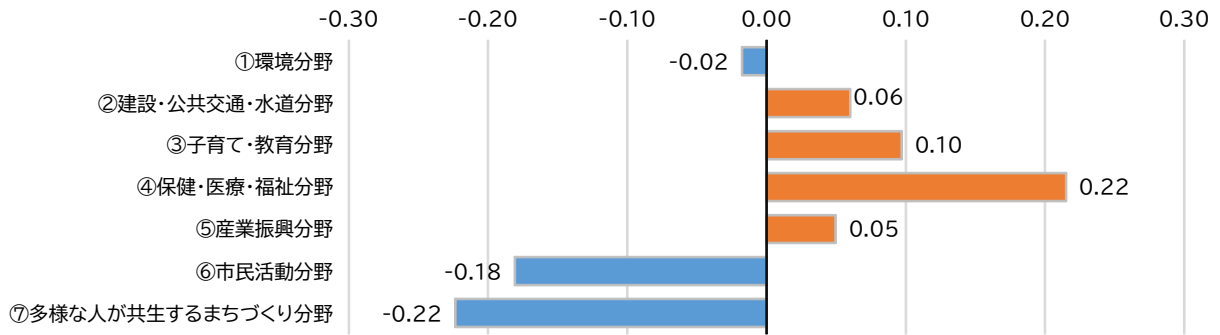
図表 11 政策分野の重要度



※端数処理により、合計値が100%とならない場合がある。

出典：東御市「市民意識調査（令和4（2022）年9月実施）」

図表 12 相対的重要度の平均値



※「①環境分野」から「⑦多様な人が共生するまちづくり分野」の7項目において、回答者ごとに「重要度」の回答を以下のとおり得点化して平均値をとり、項目別の回答との差を取って「相対的重要度」を算出した。

【得点化の仕方】 高くする：+2 / やや高くする：+1 / 現状のまま：0 / やや低くする：-1 / 低くする：-2

上記の値は、回答者別に算出した相対的重要度の平均値である。

出典：東御市「市民意識調査（令和4（2022）年9月実施）」

(3) 理想の東御市のイメージ

理想の東御市のイメージは、

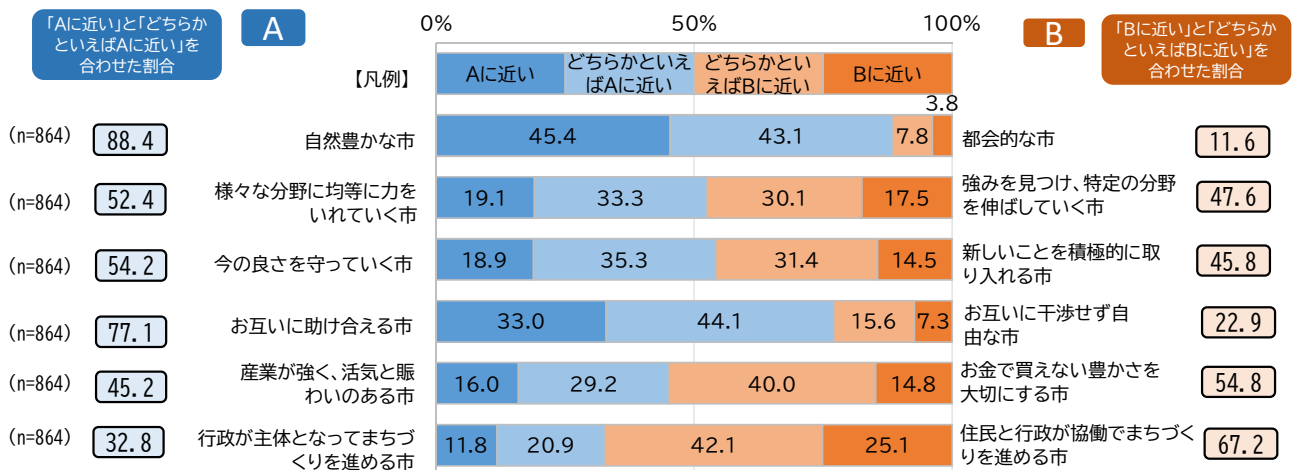
都会的より、「**自然豊かな市**」

お互いに干渉せず自由より、「**お互いに助け合える市**」

行政が主体となってまちづくりを進めるより、「**住民と行政が協働でまちづくりを進める市**」

となっています。その他の項目は、回答が二分しています。

図表 13 理想の東御市のイメージ



※端数処理により、合計値が100%とならない場合がある。

出典：東御市「市民意識調査（令和4（2022）年9月実施）」

6 財政状況

令和4（2022）年度決算にみる本市の財政状況は、経常収支比率^{※2}は92.4%（対前年+0.6ポイント）と前年度より悪化し、財政の硬直化が進行しています。

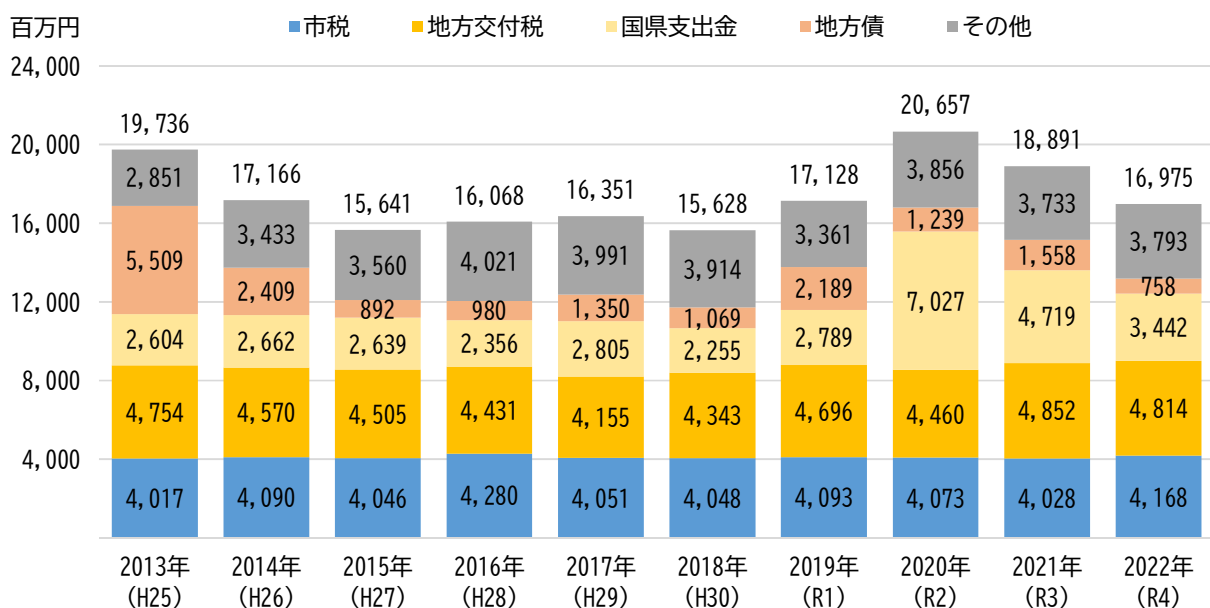
また、財政力指数^{※3}は0.481（対前年△0.005）、実質公債費比率^{※4}は9.6%（対前年+1.2ポイント）とこれまでに実施してきた大型事業などに係る公債費が引き続き将来の財政を圧迫しかねない状況にあることから徹底的な経費の抑制が必要とされています。

(1) 歳入決算

全体的に自主財源以外への依存度が高まっている傾向にあります。特に、平成25（2013）年度、平成26（2014）年度では合併特例債を活用した大型事業の実施や第三セクター等改革推進債を発行しており、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度では臨時交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症への対応を実施したため、歳入・歳出がともに突出しています。

また、市税については、平成25（2013）年度から令和4（2022）年度の10年間は41億円前後で、ほぼ横ばいで推移していますが、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少により、税収を含む歳入全体の減少が見込まれます。

図表 14 歳入決算額（普通会計）



※端数処理により、合計額が一致しない場合がある。

※2 経常収支比率
地方公共団体の財政の弾力性を示す数値。市町村では75%を上回らないことが望ましいとされている。

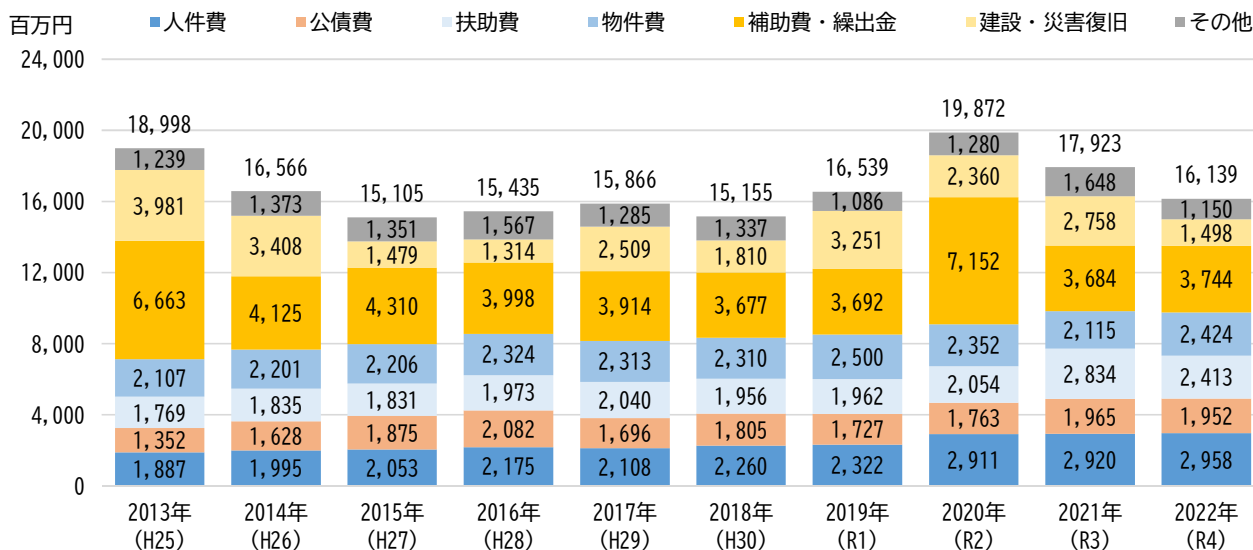
※3 財政力指数
財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体と言える。1.0を超える団体には普通交付税が交付されない。

※4 実質公債費比率
市税などの収入額に対する地方債元利償還金などの割合。18%以上で起債が同意から許可制となる。

(2) 歳出決算

社会経済情勢の変化に対応した行政サービスの提供に伴い、平成 25 (2013) 年度から令和 4 (2022) 年度の 10 年間で社会保障に係る扶助費が約 6.5 億円増加しています。今後も、少子・高齢化社会の進行などに伴い、扶助費の更なる増加は避けられない状況にあります。

図表 15 歳出決算額 (普通会計)

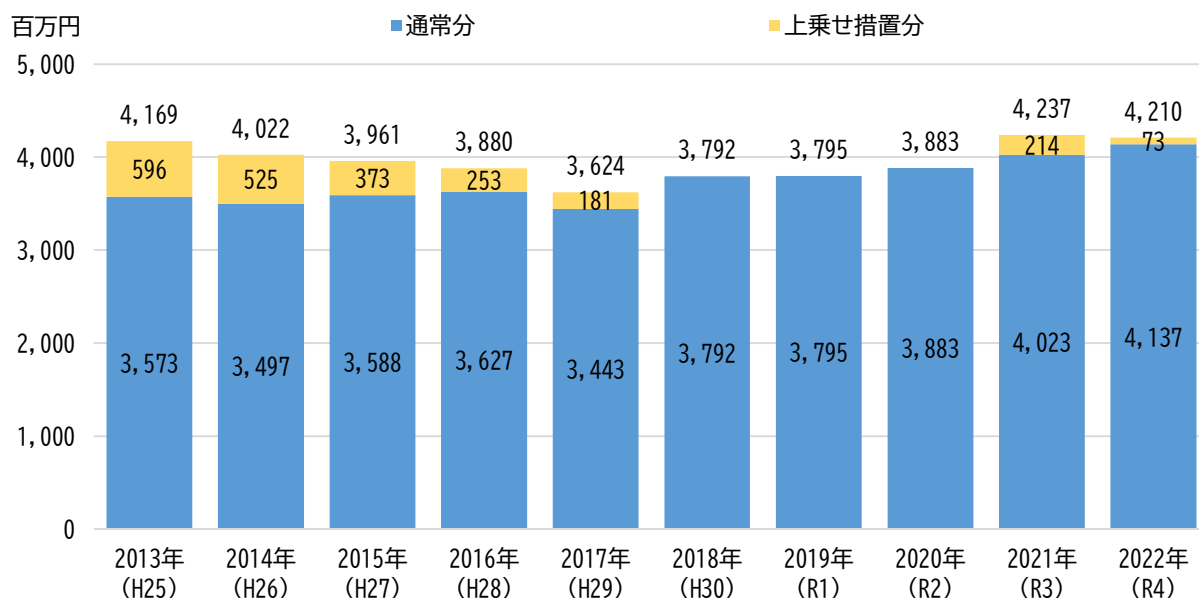


※端数処理により、合計額が一致しない場合がある。

(3) 今後の財政見通し

景気は穏やかに回復基調となっていますが、自主財源となる個人・法人の市民税及び固定資産税などの市税全体の収入は、今後も横ばいの見込みとなっています。また、普通交付税は、令和 2 (2020) 年度以降、合併による特例措置が無くなったため、今後の交付額の減少が懸念されています。

図表 16 普通交付税の推移



第2編 基本構想

第1章 目指す将来の姿

1 将来像

東御市は、千曲川沿岸にある4つの市が連なる間に立地しています。この4市の中では、人口密度が比較的 low、自然が身近に感じられる、程よく都市化された「暮らしの拠点」としての性格を持っています。市民からは「住みよさ」について評価されており、引き続き「暮らしの場」として充実していくことが期待されています。また、就職、結婚、子育て、老後といったライフステージの変化の中で、「暮らしの場」として選ばれている状況もあります。

理想のまちは「自然豊かな市」、「お互いに助け合える市」、「住民と行政が協働でまちづくりを進める市」とする声が多くなっています。人口減少、少子化・高齢化が進む中、限られた地域資源を上手に活用して、より良いまちづくりを進めて行く必要があります。近くに、充実した都市機能があることも十分に活かして、東御市ならではの価値を磨いていくことが求められます。

市制発足20年の歩みの中で積み上げてきた、豊かな自然や人と人とのつながりを十分に活かしながら、「暮らしの場」としての独自の魅力を生み・育て、選ばれ続ける（持続可能な）まちを、東御市に関わるすべての人が協力して実現していくことを目指して、以下の将来像を設定します。

将来像

人と自然にやさしい
豊かな暮らしを実感できるまち とうみ

2 将来像の実現に向けたまちづくりの方向性

(1) 東御市民憲章

東御市では、平成 18（2006）年 10 月 3 日に「東御市民憲章」が定められています。ここには、時代や分野を越えて、市民が大切にすまちづくりの方向性が示されています。第 3 次東御市総合計画においても、東御市民憲章を基本理念とし、その方向性に沿って、市民と行政が一体となったまちづくりを進めていきます。

東御市民憲章

東御市は、烏帽子、蓼科をはじめとした雄大な山並み、千曲の清流がおりなす豊かな風土と長い歴史に育まれた美しいまちです。自然の恵みをうけた郷土は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築かれました。

わたしたちは、このまちに生きることの喜びと誇りをもち、未来（あした）に輝くまちをつくるため、ここに市民憲章を定めます。

- 1、自然を大切にし、環境と調和した美しいまちをつくります。
- 1、ともに支え合い、健やかで安心して暮らせるまちをつくります。
- 1、思いやりの心をもち、子どもたちがのびやかに育つまちをつくります。
- 1、芸術や伝統に親しみ、文化の薫るまちをつくります。
- 1、活力ある産業を育み、若者がつどう豊かなまちをつくります。

(2) 基本目標

東御市民憲章の趣旨を踏まえ、将来像の実現に向けて推進する施策の方向性を示すものとして、以下の6つの基本目標を設定します。

基本目標Ⅰ 『自然と多様な人々が共生するまち』

～環境にやさしい暮らしと、多様な人が認め合い・協力し合う地域を創る～

基本目標Ⅱ 『共に支え合い、健やかに暮らせるまち』

～子どもから高齢者まで、健やかに自分らしく暮らし続けられるようにする～

基本目標Ⅲ 『誰もが学び、自分らしく輝けるまち』

～子どもも大人も、地域資源を活かしながら学び合い・育ち合う～

基本目標Ⅳ 『魅力と活力があふれる産業のあるまち』

～暮らしを豊かにする産業を育て、まちの魅力を高める～

基本目標Ⅴ 『便利で安心して暮らせるまち』

～便利に暮らすための社会基盤を充実するとともに、いざという時の備えを皆で整える～

基本目標Ⅵ 『持続可能な選ばれるまち』

～時代に合った魅力発信や行財政改革により、市内外からの共感や愛着を高める～

東御市×SDGs

SDGsは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17の目標と169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っています。本市では、このような世界規模の目標を十分に踏まえ、総合計画の推進に取り組んでいきます。

 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	国内および国家間の格差を是正する
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する	 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る		

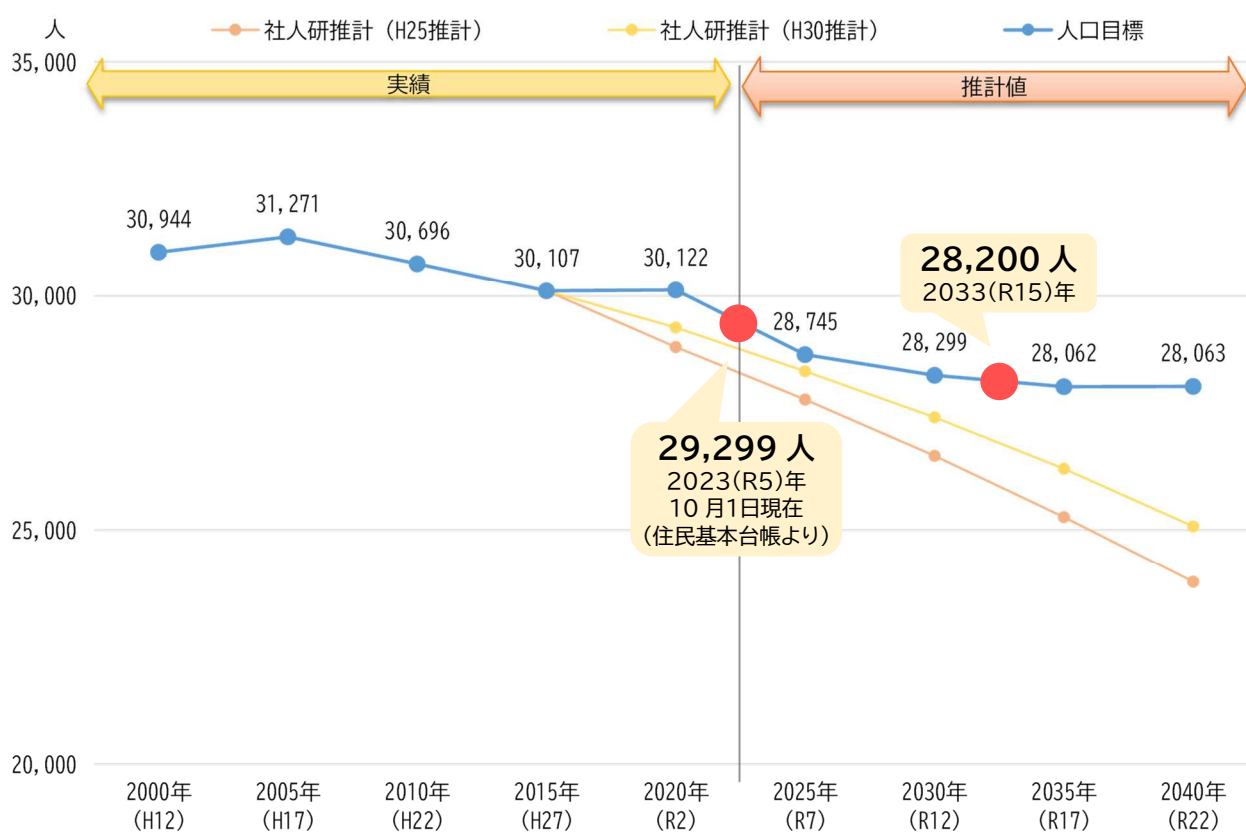
第2章 人口目標

令和2（2020）年に策定した東御市人口ビジョンを踏まえ、計画期間中は国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計よりも人口減少が抑制され、計画の最終年度である令和15（2033）年は、28,200人以上の人口があることを想定します。基本計画では、この人口規模を目安に将来像の実現に向けた施策を総合的に展開します。

2033（R15）年の人口の将来展望

28,200人

図表 17 独自推計による東御市の人口推移と長期的な見通し

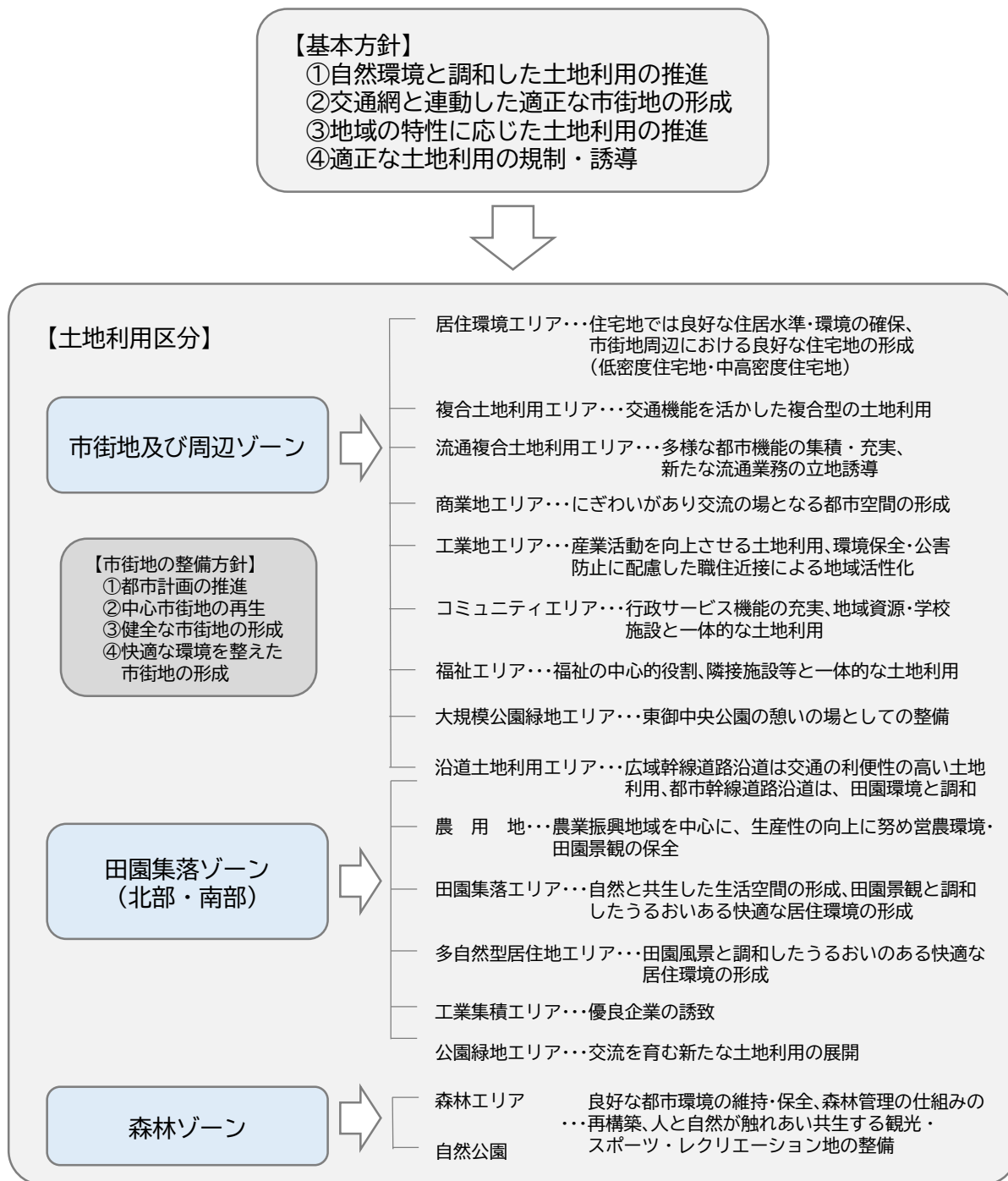


出典：東御市「人口ビジョン」（令和2（2020）年）をもとに作成

第3章 土地利用構想

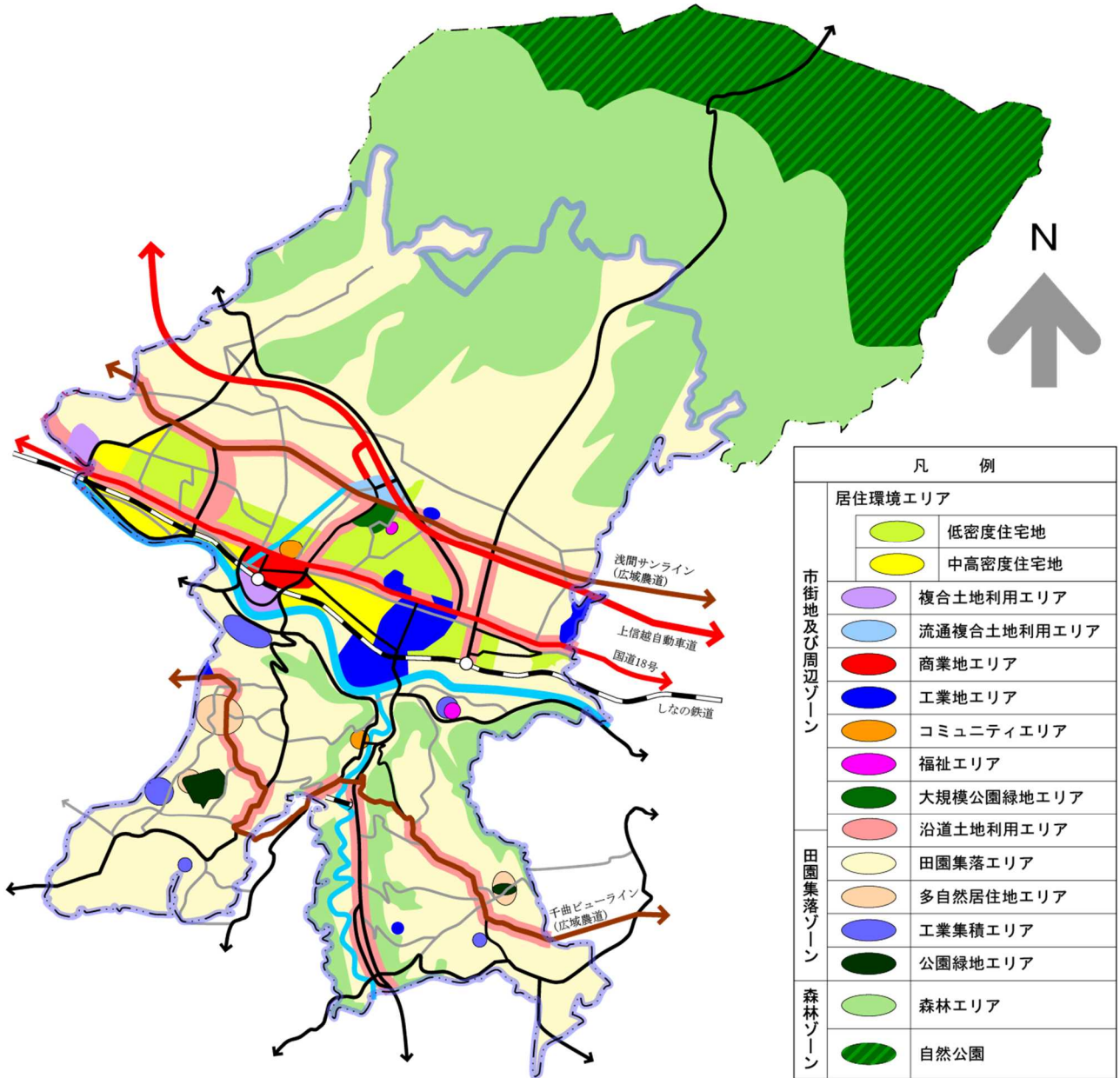
将来像の実現に向けて、自然的土地利用と都市的土地利用の均衡のとれた秩序ある土地利用を総合的かつ計画的に行います。

図表 18 土地利用の基本方針



出典：東御市都市計画マスタープラン（平成 28（2016）年度）

図表 19 土地利用構想



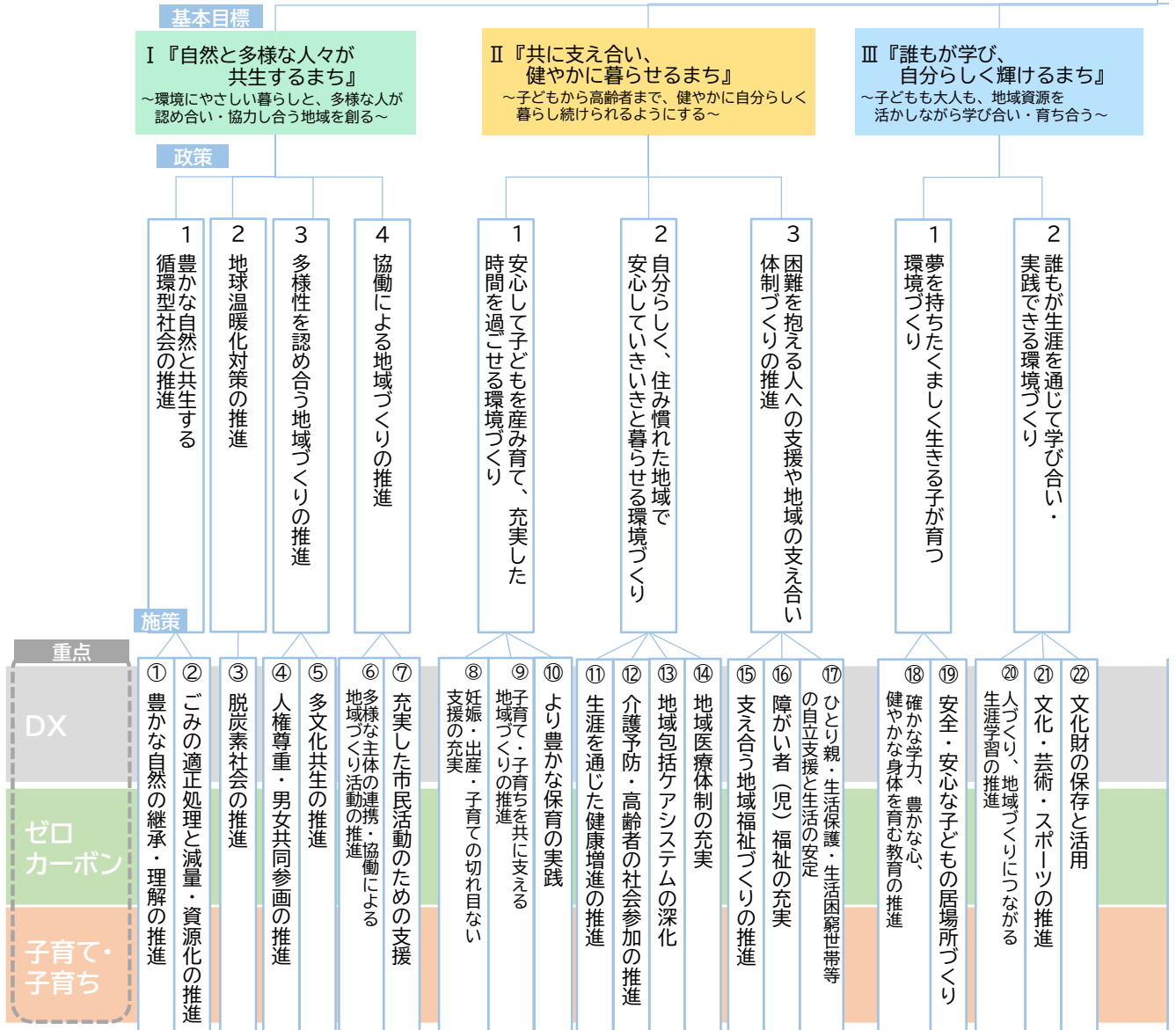
出典：東御市都市計画マスタープラン（平成 28（2016）年度）

第3編 前期基本計画

第1章 施策の全体像

将来

人と自然 豊かな暮らしを実感



にやさしい できるまち とうみ

IV 『魅力と活力があふれる産業のあるまち』
～暮らしを豊かにする産業を育て、まちの魅力を高める～

V 『便利で安心して暮らせるまち』
～便利に暮らすための社会基盤を充実するとともに、いざという時の備えを皆で整える～


VI 『持続可能な選ばれるまち』
～時代に合った魅力発信や行財政改革により、市内外からの共感や愛着を高める～



第2章 施策の内容


基本目標ページ、政策ページの見方をそれぞれ、以下に示します。

◆基本目標ページ



基本目標 I

自然と多様な人々が共生するまち



目指す姿

環境にやさしい暮らしと、多様な人が認め合い・協力し合う地域を創る

- 本市の豊かな自然は、人々にやすらぎをもたらし、生活に潤いをもたらしてくれます。
- 恵み豊かな自然環境を市全体の共有の財産として次世代に繋げていくために、市民一人ひとりが自然との関わりを深め、自然環境の保全や整備を市民と行政が協力して取り組み、水と緑に包まれた魅力ある生活景観の形成による環境と共生したまちづくりを進めます。
- 市民と行政が互いに協力し合って、地球温暖化の防止やごみ排出量の削減、資源物のリサイクル活動を進め、循環型・脱炭素社会の実現を目指します。
- 多様性を認め合い、全ての人々が尊重されるまちを目指します。
- 市民と行政が地域課題の解決に向かい、共に取組むまちの実現を目指します。

基本政策の成果指標

指標名	実績値	目標値 (R10)	単位
市内の温室効果ガス削減量	50,474 (R3)	94,482	t-CO2
「協働のまちづくりの推進」についての市民の納得度の割合	45.0 (R4)	-	%

目指す姿を実現する手段

政策	施策	担当課	ページ
1 豊かな自然と共生する循環型社会の推進	① 豊かな自然の継承・理解の推進	生活環境課	
	② ごみの適正処理と減量・資源化の推進		
2 地球温暖化対策の推進	③ 脱炭素社会の推進	生活環境課	
	④ 人権尊重・男女共同参画の推進		
3 多様性を認める地域づくりの推進	⑤ 多文化共生の推進	人権同和政策課	
	⑥ 多様な主体の連携・協働による地域づくり活動の推進		
4 協働による地域づくりの推進	⑦ 充実した市民活動のための支援	地域づくり支援室	

目指す状態を実現する手段として、「政策」を記します。

基本目標の名称と、SDGsの17の目標のうち、関連の深いものを示しています。

基本目標が目指す状態を示しています。

基本目標の進捗や達成度を測るための代表的な指標を示しています。

政策の詳細ページが掲載された計画書内のページ番号を記します。

▼見開き左ページ

分野ごとの政策番号と政策名称を記載しています。

市民ニーズや社会情勢などを踏まえた、市の現状と課題を示しています。

分野横断で重点的に推進するDX、ゼロカーボン、子育て・子育ての具体的な取組みを示しています。

政策1-1 豊かな自然と共生する循環型社会の推進

現状と課題

- まちをきれいにする月間、外菜植物除活動への参加者が増えている一方で、参加者の高齢化も進んでいます。今後も、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいけるよう、新たな担い手に理解を広める環境教育を行うとともに、環境保全活動を充実させていくことが求められます。
- 生ごみのリサイクル処理量は増加し、可燃ごみの排出量の削減も進んでいます。更に、市民一人ひとりが再資源化等への意識を高め、実践することで資源循環型社会を実現し、環境負荷の低減を進めることが求められます。

重点

DX	・データに基づいた減量・資源化の促進
ゼロカーボン	・環境保全に関する啓発の強化・充実 ・協働による環境保全活動の推進 ・ごみの分別の徹底による排出抑制
子育て・子育て	・身近な自然を活用した遊びの促進

関連計画

- ・東海市環境基本計画

政策に関連する個別計画を記載しています。

28

▼見開き右ページ

政策の達成に向け、市民や企業・団体等に期待することを示しています。

現状と課題を踏まえ、基本目標で示す目指す姿の実現に向け、5年間で取り組む施策の方向性を示しています。

政策の進捗や達成度を測るための代表的な指標を示しています。

基本目標1 『自然と多様な人々が共生するまち』

市民・企業等への期待

市 望：環境保全活動への参加、ごみの減量・資源化に対する意識の共有、3R**による環境にやさしい生活の実践
企業・団体等：ごみの減量・資源化に対する意識の共有、環境にやさしい事業活動の実践

施策の方向性

1 豊かな自然の継承・理解の推進

豊かで美しい自然を引き継いでいくことができるよう、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、日々の暮らしの中で自然との関わりを深め、親しみ、人と自然が共生するまちを目指します。市民・事業者・行政が協働で環境保全活動に取り組むことにより、市民が愛着や誇りを持って暮らすことのできる美しく快適なまちづくりを進めます。

2 ごみの適正処理と減量・資源化の推進

ごみの排出抑制・減量において、全国トップクラスであるごみの分別を、市民・事業者・行政が一体となって継続・深化していくことで、環境負荷低減と循環型社会の実現を目指します。分別の必要性や資源化等についての情報発信を積極的に行い、市民・事業者等の3R**の活動を広げていきます。

指標

	実績値	目標値 (R10)
1 「まちをきれいにする月間」実施回数	66 (R4)	67
2 可燃ごみの排出量	3,665 (R4)	3,418

主な事業

- ・主要道路・河川の草刈り
- ・ごみ拾い等
- ・ごみ・資源物の収集・運搬・処理

施策の方向性に基づく主な事業を記しています。

注 3R 資源と環境が共生した循環型社会を形成していくために必要な、「リデュース（物を大切に使い減らすこと）」、「リユース（使えぬ物を繰り返し使うこと）」、「リサイクル（ごみを資源として再び利用すること）」の3つの原則の総称文字をとったもの。

29



目指す姿

環境にやさしい暮らしと、多様な人が認め合い・協力し合う地域を創る

- 本市の豊かな自然は、人々にやすらぎや生活に潤いをもたらすものです。
- 恵み豊かな自然環境を市全体の共有の財産として次世代に繋げるため、市民一人ひとりが自然との関わりを深め、自然環境の保全や整備を市民と行政が協力して取り組み、水と緑に包まれた魅力ある景観が形成された環境と共生した持続可能なまちづくりが行われています。
- 市民と行政が互いに協力し合って、地球温暖化の防止やごみ排出量の削減、資源物のリサイクル活動が進み、循環型・脱炭素社会の実現に向けた取り組みが進んでいます。
- 多様性を認め合い、全ての人々が尊重されるまちづくりが行われています。
- 市民と行政が地域課題の解決に向けて、共に取り組むまちづくりが進んでいます。

基本政策の成果指標

指標名	実績値	目標値	単位
市内の温室効果ガス削減量	50,470 (R3)	94,482 (R10)	t-CO2
「協働のまちづくりの推進」についての市民の納得度の割合	45.0 (R4)	55.0 (R10)	%

目指す姿を実現する手段

政策	施策	担当課	ページ
1 豊かな自然と共生する循環型社会の推進	① 豊かな自然の継承・理解の推進	生活環境課	28
	② ごみの適正処理と減量・資源化の推進		
2 地球温暖化対策の推進	③ 脱炭素社会の推進	生活環境課	30
3 多様性を認め合う地域づくりの推進	④ 人権尊重・男女共同参画の推進	人権同和政策課	32
	⑤ 多文化共生の推進		
4 協働による地域づくりの推進	⑥ 多様な主体の連携・協働による地域づくり活動の推進	地域づくり支援課	34
	⑦ 充実した市民活動のための支援		



現状と課題

- まちをきれいにする月間、外来植物駆除活動への参加者が増えている一方で、参加者の高齢化も進んでいます。今後も、市民・事業者・行政が協働で取り組んでいけるよう、新たな担い手に理解を広める環境教育を行うとともに、環境保全活動を充実させていくことが求められます。
- 生ごみのリサイクル処理量は増加し、可燃ごみの排出量の削減も進んでいます。更に、市民一人ひとりが再資源化等への意識を高め、実践することで資源循環型社会を実現し、環境負荷の低減を進めることが求められます。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> • データに基づいた減量化・資源化の促進
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> • 環境保全に関する啓発の強化・充実 • 協働による環境保全活動の推進 • ごみの分別の徹底による排出抑制
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> • 身近な自然を活用した遊びの促進

関連計画

- 東御市環境基本計画
- 東御市一般廃棄物処理基本計画

市民・企業等への期待

- 市民：環境保全活動への参加、ごみの減量・資源化に対する意識の共有、
3 R^{※5}による環境にやさしい生活の実践
- 企業・団体等：ごみの減量・資源化に対する意識の共有、環境にやさしい産業活動の実践

施策の方向性

① 豊かな自然の継承・理解の推進

豊かで美しい自然を引き継いでいくことができるよう、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、日々の暮らしの中で自然との関わりを深め、親しみ、人と自然が共生するまちを目指します。市民・事業者・行政が協働で環境保全活動に取り組むことにより、市民が愛着や誇りを持って暮らすことのできる美しく快適なまちづくりを進めます。

② ごみの適正処理と減量・資源化の推進

ごみの排出抑制・減量において、全国トップクラスであるごみの分別を、市民・事業者・行政が一体となって継続・深化していくことで、環境負荷低減と循環型社会の実現を目指します。分別の必要性や資源化等についての情報発信を積極的に行い、市民・事業者等の3 Rの活動を広げていきます。

指標

		実績値	目標値	単位
1	「まちをきれいにする月間」実施区数	66 (R4)	67 (R10)	区
2	可燃ごみの排出量	3,665 (R4)	3,418 (R10)	t

主な事業

- ・主要道路・河川の草刈り
- ・ごみ拾い等
- ・ごみ・資源物の収集・運搬・処理

※5 3R

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくために必要な、「リデュース（物を大切に使いごみを減らすこと）」、「リユース（使える物を繰り返し使うこと）」、「リサイクル（ごみを資源として再び利用すること）」の3つの取組みの頭文字をとったもの。



地球温暖化対策の推進

現状と課題

- 地球温暖化対策として、脱炭素社会の実現が求められており、本市でも太陽光発電等の再生可能エネルギー^{※6}の導入が進んでいます。
- 本市が掲げる、「温室効果ガスの排出量をR12（2030）年までにH25（2013）年度比で51%削減、R32（2050）年までに実質ゼロ」を実現するため、市全体の環境意識の醸成を図り、直ちに行動する必要があります。また、景観との調和や災害への備えを確保しながら更なる再生可能エネルギーの導入が必要です。

重点

DX	● デジタル技術を活用したエネルギーの地産地消の促進
ゼロカーボン	● 再生可能エネルギーへの転換の促進
子育て・子育て	● ゼロカーボン ^{※7} に対する意識の醸成

関連計画

- ・ 東御市環境基本計画
- ・ 東御市地球温暖化対策地域推進計画

※6 再生可能エネルギー

太陽光や、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどのこと。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる重要な低炭素の国産エネルギー源とされている。

※7 ゼロカーボン

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。

市民・企業等への期待

市民：気候変動に興味・関心を持ち、環境配慮行動に取り組む
 企業・団体等：再生可能エネルギーの利活用の促進

施策の方向性

③ 脱炭素社会の推進

地の利を活かし、太陽光発電など環境に優しい再生可能エネルギーへの転換を促進するとともに、市民・事業者・行政が一体となって省エネルギー化に取り組み、脱炭素社会の実現を目指します。

指標

		実績値	目標値	単位
1	太陽光発電設備導入件数	1,422 (R4)	1,614 (R10)	件

主な事業

・重点対策加速化事業（太陽光発電設備及び蓄電池の導入に対する補助）



多様性を認め合う地域づくりの推進

現状と課題

- 部落問題をはじめ、インターネット上の人権や性的マイノリティの人権等、様々な人権問題に対し、地域や学校、企業において教育・啓発事業を行っていますが、差別意識や偏見が依然として存在するため、継続的な啓発事業への取組みを進めていくことが必要です。
- 今なお、固定的な性別役割分担意識やこれを反映した社会制度や慣行などの課題が残っているため、男女が社会の対等な構成員として個性と能力を十分に発揮し、自らの意思によりあらゆる分野で活躍できる機会の確保が必要です。
- 異文化交流事業は、コロナ禍により制限があったものの、オンラインの活用や感染対策を講じた上でのイベントの継続をしています。今後は、アフターコロナに対応した新たなコミュニケーションの場の創出が必要です。

重点

DX	● デジタル技術を活用した人権尊重の推進や多様な学習機会の創出
ゼロカーボン	● 外国人に対する市の取組みへの理解の推進
子育て・子育て	● 人権尊重に対する意識の醸成 ● 性別にとらわれない育児への積極的参加の推進

関連計画

- ・ 東御市人権施策の基本方針・基本計画
- ・ 東御市男女共同参画推進基本計画
- ・ 東御市教育基本計画

市民・企業等への期待

市 民：人権やジェンダー平等についての理解を深める、多文化の交流の場への参加
 企業・団体等：講演会、研修会への積極的な参加と人権や男女共同参画に関する取組みの実践

施策の方向性

④ 人権尊重・男女共同参画の推進

人権同和に関する教育・啓発の推進や相談体制の充実を図りながら、様々なマイノリティに関する学習・啓発事業などの取組みを推進することにより、一人ひとりの人権が尊重される差別のないまちの実現を目指します。

また、性別等に関わらず、誰もが個性と能力を発揮し活躍できる社会を形成するため、男女共同参画社会やジェンダー平等に対する理解と必要性に関する意識啓発の実施、政策・方針決定過程における女性の参画及びワークライフバランスの実現を推進し、女性活躍の場を広げていきます。

⑤ 多文化共生の推進

国籍や文化の違いを認め合い、誰もが地域社会の一員として活躍できるまちの実現を目指します。交流を通じて、生活スタイルや考え方等、互いの理解を深めながら、誰もが地域社会に参画できる環境づくりを推進します。また、外国籍市民に対する相談対応や適切な情報提供の充実を推進します。

指標

		実績値	目標値	単位
1	人権啓発学習会、人権セミナーなどに参加して、人権課題に対して理解の深まった参加者の割合	73.7 (R5)	78.0 (R10)	%
2	市の審議会等の委員に占める女性委員の割合	33.4 (R5)	40.0 (R10)	%

主な事業

- ・人権啓発学習会、人権セミナー、人権尊重のまちづくり市民の集い
- ・人権よろず相談、女性弁護士による法律相談、男女共同参画週間事業



協働による地域づくりの推進

現状と課題

- 地区内の区などの市民活動団体が連携する「小学校区単位の地域づくり^{※8}」がはじまり10年が経過しました。地域づくりの将来像や方向性を示した「地域ビジョン^{※9}」が策定され、その実現に向かって地域特性に応じた取組みが行われています。
- 高齢化に加え、定年延長等に伴い、区や地域づくり協議会^{※10}などの役員のなり手・担い手が不足しています。また、コロナ禍により人が集まることが制限され、地域づくりの活動や人材育成の機会が減少しました。今後、アフターコロナを端緒に、更に活性化した地域づくりを進めるには、若者や女性など多様な人材が参画する地域づくり活動に向けた人材育成が求められています。

重点

DX	• デジタル技術を活用した地域コミュニティの活性化及び市民活動への参加機会の創出
ゼロカーボン	• 地域における環境教育の充実と3Rの促進
子育て・子育て	• 地域での声かけ・見守りの促進

関連計画

- 市民協働のまちづくり指針（東御市）

※8 小学校区単位の地域づくり

小学校区という身近で住民の連帯感が共有できる地区を単位として、区では解決できない地区の課題や将来像、地区全体を総括する組織などについて、住民自らが考え行動する体制を構築し、持続可能な地域づくりを目指す取組み。

※9 地域ビジョン

5地区（田中・滋野・祢津・和・北御牧）で作成された地域づくりの将来像や方向性を示したものの。

※10 地域づくり協議会

各地区に発足した小学校区単位の地域づくりを推進する組織（田中地区地域づくりの会、しげの里づくりの会、祢津地域づくりの会、和地域づくりの会、御牧ふれあいの郷づくり協議会）の総称。

市民・企業等への期待

市 民：地域資源の積極的な活用、地域づくりの仲間づくり

施策の方向性

⑥ 多様な主体の連携・協働による地域づくり活動の推進

市民と行政が共に考え、共に地域課題の解決に取り組む「地域協働型」の地域づくりの実現を目指します。そのため、地域づくり協議会や区など多様な市民活動団体が互いに連携・協働し、地域特性や地域資源を活かした活動をしていくための仕組みづくりの検討に加え、コロナ禍で停滞した地域づくり活動に対し人的・財政的支援の充実を図ります。また、5地区の地域づくり協議会と協議し、「地域ビジョン」の検証と見直しを図る取組みを支援します。

⑦ 充実した市民活動のための支援

多様な市民（移住者、若者、女性等）がコミュニティの一員として役割や生きがいを持ち、それぞれの経験や能力を活かし、長く活躍できる市民活動を行政が支援するまちの実現を目指します。多様性を活かした活動を担う人材育成推進のため、地域づくり等の問題意識を深められる学習機会の提供や、市民が感じている地域課題について市と共有できる場を確保します。

指標

		実績値	目標値	単位
1	「地域ビジョン」の達成のために取り組んでいる事業の実施数	5 (R4)	10 (R10)	事業

主な事業

- ・地域づくり協議会等の市民活動団体への人的、財政的支援
(地域づくり支援員の配置、地域づくり推進交付金・地域づくり活動補助金の交付等)



目指す姿

子どもから高齢者まで、健やかに自分らしく暮らし続けられるようにする

- 次代を担っていく子どもたちは、本市の希望を託す宝です。安心して子どもを産み育て、健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て家庭を支援する環境づくりが進んでいます。
- 子どもたちが自分らしく豊かに生きることができるよう、安心する居心地の良い環境づくりが進んでいます。
- 子どもの自主性・主体性・自発性を育む保育が行われています。
- 安定した医療が受けられ、生涯にわたって住み慣れた地域で安心して生きがいのある暮らしができるよう、健康づくりや生きがいづくりの取組みが進んでいるとともに、保健・医療・介護・福祉の充実したまちづくりが進んでいます。
- 安心して自分らしい暮らしができるよう、地域の絆を深め、相互に助け合いながら暮らせる、誰一人取り残さない福祉のまちづくりが進んでいます。

基本政策の成果指標

指標名	実績値	目標値	単位
「子育てしやすいまち」だと思う保護者の割合	76.8 (R5)	85.0 (R10)	%
健康寿命	男性 81.2/女性 85.5 (R4)	男性 81.7/女性 86.0 (R10)	歳
要介護・要支援認定率	16.8 (R3)	長野県平均値以下 (R10)	%

目指す姿を実現する手段

政策	施策	担当課	ページ
1 安心して子どもを産み育て、充実した時間を過ごせる環境づくり	⑧ 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実	子ども家庭支援課 保育課 健康推進課	38
	⑨ 子育て・子育てを共に支える地域づくりの推進		
	⑩ より豊かな保育の実践		
2 自分らしく、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる環境づくり	⑪ 生涯を通じた健康増進の推進	健康推進課 福祉課	40
	⑫ 介護予防・高齢者の社会参加の推進		
	⑬ 地域包括ケアシステムの深化		
	⑭ 地域医療体制の充実		
3 困難を抱える人への支援や地域の支え合い体制づくりの推進	⑮ 支え合う地域福祉づくりの推進	福祉課	42
	⑯ 障がい者（児）福祉の充実		
	⑰ ひとり親・生活保護・生活困窮世帯等の自立支援と生活の安定		



安心して子どもを産み育て、 充実した時間を過ごせる環境づくり

現状と課題

- 核家族化、共働き世帯の増加による家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など、子どもを産み育てる家庭環境や子どもを取り巻く社会環境の変化により、子育てに不安感や負担感を抱え、孤立してしまう家庭が増えてきています。
- 子育て・子育てを包括的に支援する「子どもサポートセンター」を核に妊娠・出産から子どもが大人になるまでの一連の成長ステージにおいて、切れ目なく継続的に子どもと子育て家庭に寄り添う支援体制が整いつつありますが、出産・子育てを家庭だけの問題とせず、地域ぐるみで子育て・子育てを支えていく体制づくりが必要になっています。
- 子どもたちが自ら考え、何をするべきかを決め、やる気をもって取組める保育が必要です。また、幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を更に伸ばし、学校生活での学びへ繋ぐため、幼保小接続がより一層求められています。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> ● 出産・子育て・保育に関する手続き及び情報発信のオンライン化 ● デジタル技術を活用した子育て家庭への支援の強化
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> ● 自然体験を中心とした環境教育の促進 ● 子育て・保育関連施設における再生可能エネルギーの導入・省エネルギー化の検討
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ● 妊娠・出産・子育てのニーズに対する地域包括支援体制の充実

関連計画

- ・東御市子ども・子育て支援事業計画
- ・東御市こども計画

市民・企業等への期待

市 民：子育て家庭への声かけ・見守り、子育て応援団への参加
 企業・団体等：ワークライフバランスの推進

施策の方向性

⑧ 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実

妊娠・出産から子どもが大人になるまでの一連の成長ステージにおいて、子どもが健やかに成長できるよう、支援が必要な家庭を把握し、早期に関わりをつくるアウトリーチ支援の強化を図るとともに、プッシュ型広報や相談窓口の充実などを通じて妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を強化します。更に、妊産婦及び乳幼児を対象とした健診、教室や相談事業、各種サービスの提供など、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応えられる体制を構築します。

⑨ 子育て・子育てを共に支える地域づくりの推進

地域全体で子どもたちの健やかな成長を確保していくために、子育て・子育て支援活動を行う地域の多様な団体や企業等と連携し、子どもを見守り・育む担い手の育成を図るとともに、地域の子育て経験者や子育てに意欲のある住民の自主的な活動を支援し、様々な世代の人々が子育て家庭を応援できる環境の整備を推進します。

⑩ より豊かな保育の実践

社会生活で求められる決められたことを進んで行うという自主性や問題解決ができる主体性と自発性を身につけるため、日常の保育に加え、自然の中での体験型保育を取り入れます。

指標

		実績値	目標値	単位
1	子育てが幸せ、楽しいと感じる就学前児の保護者の割合	63.5 (R5)	65.0 (R10)	%
2	公立保育園における保育士の充足率	100 (R5)	100 (R10)	%

主な事業

- ・子どもサポートセンター（母子保健・児童福祉）相談・支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業（子育てサポートセンター） ・一時預かり事業
- ・子育て世帯訪問支援事業 ・児童育成支援拠点事業 ・見守り支援員事業



自分らしく、住み慣れた地域で 安心していきいきと暮らせる環境づくり

現状と課題

- 個別・集団健診の実施と受診勧奨により特定健診等の推進を図っていますが、受診率が伸び悩んでいます。関係機関や関係団体と連携し、市民が健診を受けやすい環境を整えるとともに、市民との協働による自らと家族の健康について意識と関心を高める取組が必要です。また、健(検)診を契機として、市民が主体的に年齢や属性に応じた健康づくりに取組める場を継続的に提供していくことが求められます。
- 定年延長や価値観の多様化等の時代の変化に対応し、高齢者のニーズに合った、通いの場や生きがいとなる活動及び活躍の場を確保していくことが重要です。
- 医療と介護の総合相談窓口が開設されていますが、窓口の更なる周知、相談できる場の拡充や医療・介護・福祉等の多職種における連携が重要です。また、身寄りや支援の有無による対応の多様化、手続きの複雑化を克服するため、システムを導入し、迅速・適正な支援を行います。
- 医療の提供体制に関して、上小地域は、医療従事者が少ない地域であることから、医療従事者を確保するとともに、回復期・慢性期の医療提供体制を充実していく必要があります。市内においては、市民病院を核として診療所、歯科診療所、薬局が連携し医療サービスを提供しているところですが、救急医療提供体制を維持するとともに、地域全体で市民の健康を支える医療体制の構築が求められています。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> ● データを活用した健康づくりの推進 ● デジタル技術を活用した各種手続き・相談体制のオンライン化の推進及び地域包括ケア体制の強化
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> ● 少子化・高齢化を考慮したゼロカーボンシティに向けた取組みの推進 ● 関係施設への再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化の検討
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ● 多様な人々の関わりによる地域ぐるみの子育て体制の充実

関連計画

- ・ 東御市健康づくり計画
- ・ 東御市自殺対策推進計画
- ・ 東御市食育推進計画
- ・ 東御市母子保健計画
- ・ 東御市高齢者福祉計画
- ・ 東御市介護保険事業計画
- ・ 東御市病院事業経営強化プラン
- ・ 東御市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）

市民・企業等への期待

市 民：健診の受診、健康づくりの実践（各種健康教室への参加、日々の取組み）、ボランティア等への参加

施策の方向性

⑪ 生涯を通じた健康増進の推進

「東御市健康づくり宣言」に則り、自らの健康は自らつくることを基本に、妊娠期から高齢期までのライフステージに応じた健康づくりに取り組むことで、健康寿命の長いまちを目指します。そのために、地域の健康課題を分析し、各種健（検）診の受診率向上に向けた情報発信を強化し、運動・食生活・心の健康など多方面にわたって、全ての市民が主体的に健康づくりに取組める場を創出し、誰一人取り残さない健康づくりを推進します。

⑫ 介護予防・高齢者の社会参加の推進

介護予防と高齢者の社会参加の推進により、健康寿命の延伸や生きがいを持って暮らせるまちの実現を目指します。地区公民館などを拠りどころとして、歩いて通える範囲での取組みを実施するとともに、市民活動団体等の活動を支援することにより、高齢者の社会参加を推進します。

⑬ 地域包括ケアシステムの深化

介護や医療が必要な状態になっても、高齢者が住み慣れた地域で、その人の能力に応じて自立した生活を送れるまちの実現を目指します。地域包括支援センターが中心となり、介護・医療・福祉に加え、地域との一層の連携により、相談や対応ができる場を充実していくことで地域包括ケアシステムを深化させていきます。

⑭ 地域医療体制の充実

人口減少、高齢化に伴う医療ニーズに対応し、質の高い医療を効率的に提供する体制を構築するため、上小医療圏内の医療機関及び市町村と協力していきます。

市民病院は、総合的なかかりつけ医病院としてプライマリケア^{※11}を担い、地域包括ケアシステムの中核として「直し、支える医療」を提供します。

指標

		実績値	目標値	単位
1	特定健診受診率	43.9 (R4)	60.0 (R10)	%
2	乳幼児健診受診率	99.5 (R4)	100.0 (R10)	%
3	要介護3以上の在宅サービス利用率	64.0 (R4)	65.5 (R10)	%

主な事業

- ・特定健診ほか各種検（健）診 ・乳幼児健診 ・介護予防・日常生活支援総合事業 ・包括的支援事業・任意事業
- ・国民健康保険に係る医療費適正化対策事業（医療費通知、ジェネリック医薬品の利用啓発等）

※11 プライマリケア

患者の抱える問題の大部分に対処でき、かつ継続的なパートナーシップを築き、家族及び地域という枠組みの中で責任を持って診療する臨床医によって提供される、総合性と受診のしやすさを特徴とするヘルスケアサービスのこと。



困難を抱える人への支援や 地域の支え合い体制づくりの推進

現状と課題

- 民生児童委員の訪問活動により、地域と行政の繋がりが深まっています。また、災害時支えあい台帳^{※12}の作成が多くの区で進んでいます。今後も、声掛けや見守り活動、災害時における支援体制を継続していくことが重要です。
- 障がい者手帳の取得者は年々増加しているとともに、経済状況や社会環境などの急激な変化により、障がい者（児）本人や家族が抱える課題やニーズが複雑化・多様化している状況にあります。障がい者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障がいを持つ方やその家族の課題やニーズを把握するとともに、各関係機関や地域の方と連携し、インフォーマルな支援^{※13}を含めた包括的な支援体制の充実が求められます。
- 相談家庭の抱える課題は、経済的な課題のみならず、ひとり親、障がい、家庭の養育力低下、地域との関係の希薄化等が複雑に絡んでいます。個々の状況に応じた具体的な支援方法を検討し、重層的な支援を提供するため、庁内外の関係機関との連携や伴走的支援の充実が必要です。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術を活用した課題共有と支援の仕組みづくり ● 各種手続き・相談体制のオンライン化の推進
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係施設への再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化の検討
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の支え合いによる課題を抱える子育て家庭の把握と支援の強化

関連計画

- ・ 東御市地域福祉計画
- ・ 東御市障がい者計画
- ・ 東御市障がい福祉計画
- ・ 東御市障がい児福祉計画
- ・ 東御市高齢者福祉計画
- ・ 東御市介護保険事業計画

※12 災害時支えあい台帳

災害発生時に、自力で避難することが難しく避難に支援を必要とする人（要配慮者）と、避難の手助けをしてくれる支援者を登録台帳にしたもので、東御市では区ごとに作成をお願いしている。

※13 インフォーマルな支援

家族をはじめ近隣や地域社会、NPO やボランティアが行う援助活動で、公的なサービス以外のもの。

市民・企業等への期待

市 民：地域での声かけ・支え合い

施策の方向性

⑮ 支え合う地域福祉づくりの推進

地域で暮らす一人ひとりの市民が、地域の絆を深め、支え合いながら暮らすことができる地域社会の実現を目指します。地域での声掛けや見守り体制、市と福祉事業者等との連携体制の充実を図ります。また、災害時支えあい台帳の実行性を確保し、ケアマネジャー^{※14}等の福祉専門職や地域と協力しながら避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進します。

⑯ 障がい者(児)福祉の充実

障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合い、住み慣れた地域で誰もが安心して自分らしく生活することができる地域共生社会の実現を目指します。障がい者(児)の個々の課題やニーズの多様化に対応するため、相談支援体制の充実を図るとともに、各関係機関や地域と連携し、包括的な支援体制の維持と、福祉サービスの提供を推進します。

⑰ ひとり親・生活保護・生活困窮世帯等の自立支援と生活の安定

様々な困難を抱える市民が、生活への不安を解消し、地域で自立した生活を安定して続けていけるまちの実現を目指します。支援対象者の状況やニーズを適切に把握するため、相談体制を充実するとともに、庁内外の各関係機関と連携しながら必要な生活支援や自立支援を展開します。

指標

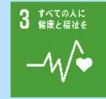
		実績値	目標値	単位
1	各種サポーター等養成者数（※参考）	376（R4）	400（R10）	人
2	障がい福祉施設からの一般就労移行者数	25（H30～R4） ※累計値	47（R6～R10） ※累計値	人
3	生活困窮者の就労者数	51（H30～R4） ※累計値	52（R6～R10） ※累計値	人

主な事業

- ・地域生活支援事業
- ・精神保健事業
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・包括的支援事業・任意事業
- ・（社協）ボランティアセンター事業
- ・障害者自立支援介護給付事業
- ・生活困窮者自立支援事業

※14 ケアマネジャー

介護支援専門員のこと。介護保険法に基づき、要介護者からの相談に応じ、希望や心身の状況から適切なサービスが利用できるよう、介護計画を作成しサービス事業者と連絡調整を行う。



目指す姿

子どもも大人も、地域資源を活かしながら学び合い・育ち合う

- 市民一人ひとりが学校や生涯学習を通じた学びによって、自己肯定感を持って暮らすことが重要です。
- 児童生徒が健やかに育ち、これからの社会で活躍できるよう、家庭と学校、地域が連携しながら、個性や能力を十分に発揮できる教育環境づくりが進んでいます。
- 学校や地域が子どもや家庭に寄り添い、子どもの居場所を創出し、個に応じた支援や教育が提供できる環境づくりが進んでいます。
- 生涯を通して自分らしく自発的に学び、学びの成果や知識・技術などを、地域やまちづくりに活かせるよう、生涯学習機会の提供や活動支援が行われているとともに、文化・芸術活動及びスポーツに親しむまちづくりが進んでいます。また、受け継がれてきた郷土の資源や文化財が適切に保存・活用され、愛着と誇りを持ったまちづくりが進んでいます。

基本政策の成果指標

指標名		実績値	目標値	単位
「全国学力・学習状況調査」 将来の夢や目標を持っている 児童生徒の割合	小6	83.1 (R5)	全国平均値以上 (R10)	%
	中3	59.7 (R5)	全国平均値以上 (R10)	
20歳以上の週1回以上のスポーツ実施率		60.3 (R3)	65.0 (R10)	%

目指す姿を実現する手段

政策		施策		担当課	ページ
1	夢を持ちたくましく生きる 子が育つ環境づくり	⑱	確かな学力、豊かな心、健やかな 身体を育む教育の推進	教育課	46
		⑲	安全・安心な子どもの居場所づくり		
2	誰もが生涯を通じて 学び合い・実践できる 環境づくり	⑳	人づくり、地域づくりに つながる生涯学習の推進	文化・スポーツ振興課 地域づくり支援課	48
		㉑	文化・芸術・スポーツの推進		
		㉒	文化財の保存と活用		



夢を持ちたくましく生きる子が育つ 環境づくり

現状と課題

- 小中学校における全国学力・学習状況調査では、教科の平均正答率のほか児童生徒の学習に対する興味や関心等の高さにおいて県平均を下回るものがある中、分析の結果をもとに一人ひとりが意識をして取組める授業となるよう、家庭と地域と学校とが連携しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育み、自己肯定感を上げる魅力的な教育環境を創っていくことが求められます。
- 児童館や放課後児童クラブなど、子どもたちの放課後の居場所が確保されています。安全・安心な施設の持続のため、計画的な改修のほか、居場所を運営する人材確保に力を入れることが必要です。子どもに関わる課題が多様化する中で、子どもや家庭に寄り添える居場所を創出し、個に応じた支援や教育が提供できる環境づくりが求められています。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術の活用による一人ひとりにあった学習の推進 ● 教員のデータリテラシー向上に向けた支援
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> ● 脱炭素社会の実現に向けた取組みに関する教育の推進 ● 学校等施設への再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化の検討
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て支援施設の整備や子育てに関する情報の提供

関連計画

- ・ 東御市教育基本計画
- ・ 東御市学校施設長寿命化計画
- ・ 東御市食育推進計画
- ・ 東御市子ども読書活動推進計画

市民・企業等への期待

市 民：学校教育に関わるボランティア等への参加
 企業・団体等：学校教育に関わる体験型コンテンツの提供

施策の方向性

⑱ 確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育む教育の推進

児童生徒自らが健やかに育ち、これからの社会で活躍できるよう、確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育む教育環境の実現を目指します。また、食育や運動に関し、知識や習慣を身に付けることで健やかな身体を育みます。家庭、地域、学校と連携しながら、子どもたちが希望や夢を持ち、叶えられるよう個性や能力を十分に発揮できる教育環境づくりを推進します。

⑲ 安全・安心な子どもの居場所づくり

子どもに関わる課題が多様化している中で、学びの場や居心地の良い場所を確保するために、子どもやその家庭に寄り添い、子どもの居場所を創出し、個に応じた支援や教育が提供できる環境づくりの実現を目指します。

児童館の老朽化に伴い、新たに児童クラブを併設した整備を進めます。また、民間の児童クラブ等に関する情報発信を行います。

指標

		実績値	目標値	単位	
1	「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」児童（小5）・生徒（中2）の体力合計点	小男	52.76（R4）	全国平均値以上（R10）	ポイント
		小女	52.19（R4）	全国平均値以上（R10）	
		中男	42.85（R4）	全国平均値以上（R10）	
		中女	45.50（R4）	全国平均値以上（R10）	
2	「全国学力・学習状況調査」自分には、よいところがあると思う児童生徒の割合	小	86.8（R5）	全国平均値以上（R10）	%
		中	83.6（R5）	全国平均値以上（R10）	

主な事業

- ・学力・体力向上対策事業
- ・児童館事業
- ・放課後児童クラブ事業



誰もが生涯を通じて学び合い・実践できる環境づくり

現状と課題

- 生涯学習講座は受講者数の低迷・受講者の固定化がある中で、人づくり・つながりづくり・地域づくりを目指す社会教育の意義と役割に立ち返り、講座内容や生涯学習施設の在り方の見直しが求められています。
- 図書館では利用実態に沿った蔵書の更新や、現在ある本を利用してもらう工夫等を継続的に行い、市民に親しまれ、役に立つ図書館サービスの充実が必要です。
- 多様な体験や活動を通して、心豊かで健やかな青少年の育成を図る必要があります。
- 文化施設を活用した企画展やコンサート、ワークショップ等により、幅広い世代を対象に文化・芸術振興を推進してきましたが、今後も市民が心豊かな生活を送っていくためには、歴史を大切にし、既存の文化的ストックを活かしながら、新たな文化・芸術の価値を生み出すことが求められます。
- スポーツ施設のオンライン予約システムを導入し、施設利用者の利便性が向上しています。一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、文化施設・スポーツ施設の利用者数が大幅に減少しています。関係団体等と連携し、多様な切り口での文化芸術振興や、多くの方が運動・スポーツに触れられる機会づくりが必要です。
- 今後も文化財を保存・継承していくためには、講演会等の開催により、郷土の歴史文化を学ぶことで、多くの市民が地域や伝統行事などに理解を深め、関わっていくことが重要です。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した文化財等の収集・整理・保存及び研究と活用に向けた情報発信 各種施設の予約や講座への申込のオンライン化
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> 各種文化・芸術・スポーツイベントにおけるゼロカーボンを意識した取組みの推進 文化等施設への再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化の検討
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> 多世代交流や地域の歴史・文化に触れる活動への参加機会の創出 スポーツに親しむ機会の充実と運動の習慣化の促進

関連計画

- 東御市子ども読書活動推進計画
- 東御市文化芸術推進計画
- 東御市スポーツ推進計画
- 東御市青少年健全育成計画

市民・企業等への期待

市民：生涯学習・スポーツ・文化芸術等のサークルや講座等への参加
 企業・団体等：生涯学習・スポーツ・文化芸術等の学習機会の提供

施策の方向性

⑩ 人づくり、地域づくりにつながる生涯学習の推進

様々な世代が学びを通じて、人づくり・地域づくりの輪をひろげ、地域の活力が創出されていく生涯学習を目指します。多様なニーズに応える学習機会を創出し、青少年の地域活動への参加、まちづくり人材の掘り起こしや育成につなげます。

また、地域づくり組織と連携して情報発信をしつつ、公民館活動を推進します。

図書館においては、情報の収集・提供により幅広い年代の市民の読書活動・学習活動を支援します。

⑪ 文化・芸術・スポーツの推進

誰もが文化・芸術・運動・スポーツに親しむ環境や機会があるまちの実現を目指します。

文化活動においては、市民ニーズに応じて、地域に伝わる文化に対する理解を深める機会を充実させ、多様な文化・芸術に親しむ環境づくりや関係する人材の育成とともに、他分野との連携と地域づくりへの展開を図ります。

スポーツ活動においては、ライフステージに応じた運動・スポーツに触れる機会や環境を充実させるとともに、運動・スポーツ活動を支える人材の確保・育成を推進します。加えて、スポーツツーリズムを推進することで、交流人口・関係人口を増やします。

⑫ 文化財の保存と活用

郷土の歴史文化の周知を図り、地域の大切な財産であるお祭りや伝統行事を教育・まちづくり・観光等の様々な場面に活用し、多くの市民が関わることで保存・継承していくことを目指します。

文化財の保存のため、適切に管理するとともに、幅広く活用していくことを促進します。また、東御市文書館における公開文書目録の登録数を増やし、地域の歴史文化への理解を深められるようにします。

指標

		実績値	目標値	単位
1	社会教育団体数	34 (R4)	50 (R10)	団体
2	市立図書館の貸出冊数	161,698 (R4)	162,000 (R10)	冊
3	文化芸術・スポーツ人材バンクの登録者数	23 (R5.12)	50 (R10)	人
4	文化芸術等イベントへの参加者数	44,304 (R4)	58,000 (R10)	人

主な事業

- ・公民館学習講座運営
- ・公民館管理
- ・図書館講座運営
- ・青少年健全育成事業
- ・スポーツ振興事業（スポーツ大会、スポーツ教室、各種団体補助）
- ・文化振興事業（文化会館、丸山晚霞記念館、梅野記念絵画館）
- ・文化財保護審議会事業



目指す姿

暮らしを豊かにする産業を育て、まちの魅力を高める

- 産業振興は市民の豊かな暮らしを支えるとともに、まちの活気やにぎわいを創出する基盤となるものです。
- 標高差と特有の気候条件などの地域特性を活かした農産物の生産振興を図るとともに、農業基盤の整備・保全・活用と農業後継者の確保・育成を図りながら、産業としての農業が維持・拡大しており、里山を含む民有林が適正に管理され、持続可能で活気のある明るい農村づくりが進んでいます。
- 商工業では既存企業の活力が向上するとともに、市内勤労者の雇用が安定しています。
- コロナ禍の影響を受けた観光分野については、地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げが行われ、交流人口や関係人口が拡大しているとともに、地域活性化が進んでいます。

基本政策の成果指標

指標名	実績値	目標値	単位
農業経営体の法人化数	42 (R4)	49 (R10)	経営体
新規就農者数	3 (R4)	3 (R10)	人/年
新規起業件数	18 (R4)	75 (R6~R10) ※累計値	件
観光消費額	45.8 (R4)	79.7 (R10)	億円

目指す姿を実現する手段

政策	施策	担当課	ページ
1 地域の魅力を高める農林業の振興	㉓ 農業生産基盤の整備と保全	農林課	52
	㉔ 東御ブランド力の強化と特産品による地域振興		
	㉕ 農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立		
	㉖ 地域の里山及び民有林の適正な管理		
2 暮らしを豊かにする商工業の振興	㉗ 商工業の育成とにぎわいの創出	商工観光課	54
	㉘ 新規起業家への支援		
3 まちににぎわいをもたらす観光の振興	㉙ 地域資源を活用した着地型観光の推進	商工観光課	56
	㉚ 観光客受入環境及び観光施設の整備		



地域の魅力を高める農林業の振興

現状と課題

- 東御市農業農村支援センターと連携しながら農地中間管理事業^{※15}の活用などにより、これまでに担い手農家へ約558haの農地の集積が進んでいます。今後は、担い手農家の経営の改善・効率化に向けて、将来の農地をどのように活用するかを定める目標地図等を作成し、農地の集約化を進めていく必要があります。また、圃(ほ)場^{※16}整備等が実施された優良農地内の遊休荒廃化が散見されることから、これらの農地を復旧して活用する必要があります。
- ワインぶどうの作付面積は56.4haに拡大し、ワイナリーも13軒となり、これまで順調に増加しています。このワインを基軸として、市内産の農産物や加工品のPRや販路開拓を積極的に行うことで、農産物のみならず東御市のブランド力を高め、農業で稼げる環境を創出していくことが必要です。
- 果樹栽培を中心に、これまで83経営体が新規就農しており、平成31（2019）～令和5（2023）年度の直近5年間では、22経営体が新規就農しています。認定農業者については、概ね100経営体前後で推移しています。農業従事者が減少する中で、中核的農家の確保や法人化等による経営の強化が求められます。
- 農業用排水路・農道などの農業施設は、設置からの経過年数が長いものが多く、適正な維持管理と施設の更新が必要です。
- 農地に接続する里山を良好な状態に保ち、野生鳥獣が人里に近づきづらい環境を整える必要があるほか、森林の持つ多面的な機能を発揮させるための適正な管理が求められます。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術を活用した生産性の向上や効率的な農業の推進 ● 農地情報のデータ化による効率的な管理
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境保全型農業の推進 ● 農業施設における再生可能エネルギーの導入の検討 ● 森林資源の保全と有効活用
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業体験の充実と地産地消・食育の推進

関連計画

- ・ 東御市森林整備計画 ・ 東御市農業振興計画 ・ 東御市 6 次産業化推進計画
- ・ 東御市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 ・ 東御市人・農地プラン（東御市地域計画）

※15 **農地中間管理事業**
 地域内の農地を「農地中間管理機構」（農地利用の効率化等促進を図る団体、農地バンク）が借り受け、担い手がまとまりある形で利用できるよう配慮して貸し付ける事業。

※16 **圃(ほ)場**
 農作物を栽培するための場所のこと、水田や畑などを包括する言葉。

市民・企業等への期待

市民：農業への理解・応援、市内産農産物や加工品の消費（地産地消）
 企業・団体等：農地の集積への協力、事業の拡大、新規就農者の受入・応援、農福連携

施策の方向性

⑳ 農業生産基盤の整備と保全

農業生産の基盤である農地や道水路の保全・管理を適正に行い長寿命化を図ります。また、農地中間管理機構などを有効活用して、認定農業者をはじめ、地域の多様な担い手農家へ農地を集積し、持続可能な農業・農村の体制構築を推進します。

㉑ 東御ブランド力の強化と特産品による地域振興

地球温暖化などの環境変化に対応した農作物の栽培振興をはじめ、農業生産を維持・拡大していくため、ワインを基軸として農産物や農産物加工品のブランド力を更に強化することを目指し、様々な媒体等を通じたPRを行うとともに、販路開拓を支援します。また、農産物特産品とこれを用いた6次産業化を発展させて、地域の文化、歴史、景観などの多様な地域資源と融合させ、かつ福祉政策との政策間連携を充実させて、新たな付加価値を創出する事業に取り組めます。

㉒ 農業の担い手の育成・支援と安定的な農業経営の確立

市内の農業・農村を持続可能なものにするため、次代の多様な担い手が充実しているまちの実現を目指し、新規就農者、認定農業者及び法人経営体などを育成・確保し、安定的な農業経営を確立できるよう支援します。農業団体、関係機関と連携し、経営相談窓口の設置や経営基盤強化に向けた支援を充実します。

㉓ 地域の里山及び民有林の適正な管理

森林が持つ治山・治水能力の向上や水源涵養機能の保全及び野生鳥獣の適正な生息域管理をするための里山の保全等について、地域と連携しながら推進します。

指標

		実績値	目標値	単位
1	農地の集積面積	558 (R4)	623 (R10)	ha
2	耕作放棄地の面積	380 (R4)	370 (R10)	ha
3	環境に配慮した農業の取組み面積	103 (R4)	130 (R10)	ha
4	市内ワイナリー数	13 (R4)	15 (R10)	軒

主な事業

- ・農地中間管理事業
- ・農地流動化助成事業
- ・遊休荒廃農地復旧事業
- ・環境保全型農業直接支払交付金
- ・堆肥活用事業



暮らしを豊かにする商工業の振興

現状と課題

- 企業の設備投資に対する助成や、先端設備導入による固定資産税の減免などの制度活用により、生産性の向上や労働環境の充実を支援しています。今後、DXの推進への対応や事業承継など激しいビジネス環境の変化に対応できるような情報収集と支援が必要です。
- 市と商工会が創設した特定創業支援事業^{※17}である「創業塾^{※18}」が、新規起業につながっています。今後も、起業支援を継続しながら、テレワーク^{※19}施設や空き店舗等の地域資源の利活用につなげていくことが重要です。
- 各商工団体が主体となり季節毎のイベントを企画し、地域住民や訪問者を商店街に呼び込む活性化に向けた取組みを継続的に行っています。観光地やしなの鉄道と連携した集客イベントを充実させ、更なる集客に努めるとともに、空き店舗の活用を進めて行くことが必要です。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> ● オンライン化による相談体制や労働環境の向上に向けた取組み
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業・商業施設における再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化の推進 ● オンライン会議の活用による脱炭素化の推進
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て世代に対する福利厚生の実施

関連計画

- ・ 創業支援等事業計画

※17 特定創業支援事業

市区町村又は認定連携創業支援事業者が創業希望者等に行う、継続的な支援で、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が全て身につく事業のこと。

※18 創業塾

特定創業支援事業の一環として、創業希望者を対象とする講座を年1～2回開催し、財務・経営・人材育成・販路開拓についての知識が身につくよう、東御市商工会が実施しているもの。

※19 テレワーク

ICTを活用し、場所や時間を有効に活用できる柔軟な働き方。

市民・企業等への期待

市民：市内事業者のサービスの利用、好きなお店の発信・応援
 企業・団体等：魅力的なサービスの提供、事業の拡大

施策の方向性

⑳ 商工業の育成とにぎわいの創出

労働環境の充実、雇用対策などを支援しながら地域企業が発展し、地域産業が活性化する社会を目指します。地域企業の経営安定のため、事業承継などの支援、必要な資金のあっせん、中小企業向けの経営指導、合同就職面接会における必要な人材の確保などを行います。また、ワーケーション※20の推進による関係人口増加による就労機会の創出や、DXの推進により労働環境の向上のための支援を行います。

更に市街地に集客をもたらすため、関係団体と連携しながら季節ごとの集客イベントの開催などを行います。

㉑ 新規起業家への支援

地域経済の拡大や雇用機会の創出による、暮らしの場としての魅力向上と地域経済の拡大のため、市内の新規起業家の増加を目指します。事業者の経営課題を解決する「キャラバン隊※21」で、起業に対する相談支援を充実します。また、「創業塾」での空き店舗紹介や各種イベントの活用など情報提供を充実します。

指標

		実績値	目標値	単位
1	商工会新規加入事業者数	34 (R4) ※コロナ対策事業等の影響により加入者増加	100 (R6～R10) ※累計値	事業者
2	中心市街地における空き店舗数	10 (R4)	5 (R10)	店舗

主な事業

- ・創業・事業承継などに関する事業の支援
- ・創業に係る制度資金融資あっせん
- ・商工業振興助成事業
- ・特定創業支援事業
- ・東御市キャラバン隊事業
- ・中心市街地活性化協議委員会の支援

※20 ワーケーション

Work（仕事）と Vacation（休暇）を組み合わせた造語で、普段の職場や自宅とは異なる場所で仕事をしつつ自分の時間も過ごすこと。

※21 キャラバン隊

上田信用金庫と締結した包括連携協定に基づき、市、上田信用金庫、商工会3者で企業の経営課題を解決するための活動。



まちににぎわいをもたらす観光の振興

現状と課題

- 令和2（2020）年からコロナ禍の影響で、観光地への入込客数が大幅に減少しましたが、令和4（2022）年からは増加傾向に転じています。しかしながら、未だコロナ禍前の水準には達しておらず、今後は入込客数の増加を図り、国内だけでなくインバウンド^{※22}の獲得にも目を向けた対策が必要です。また、近年の観光ニーズは、団体型旅行から個人型旅行へと変化したことや非対面・非接触での観光へと移行しています。こうした中、旅行者自らの趣向にあった周遊観光ができるよう、二次元コードを活用した非対面観光地ガイド動画の作成及び非対面・非接触による市内周遊観光の推進のためe-バイクの導入を行いました。更なる周遊観光の充実を図るため、現在も不十分である観光二次交通の整備が将来に向けての課題です。今後は食・歴史・文化など市内の魅力ある多様な観光資源を繋ぎ合わせることで、年間を通して長期滞在による観光客が訪れる、魅力があふれる観光地形成が必要です。
- （一社）信州とうみ観光協会が、観光地域づくりの推進を図り、地域のコーディネーターとして、観光コンテンツの醸成、ホスピタリティ^{※23}の向上に取り組める体制の構築が必要です。
- 観光施設の整備においては、利用者の利便性向上を目的に継続して実施していますが、観光形態や観光ニーズを捉え、魅力の向上、集客につなげていくことが課題です。また、観光地としての認知度が低いことから、より魅力をPRするためにきめ細かな施設情報の発信が必要です。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> データに基づいたマーケティングやプロモーションの強化 デジタル技術を活用した多様な観光客のニーズへの対応
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> 徒歩や自転車、公共交通の利用の促進
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自然、歴史・文化、食に関する体験の推進

関連計画

- 東御市観光ビジョン
- 東御市湯の丸高原施設整備基本構想

※22 インバウンド
訪日外国人のこと。

※23 ホスピタリティ
歓待、おもてなし。

市民・企業等への期待

市 民：身近な観光コンテンツや体験プログラムを楽しむ
 企業・団体等：観光コンテンツや体験プログラムの創出、タイアップの推進、空き店舗の活用

施策の方向性

②⑨ 地域資源を活用した着地型観光の推進

地域資源を活かした魅力ある観光コンテンツの醸成とそれらの有効活用を図り、新たな観光ニーズに対応した観光者を誘うまちの実現を目指します。地域に息づく暮らしや自然、歴史・文化、食といった固有の観光資源の魅力を最大限に活用した着地型観光^{※24}を推進します。

着地型観光を推進することで、観光エリアの拡大、長期滞在、リピーターの確保による満足度向上、観光消費額の増加を図り、地域に根ざした観光によるまちの活性化を図ります。

③⑩ 観光客受入環境及び観光施設の整備

戦略的な観光振興を図るためには観光客の旅行形態や観光ニーズを的確に把握した上での観光情報提供や観光施設の整備が必要であるため、数値根拠に基づいたデジタルマーケティングやプロモーションを実施していきます。

既存の観光施設の計画的な改修はもとより、観光客のニーズに応じた施設整備や利便性を向上させ、観光地としての高付加価値化を図ります。

効果的な観光案内板の整備や観光情報の多言語化やWi-Fi環境の整備により、国内旅行者だけでなく訪日外国人観光客の集客や利便性の向上を図ります。

指標

		実績値	目標値	単位
1	延べ宿泊者数	47,557 (R4※暦年)	120,400 (R10※暦年)	人
2	主要観光施設入込客数	525,120 (R4※暦年)	860,000 (R10※暦年)	人
3	リピーター率	68.2 (R4※暦年)	70.0 (R10※暦年)	%

主な事業

- ・ 広告宣伝業務事業
- ・ 観光地魅力創造事業
- ・ (一社) 信州とうみ観光協会運営補助事業

※24 着地型観光

旅行者を受け入れる地域（着地側）が、地域固有の観光資源に基づく旅行商品や体験プログラムを企画・運営する観光形態のこと。



目指す姿

便利に暮らすための社会基盤を充実するとともに、いざという時の備えを皆で整える

- 便利で安心して暮らせるまちの基本となるものは、社会基盤の整備と安心・安全なまちづくりです。
- 身近な道路環境の整備や、公共交通の充実、上下水道などの社会基盤が維持され、良質な住環境が享受できるまちづくりが進んでいます。
- 大規模な災害による被害を防ぐため、行政が行う公助とともに、共助としての防災・減災対策に加え、市民が主体となる自助としての防災活動が進み、地域防災力が向上しています。
- 地域防犯活動や交通安全対策などが進んでいるほか、消費生活に関する相談体制が充実し、市民が安全・安心に暮らすことのできるまちづくりが進んでいます。

基本政策の成果指標

指標名	実績値	目標値	単位
長寿命化計画に基づく修繕実施数	41(R1～R5) ※累計値	23 (R6～R10) ※累計値	箇所
公共交通のべ利用者数	30,922 (R4)	58,000 (R10)	人
東御市内での刑法犯罪の発生件数	84 (R4)	80 (R10)	件

目指す姿を実現する手段

政策	施策	担当課	ページ
1 都市インフラの維持・充実	③① 安全・快適な道路環境の整備	建設課	60
	③② 公共交通の利便性の向上	商工観光課	
	③③ 上下水道の維持・管理	上下水道課	
	③④ ゆとりある住環境づくりの推進	企画振興課	
2 災害に強い地域づくりの推進	③⑤ 防災意識の高揚と防災体制の充実	総務課	62
	③⑥ 地域消防体制の充実	企画振興課	
	③⑦ 災害に強いインフラの強化	消防課	
3 暮らしの安全の確保	③⑧ 地域防犯活動の推進	生活環境課	64
	③⑨ 安心な消費生活への支援		
	③⑩ 交通安全活動の推進		



現状と課題

- 歩道設置等の道路整備事業や、舗装・橋梁・道路付属構造物の修繕を行っています。道路整備事業については、地域の要望を取り入れていく必要があります。
- 公共交通の利用者は主に小学生や高齢者で、それ以外の市民の移動手段は自家用車や家族送迎等が中心です。若年層の公共交通への利用転換のほか、運行時間や運行形態の意向を把握・検証し、利用実態やニーズに合った公共交通システムの構築が不可欠です。
- 健全な上下水道事業の運営に向け、設備の見直しや計画的な改築・更新を行っています。一部の施設は老朽化が進んでいるため、対策を行っていく必要があります。
- 市営住宅や公園施設の長寿命化修繕などを継続的に行うとともに、全国的に空家等が増加傾向であり、なかでも適切な管理が行われないうまま長期間放置されている管理不全な空家等の対策を進めていく必要があります。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術を活用した施設等点検の高度化・効率化の推進 ● AIなどの先端技術を活用した公共交通システムの維持
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共交通及びデマンド交通の利用促進による環境に配慮した取組みの推進 ● 公共交通における再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化の検討
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ● 安全な通学路の整備の推進 ● 安心して利用できる公園施設の整備と利用促進

関連計画

- ・ 東御市公園施設長寿命化計画
- ・ 東御市公営住宅等長寿命化計画
- ・ 東御市都市計画マスタープラン
- ・ 東御市空家等対策計画
- ・ 東御市橋梁長寿命化修繕計画
- ・ 東御市後退道路拡幅整備促進計画
- ・ 東御市地域公共交通計画
- ・ 東御市「水環境・資源循環のみち 2015」構想
- ・ 東御市公共下水道事業計画（污水）

市民・企業等への期待

市 民：公共交通の積極的な利用、所有している空家の管理及び使われていない空家の利活用
 企業・団体等：公共交通の利用促進、協賛

施策の方向性

③① 安全・快適な道路環境の整備

安全で快適な道路環境の整備を目指します。舗装や橋梁は、重要度・緊急度などを考慮して、計画的に修繕を図ります。道路整備事業については、地域との合意形成を図りながら整備に取り組めます。

③② 公共交通の利便性の向上

豊かでしあわせな市民生活を支える持続可能な公共交通環境の実現を目指します。新しい技術の導入を積極的に検討しながら、必要に応じて見直しを行い、利便性と効率性を高めることで持続可能な公共交通体系の構築を推進していきます。

③③ 上下水道の維持・管理

安全・安心な水を届けるとともに、強靱で持続可能な上下水道基盤のあるまちの実現を目指します。安全で災害に強い上下水道の構築に向けた施設の維持・更新を推進します。また、収入と支出の財政バランスを考慮しながら、健全な事業経営を進めます。

③④ ゆとりある住環境づくりの推進

自然と人が共生する良質な住環境を享受できるまちの実現を目指します。景観に配慮した適切な開発指導や市営住宅及び公園施設の長寿命化、個人住宅の耐震化への支援を行います。また、空家について発生の抑制や空き家バンク制度による利活用の促進、管理不全な空家等の改善を推進します。

指標

		実績値	目標値	単位
1	公営住宅長寿命化計画に基づく修繕箇所数	5 (R1～R5) ※累計値	6 (R6～R10) ※累計値	箇所
2	公共交通の収支率	11.4 (R4)	17.0 (R10)	%
3	下水道施設統合数	7 (H30～R5)	3 (R6～R10)	施設
4	空き家バンク契約成立件数	16 (R4)	65 (R6～R10) ※累計値	件

主な事業

- ・道路メンテナンス補助金事業
- ・交通システム運行費補助
- ・下水道施設統廃合事業
- ・空き家対策事業費



災害に強い地域づくりの推進

現状と課題

- 大規模災害による被害を減らすため、訓練や体制づくりが必要ですが、コロナ禍の影響を受け、市民参加型の訓練が十分にできていません。防災ラジオの更新を行い情報伝達の強化を図ったことから、今後更に多様な情報伝達手段により、迅速かつ正確に災害情報を伝えるとともに、防災関連情報を積極的に発信することで、市民の防災意識の向上を図る必要があります。特に近年の大規模化・激甚化する様々な災害に対し、従来から行ってきた防災訓練の想定を見直し、被災の際にも速やかに復興できる地域防災力が求められます。
- 自然災害に対する備えとして、ハードソフトを絡めた安全で安心な地域づくりの推進が求められます。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した災害時情報通信基盤の整備 データを活用した災害への備えの充実による地域防災力の向上
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> 避難所等における再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化の推進
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> 保育園・幼稚園・学校などにおける防災に関する啓発・普及

関連計画

- 東御市地域防災計画
- 東御市国土強靱化地域計画

市民・企業等への期待

市民：ハザードマップづくりへの協力、避難訓練等への参加

施策の方向性

③⑤ 防災意識の高揚と防災体制の充実

大規模な自然災害に対応できる、災害に強いまちづくりの実現を目指します。様々な手段を活用した情報発信を行うほか、毎年実施する防災訓練において隣組単位の安否確認を通じて、地域で顔の見える関係の形成を図り、災害時の各区における「共助」意識の高揚を図ります。また、非常食などの防災備蓄品について、避難者のニーズに合わせた補充を行うほか、指定避難所である小中学校をはじめ、市の公共施設に分散配備するなど防災体制の充実を図ります。

③⑥ 地域消防体制の充実

“自らの地域を自ら守る”持続可能な消防団組織のあるまちの実現を目指します。消防団員の確保のため、市民・事業者・地域に対する啓発活動に取り組むとともに、消防団員の活動環境整備や装備の充実を図ります。

③⑦ 災害に強いインフラの強化

大規模な自然災害に対して、強靱な都市インフラのあるまちの実現を目指します。農業用ため池の耐震診断調査に基づく耐震化対策、雨水排水対策を推進することで水害に強い安全な地域を形成するとともに、各種ハザードマップを充実させて、日頃からの啓発による発災時の被害縮減に取り組めます。

指標

		実績値	目標値	単位
1	防災ラジオの世帯普及率	79.5 (R4)	80.0 (R10)	%
2	消防団活動人員数	670 (R5)	675 (R10)	人
3	消防団協力事業所	52 (R5)	57 (R10)	事業所
4	市防災訓練の参加人員 (※安否確認者数を除く)	5,000 (R5)	15,000 (R10)	人

主な事業

- ・コミュニティ FM 事業
- ・消防団員の処遇改善
- ・消防団員の装備の充実
- ・消防施設整備事業
- ・防災訓練事業



暮らしの安全の確保

現状と課題

- 市民の安心・安全な暮らしのため、関係機関との連携や地区防犯活動やパトロール、防犯灯の設置等を実践し、市内での犯罪発生件数の削減を行っています。強盗や住居侵入などの凶悪化する事件を防止するためには、市民への防犯意識の更なる啓発が必要です。
- 市民が安心して生活できる環境を確保するため、消費生活センターの相談支援を行っています。相談員のアドバイスにより相談者自ら解決に取り組んだ件数の割合は、増加傾向にあります。日々、巧妙かつ複雑化している特殊詐欺を防止するために、更なる市民への啓発や相談体制の充実が求められます。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル技術を活用したリスク管理や情報発信基盤の構築
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> ● 防犯等設備における再生可能エネルギーの導入及び省エネルギー化
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育園・幼稚園・学校などにおける交通安全指導の充実 ● 家庭・地域・学校の連携による子どもの見守り活動の推進

関連計画

- ・ 東御市交通安全計画
- ・ 東御市高齢者福祉計画
- ・ 東御市青少年健全育成計画

市民・企業等への期待

市 民：地域での声かけ・見守り・防犯活動への参加

施策の方向性

③⑧ 地域防犯活動の推進

市民一人ひとりの防犯意識の醸成と、地域ぐるみの防犯活動により、安心・安全に暮らせるまちの実現を目指します。地域主体の防犯パトロールや子どもたちを見守る市民活動を支援します。また、警察などと連携した啓発活動を進め、市民の防犯意識を高めます。

③⑨ 安心な消費生活への支援

特殊詐欺や悪質商法が巧妙化する中で、市民一人ひとりが、安心・安全に消費生活を送れるまちの実現を目指します。子どもたちへの消費者教育、高齢者等の詐欺被害を未然防止するための情報発信、関係機関と連携した相談体制の充実を推進します。

④⑩ 交通安全活動の推進

交通事故のないまちの実現を目指します。警察や交通安全協会、道路管理者、教育委員会等と連携した情報発信や啓発活動を進め、市民の交通安全意識を高めます。

指標

		実績値	目標値	単位
1	交通事故件数	67 (R4)	65 (R10)	件
2	消費生活相談件数に占める自主交渉率	65.1 (R4)	67.0 (R10)	%

主な事業

- ・交通事故防止の啓発
- ・交通安全教室の開催等
- ・消費生活相談



目指す姿

時代に合った魅力発信や行財政改革により、市内外からの共感や愛着を高める

- 多様なニーズに対応し、持続可能なまちづくりが求められています。
- 合併後20年間の取組みの中で積み上げてきた本市の魅力が発信され、認知度の向上や関係人口の拡大及び移住・定住が進み、選ばれるまちづくりが進んでいます。
- 市民と共にまちの魅力を再発見していく取組みを通じ、その魅力を市民が認知することで、本市に対する誇りと愛着がもてるまちづくりが進んでいます。
- 情報化の急速な進展に合わせ、デジタル技術を活用した行政サービスの向上や行政運営の効率化が進み、市民の声に向き合いながら、信頼される行財政経営が行われています。

基本政策の成果指標

指標名	実績値	目標値	単位
ふるさと納税寄附件数	18,135 (R4)	29,000 (R10)	件
人口の社会増減数	+6 (R4)	+534 (R6～R10)	人
行政手続等のオンライン申請件数	1,295 (R4)	1,700 (R10)	件
経常収支比率	92.4 (R4)	89.9 (R10)	%

目指す姿を実現する手段

政策	施策	担当課	ページ
1 シティプロモーションの推進	④① 地域ブランドの構築・発信	企画振興課	68
	④② シビックプライドの醸成		
2 移住・定住の促進	④③ U・I・Jターンと定住の促進	企画振興課	70
3 DXによる行政サービスの 利便性向上	④④ DXの推進	企画振興課	72
4 市民の信頼に応える 行財政経営の推進	④⑤ 効果的で持続可能な行財政 経営の推進	総務課	74
	④⑥ 市民の声に向き合う広報・広聴 活動の充実	企画振興課 税務課	
	④⑦ 広域連携による共同事業の促進		



シティプロモーションの推進

現状と課題

- これまでの歴史・文化・自然に加え、近年はワイン産業の発展や高地トレーニング環境の整備など新たな魅力が創出されるとともに、地域ブランドメッセージ“ほどよく、田舎。とうみ”が徐々に認知されはじめていますが、依然として東御市の魅力度・認知度は低い状態が続いています。地域をはじめ市内企業、各種団体など多くの関係者と連携し、新たな魅力の発掘と市の魅力を域外へ発信する必要があります。
- 市民意識調査では、東御市への愛着を感じている人が全体では約89%と多くの方が愛着を感じていますが、これからの未来を担う10、20代の愛着度は他の年齢層と比較すると低くなっています。若い世代を中心に市のイメージや魅力を認識し共有する機会を創出し、シビックプライド^{※25}の醸成を図る必要があります。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> • デジタルプロモーションの強化 • オンラインを活用したタウンミーティングの推進
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> • ゼロカーボンシティの推進によるまちのイメージ向上
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> • 子育てしやすいまちのPR

関連計画

- 東御市シティプロモーション戦略

※25 シビックプライド
住民の地域に対する愛情や誇り。

市民・企業等への期待

市民：東御市の「日常」の発信
 企業・団体等：地域ブランドのPR

施策の方向性

④① 地域ブランドの構築・発信

市の魅力度・認知度を向上させるとともに、関係人口を拡大し移住定住の促進につながるよう地域ブランドが確立したまちの実現を目指します。地域そのものの総体的な価値を向上させるために、地域や市内企業、各種関係団体と連携し、戦略的にシティプロモーション^{※26}事業を展開します。また、効果的かつ効率的に情報発信を行うため、パブリシティ^{※27}を強化するとともに、メディアリレーション^{※28}活動に積極的に取り組みます。

④② シビックプライドの醸成

市民一人ひとりが市の特徴や強みに気づき、地域の魅力に共感することにより、市に対する誇りと愛着を高めることを目指します。市報、ホームページ、SNS^{※29}などの情報発信ツールを活用し、市民に「魅せる」情報発信を強化するとともに、タウンミーティングや市内の体験イベント等、市民と共にまちの魅力を再発見していく取組みを推進します。

指標

		実績値	目標値	単位
1	県内市における東御市の認知度	19/19 (R5)	14/19 (R10)	位
2	SNS等デジタルを活用した情報発信件数	1,763 (R4)	2,000 (R10)	件

主な事業

- ・シティプロモーション強化事業費
- ・広報事務事業費

※26 シティプロモーション

地域の魅力を市内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動。

※27 パブリシティ

プレスリリースやインタビューへの対応などを通じて、メディアに自社に関する内容を報道として取り上げてもらう活動。

※28 メディアリレーション

メディア（新聞、テレビ、ラジオ雑誌、ネット媒体など）と良好な関係を構築・維持する取組み。

※29 SNS

ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略称で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。



移住・定住の促進

現状と課題

- 人口の社会動態では、令和2（2020）年の国勢調査結果より10代後半から20代前半は転出超過となっているものの、その他の年齢階級では転入超過であり、多くのライフステージにおいて、選ばれるまちとなりつつあります。しかし、市の人口は平成17（2005）年をピークに減少局面に突入し、今後も人口減少が続くと予想されていることから、若年から子育て世代の移住・定住につながる施策を強化し、人口減少抑制の取組みが必要です。
- 移住・定住を推進するためには、検討先・候補先として選ばれるために県外に対しての市の知名度向上、具体的な定住を検討するための情報提供と相談体制の構築、定住のための就業先の確保といった、それぞれのフェーズに応じた施策の展開が必要です。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none">• デジタル技術を活用した相談体制の構築や定住に向けた情報発信の強化・充実• テレワーク環境の整備・充実
ゼロカーボン	—
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none">• 「安心な子育て環境があるまち」であることの発信

関連計画

- 東御市まち・ひと・しごと創生総合戦略

市民・企業等への期待

市民：市内にある「面白い仕事」の発信
 企業・団体等：求人情報・不動産情報の発信

施策の方向性

④ U・I・Jターンと定住の促進

移住定住を促進させることで人口減少を抑制し、一定の人口規模が維持されるまちの実現を目指します。積極的な情報発信を通じて東御市の知名度向上を図るとともに、移住検討者が必要とする情報の収集及び提供を的確に行い、移住検討者のフェーズに応じた、きめ細やかな移住施策を推進します。

指標

		実績値	目標値	単位
1	行政サポートによる移住者	39 (R4)	60 (R10)	人

主な事業

・移住定住推進事業費



DXによる行政サービスの利便性向上

現状と課題

- 全国的な社会問題である少子化・高齢化、後継者不足に関しては、市にとっても解決すべき重要な課題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、行政サービスの利便性の向上及びその効率化の必要性が急速に高まりました。これらの解決に向けて、国が提唱するSociety5.0^{※30}の実現やデジタル・トランスフォーメーション（DX）への積極的な取組みによる、新たな産業の育成や業務効率化の推進が求められています。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> • 行政手続のオンライン化による市民の利便性の向上 • デジタル技術を活用した業務効率化及び行政サービスの向上
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> • デジタル技術を活用したエネルギーの地産地消の促進
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> • 各種サービスのデジタル化による子育て世帯への負担軽減の促進

関連計画

- 東御市情報化推進計画

※30 Society5.0 (ソサエティ 5.0)

仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

市民・企業等への期待

市 民：マイナンバーカードの取得

施策の方向性

④④ DXの推進

いつでも、どこでも、必要な行政窓口にアクセスできるスマートな市役所を実現するため、デジタル技術を活用して行政運営の効率性を高めるとともに、市民の利便性の向上を図ります。また、デジタルに不慣れな市民などが取り残されないよう、デジタルデバイド^{※31}対策に取組み、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる社会の実現を目指します。

指標

		実績値	目標値	単位
1	スマートフォン向け行政アプリ登録件数	0 (R5)	250 (R10)	件

主な事業

- ・スマートフォン向けアプリの利活用の推進

※31 デジタルデバイド
情報通信技術（IT）の恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる格差。



現状と課題

- 効果的な行政サービス提供に向け、職員の提案制度等を活用した業務の改善を行っています。各政策・施策の効果を高められるよう、計画のPDCAサイクル^{※32}を適切にまわし、施策の改善や業務の効率化を推進していくことが重要です。
- 様々な広報媒体を活用し、より多くの市民の目に行政情報が触れるよう発信を行っています。一方的な発信とならないよう情報のニーズを把握し、市の伝えたいことと紐づけた広報活動を推進する必要があります。また、声なき市民のニーズを拾い、より多くの声が市政に反映できる仕組みや場づくりを行っていく必要があります。

重点

DX	<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術の活用による業務の効率化 E B P M^{※33}の推進 職員のデータリテラシー向上の促進
ゼロカーボン	<ul style="list-style-type: none"> ゼロカーボンシティに向けた取組みの推進
子育て・子育て	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援に係る人材の確保・育成

関連計画

- 東御市行政改革大綱
- 東御市行政改革推進計画
- 東御市定員適正化計画
- 東御市公共施設等総合管理計画
- 上田地域広域連合広域計画
- 上田地域定住自立圏共生ビジョン
- 佐久地域定住自立圏共生ビジョン

※32 PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（対策・改善）の4段階を繰り返し、業務を継続的に改善する方法。

※33 E B P M

「Evidence Based Policy Making」の略称で、エビデンス（合理的根拠）に基づき、より実行性の高い政策を立案すること。

市民・企業等への期待

市 民：市政への参加

施策の方向性

④⑤ 効果的で持続可能な行財政経営の推進

限られた財源を効果的かつ効率的に活用する、持続可能な自治体経営を目指します。行政評価制度^{※34}によるP D C Aサイクルを適切にまわし、各政策・施策の効果を高めます。また、財源の確保に努めるとともに、事業の選択と集中による、合理的な財政運営を行います。

④⑥ 市民の声に向き合う広報・広聴活動の充実

市民の声が市政に届き、行政からの適正な広報活動ができるまちの実現を目指します。

声なき市民ニーズを取り込み、より多くの声が市政に反映される広聴活動を推進します。

また、市報やSNSを通じ、市民へ向けた適切な情報発信を行い、信頼される広報活動を推進します。

④⑦ 広域連携による共同事業の促進

広域的な連携による効率の良い行政運営を目指します。

広域計画及び定住自立圏の共生ビジョンに基づき、関係自治体との交流や連携、事務の共同処理などを推進します。

指標

		実績値	目標値	単位
1	市税収納率	99.2 (R4)	前年度以上 (R10)	%
2	普通財産の売却件数	33 (H30～R4) ※累計値	40 (R5～R10) ※累計値	件

主な事業

- ・滞納整理の推進
- ・市有財産活用の推進

※34 行政評価制度

限られた行政資源（ヒト・モノ・カネ）を最大限に有効活用するために、施策や事業を評価して改善・改革に結びつける手法。

湯の丸高原スポーツ交流施設の進捗状況について

資料No.16

1. 特設プールに係る寄附の状況

企画振興部 文化・スポーツ振興課

令和6年1月末現在(単位:件、千円)

(1) 寄附金全体の状況

区 分	寄附金合計			
	個人版(充当分)	企業版	一般	
令和4年度	7,820 件	7,764	24	32
	173,795 千円	81,573	45,400	46,822
令和5年度	9,985 件	9,943	16	26
	163,489 千円	105,853	17,750	39,886
予算達成率	/100,000= 163.49%	/70,000= 151.22%	/20,000= 88.75%	/10,000= 398.86%

(2) 個人版ふるさと寄附金の状況

(単位:千円、%)

	令和4年度実績				令和6年1月末現在			
	寄附額	割合(%)	充当率(%)	充当額	寄附額	割合(%)	充当率(%)	充当額
市長お任せ	117,797	33.3	50.27	59,217	125,238	28.4	50	62,619
湯の丸整備	44,473	12.6	50.27	22,356	86,467	19.6	50	43,234
産業経済 都市整備	33,188	9.4	50.27	16,684	41,820	9.5	50	20,910
市民生活 健康福祉(子育て)	132,600	37.4	50.27	66,658	149,869	34.0	50	74,935
教育・総務	26,162	7.4	50.27	13,152	36,982	8.4	50	18,491
合計	354,220	100.0	50.27	178,067	440,376	100.0	50	220,189

2. 合宿状況

(単位:泊)

区 分	令和3年度 2021年度(実績)		令和4年度 2022年度(実績)		令和6年1月末現在 2023年度実績(予約)	
	陸上	水泳	陸上	水泳	陸上	水泳
宿泊総数	11,956		12,107		13,135 (15,647)	
高原荘別棟	526	1,807	2,042	2,373	3,187 (3,329)	1,278 (2,252)
高原荘	901	5,358	1,063	4,475	1,291 (1,294)	3,690 (5,069)
上記以外	2,397	967	1,927	227	3,328 (3,342)	361 (361)
小 計	3,824	8,132	5,032	7,075	7,806 (7,965)	5,329 (7,682)

日帰利用者数	884 人	951 人	932 人	1,589 人	1,325 人	1,919 人
--------	-------	-------	-------	---------	---------	---------

第82回国民スポーツ大会東御市準備委員会の設立について

1 準備委員会の設立目的

令和10年に第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）が長野県で開催されることが、令和5年7月に内定された。大会開催に向けた準備業務は多岐にわたり、市全体が一丸となって取り組む必要があることや、大会運営に向けた実行委員会を設置（開催3年前）する規定がある。

また、競技団体との連絡調整、庁内組織との連携、市民に対する広報活動や機運醸成など、早期に取り組むことが望ましい課題もあることから、準備業務を着実に進めるための体制づくりが必要なため、実行委員会の前身の準備委員会を設立する。

2 開催時期・期間、競技種目・会場（予定）

- 開催時期・期間 … 令和10年9月中旬～10月中旬 ・ 11日間以内
- 競技種目 … ボクシング競技（成年男子、成年女子、少年男子：1回戦～決勝）
ハンドボール競技（成年女子：1回戦～準々決勝） ※上田・千曲市と共催
- 競技会場 … 東御中央公園第一体育館

3 準備委員会の組織体制

開催に向けた準備業務は多岐にわたるため、各界各層の代表者およそ100名からなる準備委員会を設置し、大会開催に向けた準備を進める。

【委員構成】議会、県行政、競技団体、スポーツ、学校・教育、産業・経済、輸送・交通、宿泊・観光・衛生、医療・保健、警備・消防、社会団体、報道、市行政

【役員構成】会長、副会長、常任委員、監事

【会議種類】総会、常任委員会、専門委員会

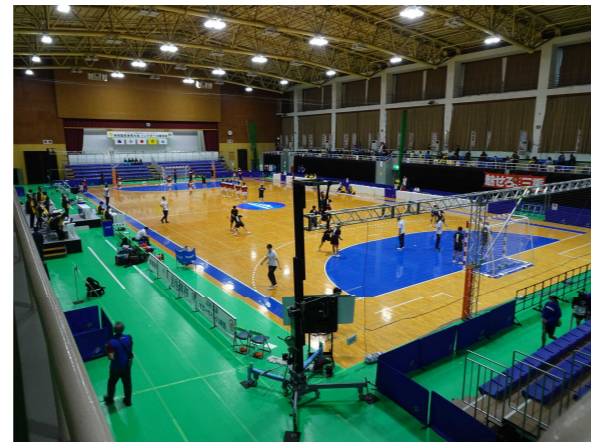
4 準備委員会の主な業務内容

大会開催に係る基本方針、事業計画・報告、予算・決算、会則等について審議し議決する。

5 燃ゆる感動かごしま国体の様子



ボクシング競技
(鹿児島県阿久根市)



ハンドボール競技
(鹿児島県霧島市)

第82回国民スポーツ大会開催に向けたスケジュール

年度	主要日程	東御市準備組織	東御市
令和5年度 (2023年) 【5年前】 鹿児島県	国スポ大会 開催内定	準備委員会設立	文化・スポーツ振興課 で事務担当(専門員配置)
令和6年度 (2024年) 【4年前】 佐賀県		○総会 ○常任委員会 ○各種専門委員会 随時開催	国民スポーツ大会 推進室の設置
令和7年度 (2025年) 【3年前】 滋賀県	会場地総合視察 (日本スポーツ協会・文部科学省) 開催決定・会期決定 ※開催決定イベント	実行委員会へ移行 ○総会 ○常任委員会 ○各種専門委員会 随時開催	庁内推進本部設置 組織拡大(大会終了まで)
令和8年度 (2026年) 【2年前】 青森県	第47回北信越 国民スポーツ大会		リハーサル大会 実施本部設置
令和9年度 (2027年) 【1年前】 宮崎県			本大会 実施本部設置
令和10年度 (2028年) 【開催年】 長野県	第82回国民スポーツ大会・第27回全国障害者スポーツ大会 開催	実行委員会解散	